

南国市地域防災計画

【本編】

令和 6 年 3 月
南国市防災会議

目次

第1編 総則	1-1
第1章 計画の理念と目的	1-2
第1節 計画の目的	1-2
第2節 重点を置くべき事項	1-2
第2章 計画の構成	1-4
第3章 計画の推進と修正	1-6
第1節 計画の効果的な推進	1-6
第2節 計画の修正	1-6
第4章 南国市の概況	1-7
第1節 自然的条件	1-7
第2節 社会的条件	1-8
第3節 気象及び風水害の特徴	1-8
第4節 地震・津波災害の特徴	1-9
第5章 災害リスク評価	1-10
第1節 風水害に関する被害想定	1-10
第2節 地震・津波に関する被害想定	1-15
第6章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	1-17
第7章 住民・自主防災組織等の心構え	1-24
第1節 住民及び自主防災組織の心構え	1-24
第2節 事業所の心構え	1-24
第8章 誰ひとり取り残さないために	1-25
第1節 防災における女性の視点・多様性の視点	1-25
第2節 生活まると防災の推進	1-25
第3節 なんこく防災家族会議の日	1-26
第2編 災害予防対策計画	2-1
第1章 災害に強いまちづくり	2-3
第1節 地震・津波災害に強いまちづくり	2-3
第2節 洪水・浸水害に強いまちづくり	2-11
第3節 土砂災害に強いまちづくり	2-15
第4節 火災に強いまちづくり	2-17
第2章 発災時に機能する組織づくり	2-18
第1節 重点対策期間	2-18

第2節 危機対応の標準化	2-18
第3節 推進体制の強化	2-19
第4節 災害対応のDX	2-19
第5節 訓練の実施	2-21
第3章 災害応急対応への準備	2-23
第1節 災害対策本部の組織・運営	2-23
第2節 通信の確保	2-25
第3節 被害情報の収集	2-27
第4節 災害情報の伝達	2-28
第5節 応援の受入れ	2-42
第6節 広報活動	2-43
第7節 救助・救急活動	2-43
第8節 緊急輸送活動	2-45
第9節 避難所等、被災者の生活対策	2-48
第10節 要配慮者対策	2-52
第11節 物資等の輸送、供給対策	2-59
第12節 ボランティアとの協働活動	2-61
第13節 公共インフラ等被害の応急処置等	2-62
第14節 文教・保育施設等の対策	2-64
第15節 建物、宅地の応急危険度判定	2-64
第16節 被害認定調査、罹災証明の発行	2-65
第17節 応急仮設住宅等	2-65
第18節 生活再建支援	2-66
第19節 保健衛生・防疫対策への備え	2-66
第20節 廃棄物処理	2-67
第21節 特殊災害対策	2-68
第22節 総合相談窓口業務	2-68
第23節 災害復興	2-68
第4章 住民・自主防災組織の予防対策	2-69
第1節 市が行う対策	2-69
第2節 家庭・個人の備え	2-77
第3節 地域の備え	2-78
第3編 災害応急対策計画	3-1
第1章 災害対応のフレームワーク	3-2
第1節 災害対策本部組織図	3-2
第2節 災害対応のフレームワーク	3-5
第3節 災害対策本部活動の活動サイクル「Planning P」	3-6
第2章 配備体制	3-7

第1節 配備基準.....	3-7
第2節 防災体制の種別と配備基準.....	3-8
第3節 分掌事務.....	3-11
第3章 災害応急対応の実施項目	3-24
第1節 災害対策本部の組織・運営.....	3-24
第2節 通信の確保.....	3-24
第3節 被害情報の収集.....	3-25
第4節 災害情報の伝達.....	3-25
第5節 応援の受入れ.....	3-30
第6節 広報活動.....	3-30
第7節 救助・救急活動.....	3-31
第8節 緊急輸送活動.....	3-31
第9節 避難所等、被災者の生活対策.....	3-32
第10節 要配慮者対策.....	3-33
第11節 物資等の輸送、供給対策.....	3-34
第12節 ボランティアとの協働活動.....	3-34
第13節 公共インフラ被害の応急処置等.....	3-35
第14節 文教・保育施設対策.....	3-35
第15節 建物、宅地の応急危険度判定.....	3-36
第16節 被害認定調査、罹災証明の発行.....	3-36
第17節 応急仮設住宅等.....	3-36
第18節 生活再建支援.....	3-37
第19節 保健衛生・防疫対策.....	3-37
第20節 廃棄物処理.....	3-38
第21節 特殊災害対策.....	3-39
第22節 総合相談窓口業務.....	3-40
第23節 災害復興.....	3-40
第4章 住民・自主防災組織の応急対応.....	3-41
第1節 家庭・個人の応急対応.....	3-41
第2節 地域の応急対応.....	3-41
第4編 災害からの復興.....	4-1
第1章 より良いまちづくりに向けて.....	4-2
第1節 復興のビジョン.....	4-2
第2節 復興計画の策定.....	4-2
第3節 防災まちづくり.....	4-4
第4節 事前復興対策本部の設置.....	4-5
第5節 事前復興まちづくり計画の策定.....	4-6
第2章 復興への条件整備.....	4-7

第1節 復興に関連する応急対応	4-7
第2節 計画的復興への条件整備	4-12
第3章 分野別復興施策	4-20
第1節 すまいと暮らしの再建	4-20
第2節 安全な地域づくり	4-33
第3節 産業・経済復興	4-42
第5編 特殊災害対策	5-1
<hr/>	
第1章 重大事故災害発生時の各機関の措置	5-2
第2章 危機対応への準備	5-4
第1節 大規模な火事災害対策	5-4
第2節 林野火災対策	5-6
第3節 道路災害対策	5-7
第4節 鉄道災害対策	5-7
第5節 航空機事故対策	5-7
第6節 海上における流出油災害対策	5-8
第7節 危険物等災害対策	5-8
第8節 不発弾等処理対策	5-10
第9節 原子力事故災害対策	5-12
第3章 危機対応の実施項目	5-13
第1節 大規模な火事対策	5-13
第2節 林野火災対策	5-14
第3節 道路災害対策	5-16
第4節 鉄道災害対策	5-17
第5節 航空機事故対策	5-18
第6節 海上における流出油災害対策	5-21
第7節 危険物等災害対策	5-24
第8節 不発弾等処理対策	5-25
第9節 原子力事故災害対策	5-29
第10節 その他の災害対策	5-31
第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	6-1
<hr/>	
第1章 計画の目的	6-2
第2章 計画に盛り込むべき事項	6-2
第3章 南海トラフ地震臨時情報への対応	6-3
第1節 南海トラフ地震臨時情報	6-3
第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する備え	6-4
第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応	6-5

[第3編 災害応急対策計画]

節	項目	担当チーム								頁
		指揮者	本部活動 統制 T	後方支援 T	各チーム					
第1節	災害対策本部の組織・運営									3-24
第2節	通信の確保	本部活動 統制 T								3-24
第3節	被害情報の収集	本部活動 統制 T	各チーム							3-25
第4節	災害情報の伝達	本部活動 統制 T	財務会計 T	避難者支 援 T						3-25
第5節	応援の受入れ	本部活動 統制 T	後方支援 T	財務会計 T						3-30
第6節	広報活動	広報官	本部活動 統制 T	避難者支 援 T						3-30
第7節	救助・救急活動	後方支援 T	救助・消 火活動 T	医療救護 活動 T	遺体対応 T					3-31
第8節	緊急輸送活動	本部活動 統制 T	後方支援 T	救助・消 火活動 T	土木施設 復旧 T	物資拠点 運営 T	市民			3-31
第9節	避難所等、被災者の生活対策	本部活動 統制 T	後方支援 T	避難者支 援 T	要配慮者 支援 T	環境衛生 T	学校・子 ども支援 T	保育所・ 子ども 支援 T		3-32
第10節	要配慮者対策	本部活動 統制 T	避難者支 援 T	要配慮者 支援 T	住宅支援 T	学校・子 ども支援 T	保育所・ 子ども 支援 T			3-33
第11節	物資等の輸送、供給対策	後方支援 T	上下水道 施設 T	物資拠点 運営 T	市民					3-34
第12節	ボランティアとの協働活動	後方支援 T	福祉事務 所							3-34
第13節	公共インフラ被害の応急処置等	本部活動 統制 T	財務会計 T	救助・消 火活動 T	土木施設 復旧 T					3-35
第14節	文教・保育施設対策	学校・子 ども支援 T	保育所・ 子ども 支援 T	生涯学習 課						3-35
第15節	建物、宅地の応急危険度判定	住宅支援 T								3-36
第16節	被害認定調査、罹災証明の発行	本部活動 統制 T	罹災証明 発行 T							3-36
第17節	応急仮設住宅等	要配慮者 支援 T	環境衛生 T	住宅支援 T						3-36
第18節	生活再建支援	本部活動 統制 T	財務会計 T	罹災証明 発行 T	商工観光 課	農林水産 課				3-37
第19節	保健衛生・防疫対策	保健活動 T	環境衛生 T							3-37
第20節	廃棄物処理	本部活動 統制 T	救助・消 火活動 T	環境衛生 T						3-38

第1編 総則

第1章 計画の理念と目的

第1節 計画の目的

「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づくこの計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る各種の災害に関し、市の処理すべき事務並びに業務を中心として、防災関係機関、住民、事業者それぞれの役割を明確にして市域における防災上必要な施策を定め、災害の拡大防止と被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 重点を置くべき事項

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的に見ても記録に残る範囲においては史上4番目の大きさとなるマグニチュード9.0を記録した巨大地震であり、東北から関東地方に至る太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした大津波は、一部で遡上高約40mの高さに達し、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

また、中央防災会議は、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月28日)において、津波対策を早急に見直し、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大な地震・津波に対して万全に備えなければならないとし、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとの報告を公表した。

高知県では南海トラフを震源とする地震に、おおむね100年～150年の周期で繰り返し襲われてきた歴史があり、将来においても南海トラフ巨大地震・津波が高い確率で発生することが懸念されている。

さらに、近年では洪水や土砂災害等の災害が激甚化し、毎年、日本各地で甚大な被害が発生している。

気象庁によると、1時間降水量が50mm以上(非常に激しい雨)及び80mm以上(猛烈な雨)の年間発生回数は1976年～2022年で増加傾向にある。1時間降水量が80mm以上の大雨発生については1980年頃と比較しておおむね2倍程度に増えた。

近年では、平成23年9月の台風第12号による紀伊半島を中心とした深層崩壊を伴う土砂災害、平成26年8月の台風・豪雨による福知山市、丹波市、広島市を襲った洪水害・土砂災害、平成28年8月の台風第10号による東北地方・北海道を襲った水害、平成30年7月の豪雨による広島県や岡山県等の西日本を中心とした洪水害・土砂災害、令和3年7月の豪雨による熱海市の土砂災害等、全国で激甚災害が相次いでいる。

このような状況の中、本市においては「生命の安全確保」を最優先に考え、各種災害に対するハード対策と人づくり・地域づくり等のソフト対策の組合せにより、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視

し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となった予防対策の推進に努める。

第2章 計画の構成

本計画は、これまで「一般対策編」、「地震・津波対策編」に分かれていた南国市地域防災計画を1つの計画に統合したものであり、平時における地域防災計画の内容習熟、発災時における応急対応方針としての活用の双方の視点から計画の実効性向上を図るため、「本編」、「基本マニュアル編」、「資料編」の3編に再編成を行ったものである。

なお、本計画の運用に際しては水防法に基づく「南国市水防計画」及び「南国市総合計画」、また「南国市国土強靱化地域計画」、さらには指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び高知県地域防災計画とも十分に調整を図るものとする。

また、本計画の構成においては、災害応急対応に向けてどのような準備をし、その準備が実際の災害応急対応にどのように活かされるのかを分かりやすく示すため、発災前に実施する「災害応急対応への準備」と発災時に実施する「災害応急対応の実施」の各項目について、次頁のとおり統一を図っている。各課（チーム）においては、次頁の一覧表を参考に、事前準備から災害応急対応までの一連の流れを把握するよう努めるものとする。

《計画の構成》

編	概要
本編	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
基本マニュアル編	災害時の市の応急対策、復旧・復興対策に関する対応方針を記載したもの
資料編	様式、各種基準、データ、規則・条例・要綱等

≪ 「災害応急対応への準備」と「災害応急対応の実施」の取組内容対応表 ≫

No.	項目	災害応急対応への準備 (災害予防対策計画)	災害応急対応の実施 (災害応急対策計画)
1	災害対策本部の組織・運営	P.2-23	P.3-24
2	通信の確保	P.2-25	P.3-24
3	被害情報の収集	P.2-27	P.3-25
4	災害情報の伝達	P.2-28	P.3-25
5	応援の受入れ	P.2-42	P.3-30
6	広報活動	P.2-43	P.3-30
7	救助・救急活動	P.2-43	P.3-31
8	緊急輸送活動	P.2-45	P.3-31
9	避難所等、被災者の生活対策	P.2-48	P.3-32
10	要配慮者対策	P.2-52	P.3-33
11	物資等の輸送、供給対策	P.2-59	P.3-34
12	ボランティアとの協働活動	P.2-61	P.3-34
13	公共インフラ被害の応急処置等	P.2-62	P.3-35
14	文教・保育施設等の対策	P.2-64	P.3-35
15	建物、宅地の応急危険度判定	P.2-64	P.3-36
16	被害認定調査、罹災証明の発行	P.2-65	P.3-36
17	応急仮設住宅等	P.2-65	P.3-36
18	生活再建支援	P.2-66	P.3-37
19	保健衛生・防疫対策	P.2-66	P.3-37
20	廃棄物処理	P.2-67	P.3-38
21	特殊災害対策	P.2-68	P.3-39
22	総合相談窓口業務	P.2-68	P.3-40
23	災害復興	P.2-68	P.3-40

第3章 計画の推進と修正

第1節 計画の効果的な推進

この防災計画の策定に当たっては、本市の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、防災基本計画及び高知県地域防災計画に記述する各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、本市の特性上、必要な事項を適宜付加する。

この防災計画を効率的に推進するため関係部署、関係機関との連携を図り、次の3点を実行する。

- 計画に基づく各チームマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた災害応急対応の習熟
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第2節 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、南国市防災会議は毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、修正を加える。

第4章 南国市の概況

第1節 自然的条件

区分	概要
位置	本市は、高知県の中東部に位置し、西は高知市、東は香南市及び香美市、北は長岡郡本山町及び土佐郡土佐町、南は土佐湾とそれぞれ接している。北緯 33 度 34 分、東経 133 度 38 分に位置し、東西約 12 km、南北約 23 km で、面積は 125.35k m ² を有する。
地形	<p>本市の北部は、四国山地の南端にあり、中部南部は高知平野、そして沿岸部となっている。中部南部域は、高知平野の東部を占める香長平野と称される地域で、香南市との境を流れる物部川や国分川、野中兼山の新田開発によって作られた舟入川が市の中央部を東から西に流れ、高知市で浦戸湾に注いでいる。</p> <p>これらの河川により形成された本県最大の扇状地で、北は古期扇状地が長岡台地を形成し、その南側に沖積層の新时期扇状地が形成され、この新时期扇状地を、香美市土佐山田町神母木、その南の岩積あたりを自然のはげ口とした幾つかの自然流が放射状に派流して、そこに「自然堤防」「後背湿地」が形成されているのが特徴である。</p> <p>また、沿岸部は、東西に砂礫洲、砂礫丘が形成され、南北に幅 500m、高さ 11m もの規模となっている。</p>
地質	<p>四国の地質は、日本列島のなかでは新生代の火山噴出堆積物が比較的少なく、列島の骨格を形成する複雑な基盤岩類が地表に広く露出・分布する地域であり、中央構造線を境にその北側(内帯)と南側(外帯)とで大きく異なっている。</p> <p>中央構造線北側に当たる内帯では、白亜紀～第三紀に広範に貫入した火成岩類(主に領家花崗岩類、一部広島花崗岩類)が瀬戸内海沿いに分布しているほか、中央構造線に沿って、堆積当時の左横ずれ運動で生じた盆地を埋積して白亜紀末の堆積岩類(和泉層群)が分布する。</p> <p>中央構造線南側に当たる外帯では、深海底や海溝で堆積し南海トラフに平行して二畳紀～ジュラ紀以降にプレート運動により付加された付加体(秩父帯、四万十帯)、後期ジュラ紀～前期白亜紀の付加体を原岩とし地下数十キロで高圧変成作用を受けた岩石や千数百度の高温を経験した高圧型変成岩類(三波川変成帯)などが、東西方向に向け帯状に分布している。</p> <p>四国地方は、北から中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線の3本の構造線により区分される特徴があり、仏像構造線の南側には、土佐湾を経て、安芸・中筋構造線が分布している。</p> <p>本市の地質は、このうち仏像構造線沿線に位置し、南部は四万十帯に、北部は秩父帯に属しており、北から南へかけ古い地層から次第に新しい地層へと帯状に並び、市全域が瓦を伏せたようになっているのが特徴である。</p>

【資料編】「南国市及び周辺の土地分類図」

【資料編】「地質概要図」

【資料編】「南国市及び周辺の表層地質図」

第2節 社会的条件

区分	概要
人口・世帯数	令和2年国勢調査によると、人口46,664人、世帯数19,705世帯であり、人口は平成27年と比べ2.7%減少、世帯数は1.1%増加している。昼間人口は50,873人である。 また、0～14歳の割合は12.2%、15～64歳の割合は55.5%、65歳以上の人口は32.3%である。
交通	本市は、高知県の中央部、県都高知市に隣接し、高知県下第2位の人口規模を有している。 鉄道は土讃線・土佐電鉄・土佐くろしお鉄道が走り、市内にはJR土讃線の後免駅、土佐長岡駅がある。また、高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、県内の交通の要衝であり、岡山、大阪、東京等を繋ぐ広域交通結節拠点としての位置付けを担っている。

第3節 気象及び風水害の特徴

四国は地理的にみて南九州と並んで台風が接近・通過しやすい位置にある。中でも高知県は南に開いた形状をしており、北側には標高1,000～1,500mを示す四国山地を控えており、南からの多湿な空気が吹き付けた場合、その山地斜面を駆け上がるような気流が発生し、発達した積乱雲等の発生しやすい地形となっている。したがって、高知県は全国的にみても多雨地域に属しており、年平均の降水量は2,600mmを超えている。

近年では、平成10年9月かつてないような記録的な集中豪雨に見舞われた。この豪雨は秋雨前線の停滞によるもので前線に向かって南から湿った風が吹き続け、9月23～25日にかけて高知市、南国市、香美市を結ぶ带状の地域に雨が集中した。高知市では最大24時間降水量(24日7時から25日6時)は861mm、最大1時間降水量が129.5mmに達し、気象台始まって以来の降水量を記録した。南国市(後免)では862mm、香美市(繁藤)では979mmに達した。国分川、舟入川では堤防からの溢水・越流、内水はん濫による多大な浸水被害が生じた。また、物部川が警戒水位を上回った。高知市及び周辺市町を加えた被害の概要は死者8名、負傷者13名、家屋の全壊24戸、半壊20戸、床上浸水13,442戸、床下浸水10,235戸、公共施設被害29戸に上った。

【資料編】「過去の風水害」

第4節 地震・津波災害の特徴

区分	概要
近地津波 地震災害	<p>(1) 南海トラフを震源とする地震</p> <p>この地震は、おおむね100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部の発表では、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%（令和6年1月1日時点）とされている。本市では震度6弱～震度7の地震動が予測されている。</p> <p>地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性がある。地震発生後すべての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、所によっては10mを超える非常に高い津波高が予測される。</p> <p>(2) 日向灘を震源とする地震</p> <p>この領域では、M7程度の地震が十数年から数十年に一度の割合で発生しているが、日向灘周辺で発生する地震では、周辺の沿岸各地に地震の揺れによる被害のほか、震源域が浅い場合には、津波被害が生じることがある。</p> <p>「1968年日向灘地震」（昭和43年）では、津波の驗潮記録から得られた最大全振幅は室戸岬124cm、土佐清水236cm、宿毛224cm等となっており、津波の実測による高さは四国南西部で最大3m以上となり、津波による被害も発生した。</p>
遠地津波 災害	<p>遠地津波とは、遠方を震源とする地震等により発生し、伝播してきた津波で、1952年カムチャッカ津波、1960年チリ地震、2010年チリ中部沿岸を震源とする地震などにおける被害が確認されている。特に1960年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊、床上、床下浸水が発生した。</p>

【資料編】「高知県下に被害をもたらした主な地震」

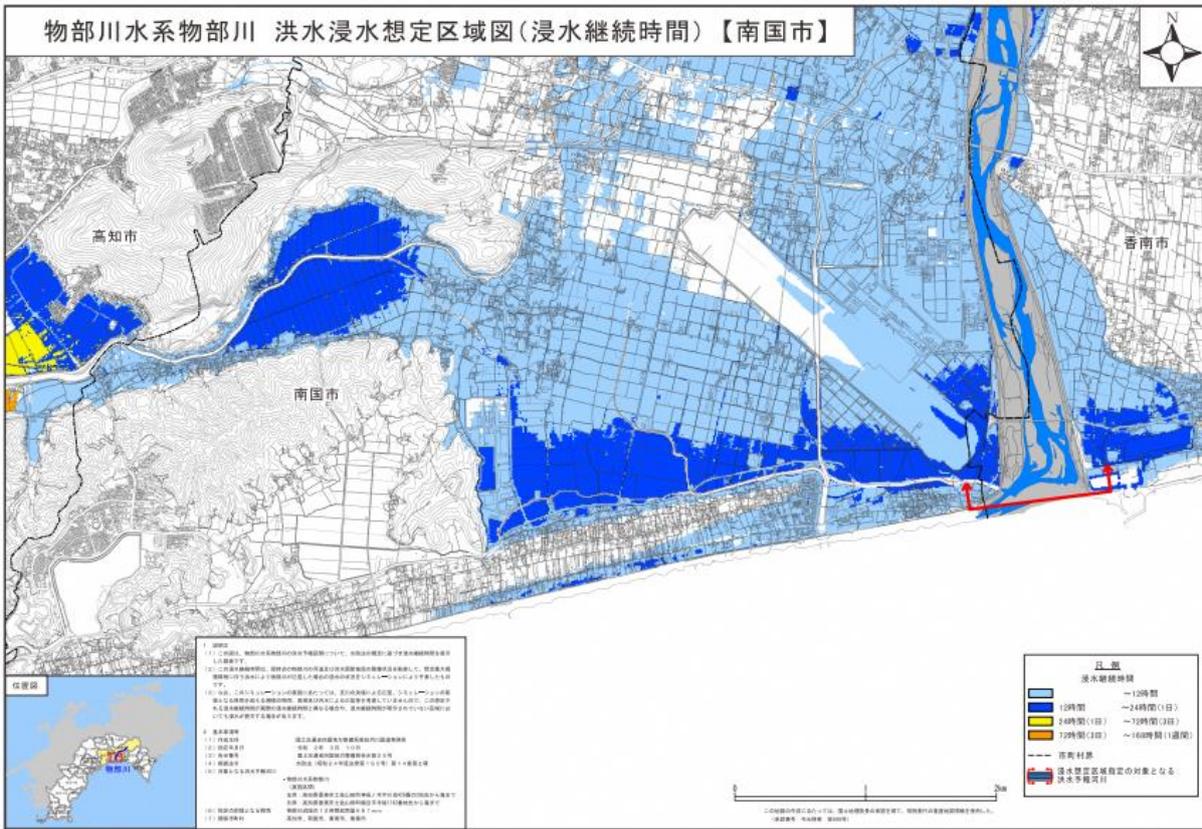
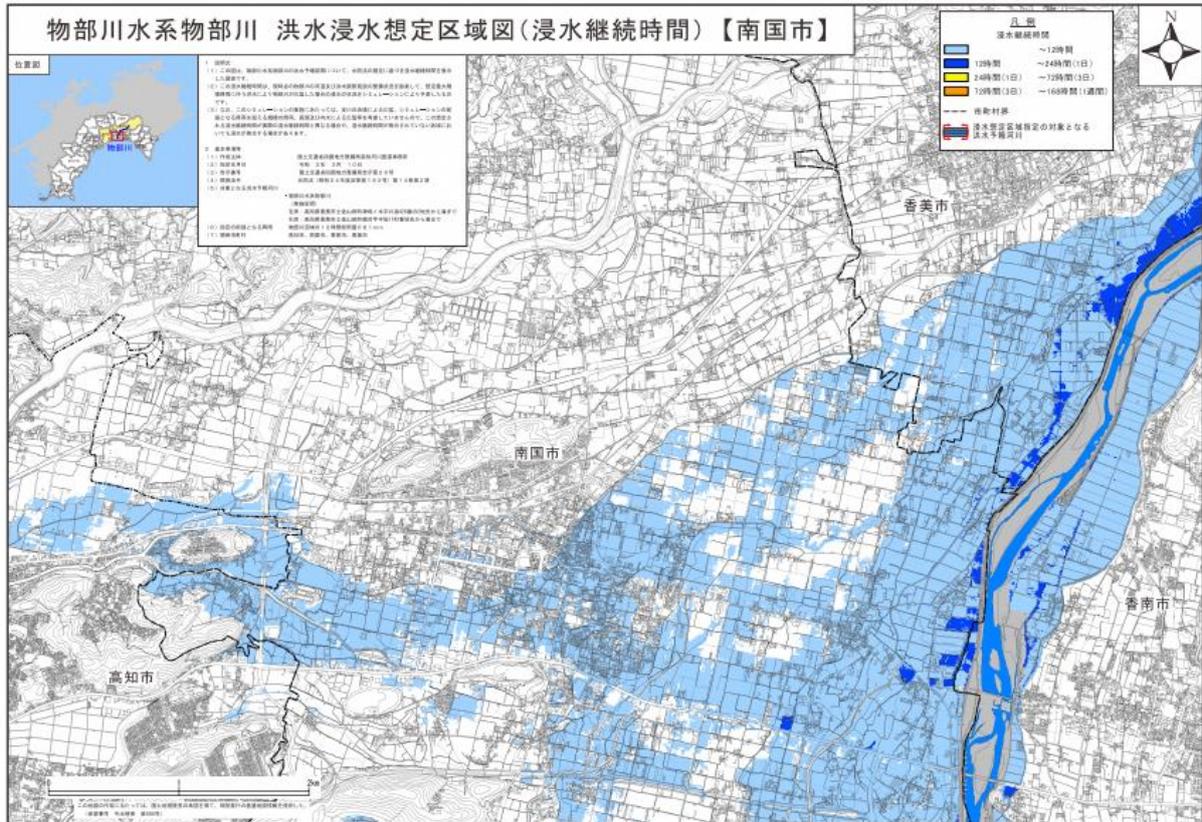
第5章 災害リスク評価

第1節 風水害に関する被害想定

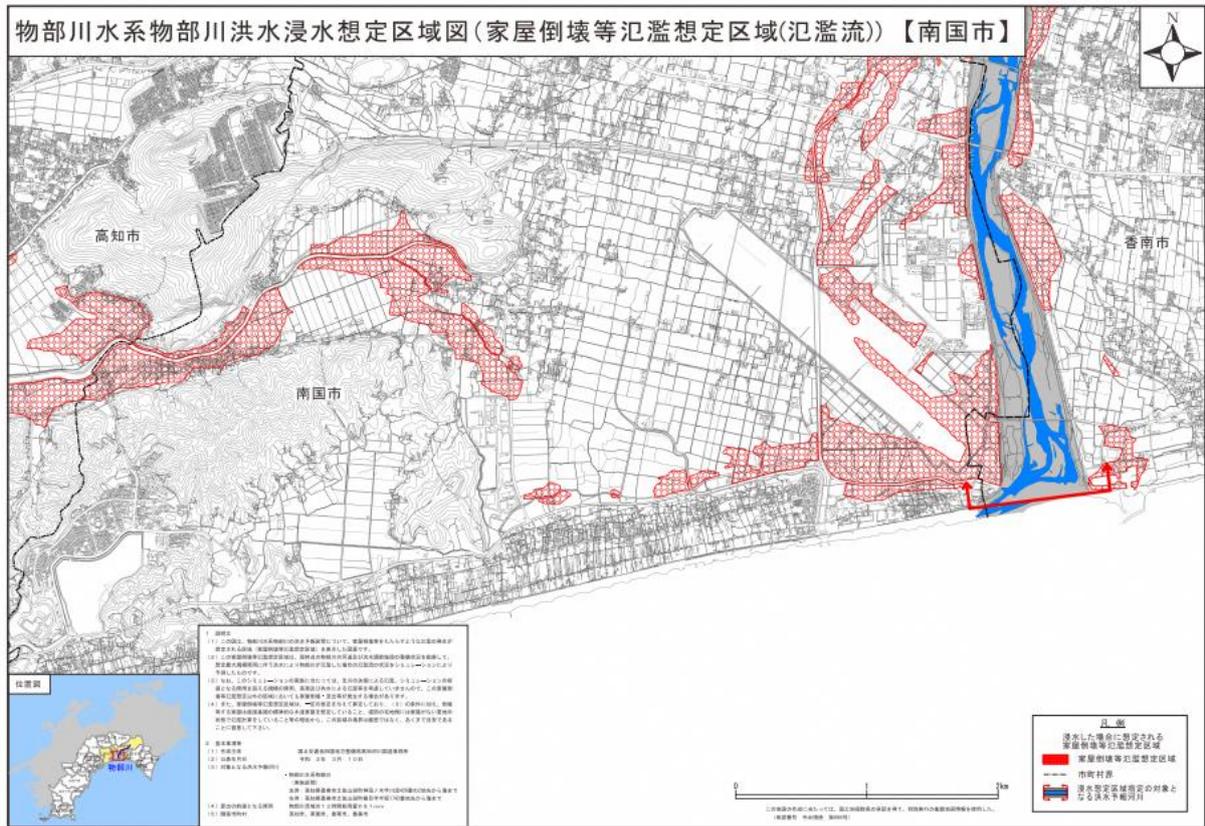
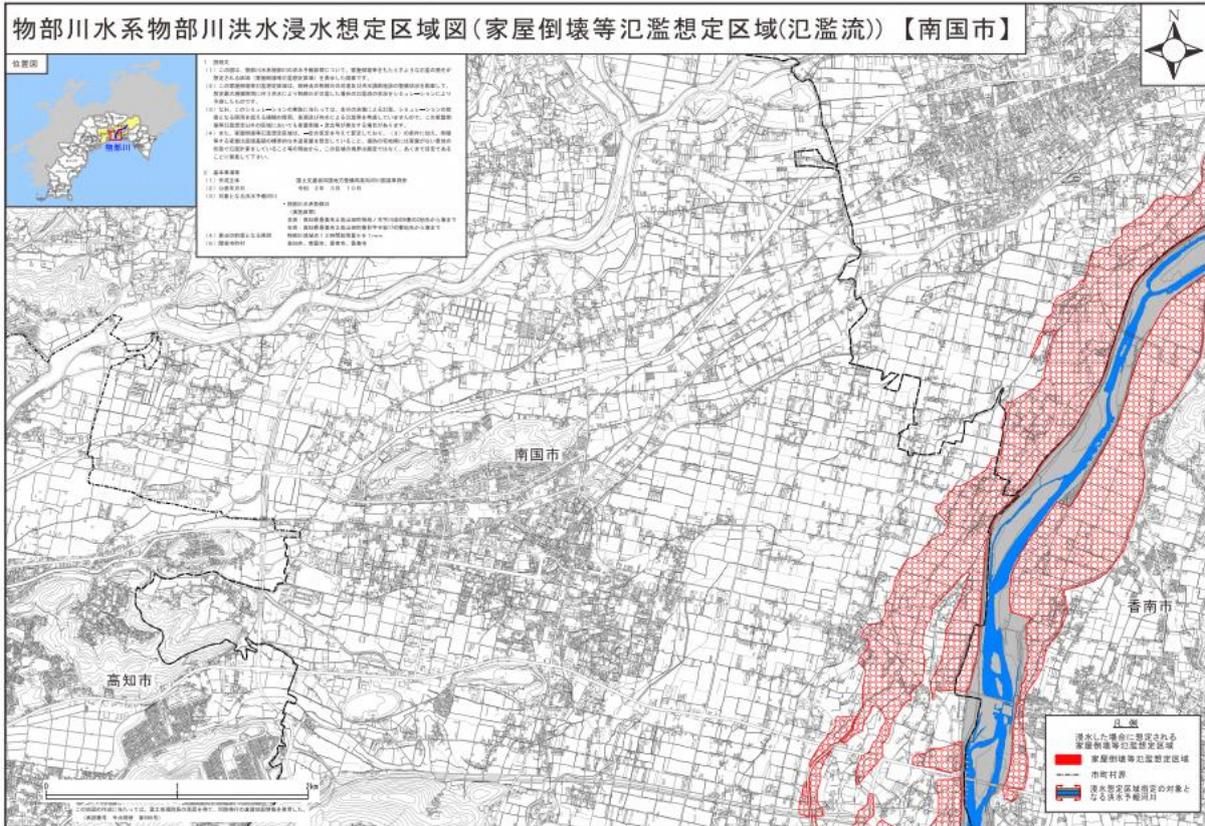
近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨の発生により、全国各地で毎年のように災害が発生しており、今後も大雨の頻発化、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念されている。

本市では、物部川において想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域が「洪水浸水想定区域」として指定され、指定区域および浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間が洪水浸水想定区域図として公表されている。また、洪水浸水想定区域図では、浸水高が 5m を超える地域があることに加え、河川沿岸地域を中心に広く家屋倒壊等はん濫想定区域が広がっており、浸水等による被害について警戒が必要となっている。

[物部川水系物部川 洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)]



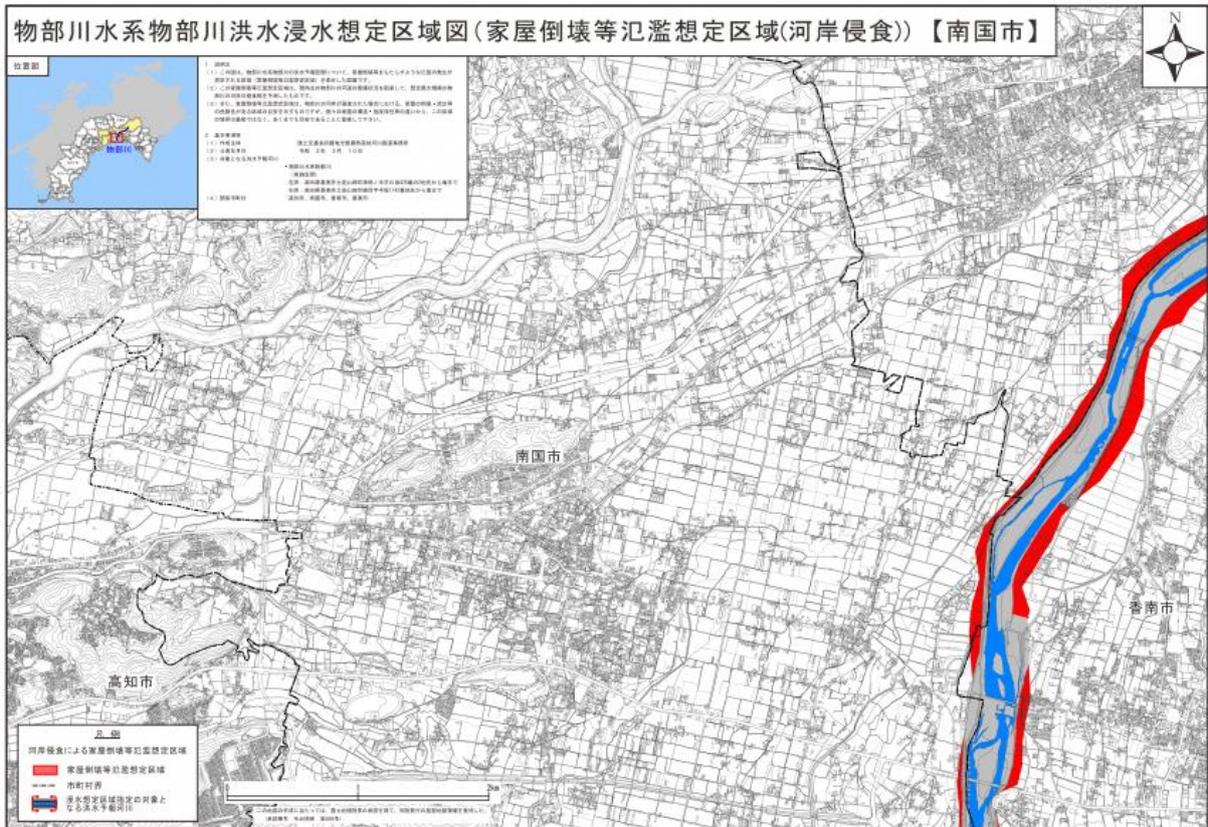
[物部川水系物部川 家屋倒壊等氾濫想定区域図(氾濫流)(想定最大規模)]



第1編

総則

[物部川水系物部川 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)(想定最大規模)]



第2節 地震・津波に関する被害想定

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害想定として、南海トラフ巨大地震モデル検討会によるデータを踏まえ高知県が推計した高知県版の「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づく被害想定結果を以下に示す。

【南国市に関する被害想定条件】

○被災ケース

- 強振動生成域：陸側ケース
- 津波診断モデル：ケース④（「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定）

○その他の条件

- 冬の深夜に発生
- 避難速度は1分あたり35m
- 浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難

【建物被害】

原因	現状	対策後
液状化	20	—
揺れ	7,200	840
急傾斜地崩壊	20	—
津波	3,200	—
地震火災	310	—
合計	11,000	—

【人的被害（死者数・重症者数）】

原因	死者数		重傷者数	
	現状	対策後	現状	対策後
建物倒壊	460	40	1,600	350
津波	2,800	130	70	若干名
急傾斜地崩壊	若干名	—	若干名	—
火災	20	—	若干名	—
ブロック塀	若干名	—	若干名	—
合計	3,200	170～	1,700	350～

【1日後の避難者数】

場所	現状	対策後
避難所	15,000	8,100
避難所外	9,200	4,300
合計	25,000	12,000

【現状の条件】

- 避難開始のタイミング
 - ・10分後：20%
 - ・20分後：50%
 - ・津波打擲後：30%
- H25.3時点の津波避難タワー・ビルを考慮（整備率26%）
- 住宅の耐震化率：74%

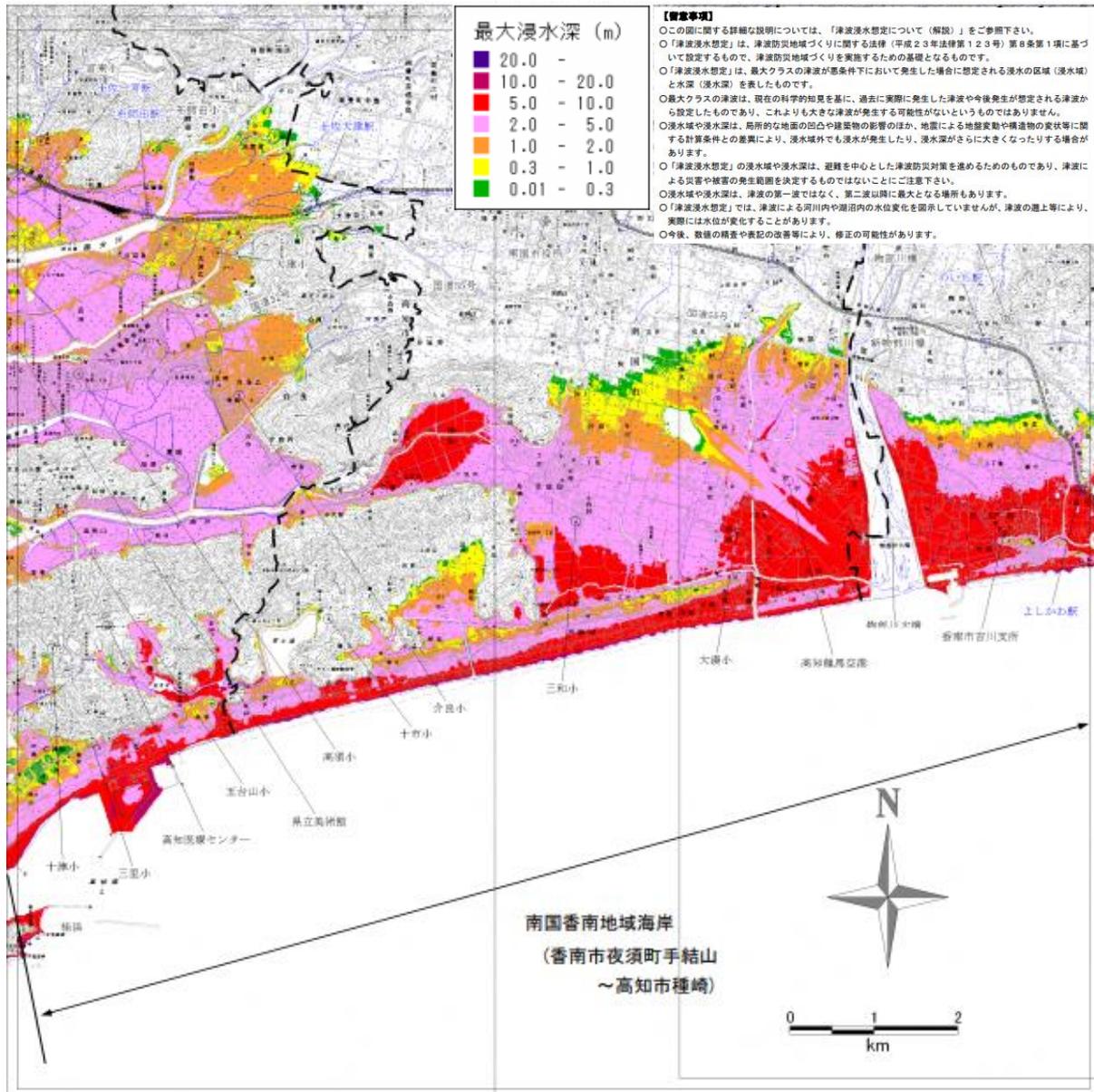
【対策後の条件】

- 避難開始のタイミング
 - ・10分後：100%
- H25.2時点で建設予定の避難路・避難場所、津波避難タワーの整備が完了
- 住宅の耐震化率：100%

【資料編】「震度分布図及び地震継続時間分布図」

【資料編】「津波浸水予測時間図及び津波浸水予測図」

[高知県沖津波想定 (南国香南地域海岸) < 9 南国市 >]



第6章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
1.南国市防災会議	① 南国市地域防災計画を策定し、その実施を推進すること。 ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 ③ 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。 ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。 [主な責務] ・ 市域に係る防災に関する重要事項を審議する。 ・ 南国市防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条及び南国市防災会議条例の定めるところによる。
2.南国市	① 地域防災計画の策定 ② 防災に関する組織の整備 ③ 防災知識の普及、防災教育及び防災訓練の実施 ④ 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進 ⑤ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ⑥ 防災のための施設、設備の整備及び点検 ⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑧ 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設・運営 ⑨ 消防、水防その他応急措置 ⑩ 被災者に対する救助及び救護等の措置 ⑪ 緊急輸送の確保 ⑫ 食料、医薬品、その他物資の確保 ⑬ 災害時の保健衛生及び応急教育 ⑭ その他の災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 ⑮ 災害復旧・復興の実施 [主な責務] ・ 市域並びに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を策定し、法令に基づきこれを実施する。 ・ 実施に当たり、市は消防機関等の組織の整備、市域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、その他市の機関は、市の責務が十分果たされるよう相互に協力する。
3.地方自治体	<p>[主な責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。
(1)高知県	<ol style="list-style-type: none"> 地域防災計画の策定 防災に関する組織の整備 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 防災のための施設、設備の整備及び点検 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 避難の指示及び避難場所の開設の指示 水防その他応急措置 被災者に対する救助及び救護等の措置 緊急輸送の確保 食料、医療品、その他物資の確保 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 災害復旧・復興の実施 <p>[主な責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。
4.指定地方行政機関	<p>[主な責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市の地域防災計画の策定及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、県又は市に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。
(1)中四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 警察通信の確保及び統制 管区内各警察への気象予警報等の伝達
(2)四国財務局高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 <ul style="list-style-type: none"> 災害関係の融資 預貯金の払戻し及び中途契約

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> ・手形交換、休日営業等の配慮 ・保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ・その他非常金融措置 ④ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け ⑤ 地方公共団体に対する短期資金の貸付け ⑥ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
(3)四国厚生支局	① 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
(4)中四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ① 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 ② 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 ③ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 ④ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 ⑤ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業 ⑥ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
(5)四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ① 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 ② 国有保安林の整備保全 ③ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整
(6)四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 ② 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ③ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等
(7)中四国産業保安監 督部四国支部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等 ② 危険物等の保安の確保 ③ 鉱山における災害の防止 ④ 鉱山における災害時の応急対策
(8)四国運輸局高知運 輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における自動車による輸送のあっせん ② 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達あっせん
(9)大阪航空局高知空 港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保 ② 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
(10)高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ① 海上災害に関する警報等の伝達、警戒 ② 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ③ 海上における人命救助 ④ 避難者、救援物資等の緊急輸送 ⑤ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査 ⑥ 海上における流出油事故に関する防除措置 ⑦ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 ⑨ 海上治安の維持 ⑩ 海上における特異事象の調査
(11)高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に関する予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 ② 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 ③ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 ④ 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発
(12)四国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種非常通信訓練の実施及びその指導 ② 高知地区非常通信協議会の育成指導 ③ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 ④ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 ⑤ 災害時における通信機器の供給の確保
(13)高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 ② 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 ③ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 ④ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 ⑤ 労働条件の確保に向けた総合相談 ⑥ 事業場の閉鎖時による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 ⑦ 被災労働者に対する労災保険給付 ⑧ 労働保険料の納付に関する特例措置 ⑨ 雇用保険の失業認定に関すること ⑩ 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
(14)四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 ② 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 ③ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 ④ 直轄河川の水質事故対策、通報等 ⑤ 直轄ダムの放流等通知 ⑥ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 ⑦ 港湾・海岸・空港の災害応急対策 ⑧ 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 ⑨ 災害関連情報の伝達・提供 ⑩ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 ⑪ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
(15)中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ② 災害時における米軍部隊との連絡調整

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
5.自衛隊	① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 ② 市が実施する防災訓練への協力 ③ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） ④ 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与
6.指定公共機関	[主な責務] ・その業務の公共性又は公益性に照らし、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災計画の策定及び実施が円滑に行われるようにその業務について市に対し協力しなければならない。 ・その業務の公共性又は公益性に照らして、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。
(1)日本放送協会	① 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 ② 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 ③ 生活情報、安否情報の提供 ④ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
(2)西日本電信電話(株)	① 電気通信設備の保全及びその災害復旧 ② 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(3)(株)NTTドコモ四国	① 電気通信設備の保全及びその災害復旧 ② 災害非常通話の確保
(4)日本郵便(株)	① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 ⑥ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ⑦ 通信病院の医療救護活動 ⑧ 簡易保険福祉事業団に対する災害援護活動の要請 ⑨ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
(5)日本銀行	① 現金の確保及び決済機能の維持 ② 金融機関の業務運営の確保 ③ 非常金融措置の実施
(6)日本赤十字社	① 災害時における医療救護 ② 死体の処理及び助産 ③ 血液製剤の確保及び供給の為の措置 ④ 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 ⑤ 被災者に対する救援物資の配布 ⑥ 義援金の募集受付 ⑦ 防災ボランティアの登録及び育成 ⑧ 防災ボランティアの活動調整 ⑨ 各種ボランティアの調整、派遣

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
(7)西日本高速道路(株)	① 管理する道路等の保全及び災害復旧
(8)四国旅客鉄道(株)	① 鉄道施設等の保全 ② 救助物資及び避難者の輸送の協力
(9)四国電力(株) 四国電力送配電(株)	① 電力施設の保全、保安 ② 電力の供給
(10)KDDI(株) 高松テクニカルセンター	① 電気通信設備の保全及びその災害復旧 ② 災害時における通信の疎通確保
7.指定地方公共機関	[主な責務] <ul style="list-style-type: none"> その業務の公共性又は公益性に照らし、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災計画の策定及び実施が円滑に行われるようにその業務について市に対し協力しなければならない。 その業務の公共性又は公益性に照らして、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。
(1)(一社)高知県エルピーガス協会	① ガス施設の保全、保安 ② ガスの供給 ③ 避難所への支援
(2)放送事業者(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知	① 気象予警報等の放送 ② 災害時における広報活動 ③ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 ④ 住民に対する防災知識の普及 ⑤ 生活情報、安否情報の提供
(3)土佐くろしお鉄道(株)	① 鉄道施設等の保全 ② 救助物資及び避難者の輸送の協力
(4)とさでん交通(株)、(一社)高知県バス協会	① 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(5)(一社)高知県トラック協会	① 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(6)(一社)高知県医師会	① 災害時における救急医療活動 ② 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力の上、救急医療活動を行う。
(7)(一社)高知県建設業協会	① 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること
(8)(公財)高知県消防協会	① 防災・防火思想の普及に関すること ② 消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること ③ 要配慮者等の避難支援への協力に関すること
(9)(公社)高知県看護協会	① 災害看護に関すること ② 要配慮者等の健康対策に関すること

防災関係機関	処理すべき事務または業務の大綱
(10)(社福)高知県社会福祉協議会	① 要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関すること ② 災害時の福祉施設の人材あっせんに関すること ③ 災害ボランティアに関すること ④ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
(11)(株)高知新聞社	① 県民に対する防災知識の普及に関すること ② 災害時における広報活動 ③ 生活情報、安否情報の提供
8.公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	[主な責務] ・ 市域における公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
(1)産業経済団体	① 農業協同組合、森林組合、土地改良区、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等は被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
(2)病院等医療施設の管理者	① 避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。 ② 災害時における病人等の収容及び保護に努める。 ③ 災害時における負傷者の治療及び助産に努める。
(3)社会福祉施設の管理者	① 避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。要配慮者の受入先となる福祉避難所としての協定締結等に協力する。
(4)危険物施設等の管理者	① 安全管理の徹底、防護施設の整備等を図る。

第7章 住民・自主防災組織等の心構え

第1節 住民及び自主防災組織の心構え

住民及び自主防災組織は、法令又は地域防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たすことに努め、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、地震防災に関する知識の習得に努め、必要な備えを行うとともに、自分たちの身は自分たちで守る自助の取組を行動に移すことができるよう、地域で相互に啓発し合い、南海トラフ地震が発生したときは、自らの判断により危険の回避等の行動をとり、地域においては共に助け合い、支え合って避難、救助活動、避難生活等を行うことに努める。また、防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄の推進を図る。

【一人当たりの必要量の目安】

- 飲料水 3日分 9リットル
- 食料 3日分

第2節 事業所の心構え

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

【事業所が災害時に果たす役割】

- 従業員や利用者等の安全確保
- 事業の継続
- 地域への貢献・地域との共生
- 二次災害の防止

第8章 誰ひとり取り残さないために

第1節 防災における女性の視点・多様性の視点

地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、南国市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第2節 生活まると防災の推進

市は、各部署で実施している行政活動（通常業務、イベント）に防災のエッセンスを追加する「生活まると防災」を進め、住民や自主防災組織、学校や事業者等、多様な組織による協働の体制を構築することで連携を強化し、防災・減災対策に努める。



第3節 なんこく防災家族会議の日

本市では大規模災害に備え、住宅の耐震化や家具や家電の安全対策、家庭で備蓄しておくべき食料や水、安否確認法、避難場所など家族で防災について話し合い、市民の防災意識を高めることを目的に、毎月21日を「なんこく防災家族会議の日」に制定している。

市は、防災行政無線による放送及び広報紙やホームページへの掲載等による広報などにより市民への周知を行う。

毎月21日は...

ぼうさい かぞく かいぎ ひ
なんこく防災家族会議の日

～家族防災会議を開こう～

さいがい お たいせつ
災害は、いつどこで起きるかわかりません。大切な

かぞく まも ひがい さいしょうげん く と
家族を守るために、被害を最小限に食い止めるため

じっさい さいがい はっせい とき そうてい かぞく
に、実際に災害が発生した時のことを想定して、家族

ぼうさい はな あ
で防災について話し合みましょう。

じしん お
1.もし地震が起きたら？

じぶん いえ だいじょうぶ
2.自分の家は大丈夫かな？

ひ じゅんび
3.日ごろから準備しているかな？

チェックシートがあるから確認してみよう！！

チェックシートQRコード

なんこくし びちく びちくしょく おうち ひと いっしょ た
南国市が備蓄している備蓄食をお家の人と一緒に食べてみてね♪

第2編 災害予防対策計画

本計画における各災害予防対策については、災害の拡大防止と被害の軽減を図るために実施すべき施策の方針を示すものとしており、各分野における詳細な施策の内容については「南国市国土強靱化地域計画」を参照するものとする。

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 地震・津波災害に強いまちづくり

1-1. 防災まちづくり

区分	実施内容	担当
1. 災害に強い都市構造の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 南国市総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画に基づき、災害に強い都市構造の形成を図る。 ● 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。 	企画課 都市整備課 その他関係各課
2. 地震防災緊急事業五箇年計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に策定し、それに基づく事業の推進を図る。 	関係各課
3. 津波に強いまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ● 特に、津波到達時間が短い沿岸部では、津波避難タワー等の整備により、徒歩でおおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域は、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。 ● その他、以下に留意して、津波に強いまちの形成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画 ・ 民間施設の活用による津波避難ビル等の避難関連施設の確保 ・ 建築物や公共施設の耐浪化等 <p>[参考 2-1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方]</p>	危機管理課 都市整備課 その他関係各課
4. 津波浸水想定公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波による津波浸水想定区域を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。 	危機管理課
5. 津波災害警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県による津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の指定があったときは、市の地域防災計画において、当該区域ごとに施設名称及び所在地等の必要な事項について定める。 <p>[参考 2-2 津波災害警戒区域の対象施設に関する情報]</p>	危機管理課

区分	実施内容	担当
6. 津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の地域防災計画において、津波浸水想定区域の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 	危機管理課
7. 津波災害警戒区域の住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害警戒区域が市域に含まれるときは、市の地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。 	危機管理課
8. 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう努める。 ● やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。また、中長期的には浸水の危険性を踏まえ、危険性の低い場所へ誘導する。 ● 特に、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期す。 	危機管理課
9. 海岸保全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波浸水想定区域にある工場、物流拠点等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保するため、関係機関との連携の下、施設の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設等の総合的な整備 ・ 海岸保全施設の諸機能の維持・継続 ・ 堤外地も含めた避難施設の整備 	国土交通省 高知県 危機管理課
10. 河川堤防の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川堤防の整備等を関係機関と連携し、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。 	高知県 建設課

【資料編】

災害時要配慮者施設（津波浸水想定区域）

参考 2-1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

- 津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2の津波）
 - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1の津波）

区分	対策の方向性
レベル2の津波	<p>住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に以下のような対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに沿岸部の産業・物流機能への被害軽減など、本市の状況に応じた総合的な対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備 ● 浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用 ● 土地のかさ上げ ● 避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備及び津波避難ビル等の確保等の警戒避難体制の整備 ● 津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策
レベル1の津波	<p>人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。</p>

- 津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

参考 2-2 津波災害警戒区域の対象施設に関する情報

- 津波に関する情報
- 予報及び警報伝達に関する事項
- 避難場所及び避難経路に関する事項
- 津波避難訓練に関する事項
- 主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設
- 学校
- 医療施設

1-2. 建築物の安全化

区分	実施内容	担当
1. 建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療機関等について、耐震性の確保に特に配慮する。 ● 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 ● 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 ● 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するとともに、地震防災対策推進地域に含まれる本市においては、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。 ● 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。 	学校教育課 子育て支援課 住宅課 総務課 生涯学習課 危機管理課 長寿支援課 その他関係各課
2. 津波に対する安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。 ● 津波災害特別警戒区域や災害危険区域において災害時要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 ● 津波浸水想定地域における児童・生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情を踏まえた学校の津波対策に努める。 	学校教育課 子育て支援課 住宅課 総務課 生涯学習課 危機管理課 長寿支援課 その他関係各課
3. 避難誘導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備の強化を図る。 	危機管理課

1-3. 災害に強い土地利用の推進

区分	実施内容	担当
1. 市街地の面的整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地には、災害時に住民が歩いて避難場所に到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する防災道路を整備する。 ● 公園整備と併せた周辺の建築物の不燃化を推進する。 	危機管理課 都市整備課
2. 優良宅地化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成に関する許可等により優良宅地化を推進する。 	都市整備課
3. 防災公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者等を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難場所等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を図る。 	危機管理課 都市整備課
4. 既成市街地における土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園の整備を推進し、避難・延焼遮断空間の確保を図る。 ● 倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性向上を図る。 ● 地権者の自主的な共同建て替えのため敷地条件整備を行い、建築物の不燃化の促進等、地域の防災力の向上に努める。 	危機管理課 都市整備課 住宅課
5. 安全な都市環境形成の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。 ● 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。 	都市整備課
6. 所有者不明土地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 	危機管理課

1-4. 地籍調査の推進

区分	実施内容	担当
1. 地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧対策を円滑に進めるため、地籍調査事業を進める。 <p>[参考 2-3 地籍調査と災害復旧対策の関係]</p>	地籍調査課

参考 2-3 地籍調査と災害復旧対策の関係

地震や津波、土砂崩れ等の災害が発生した場合、現在の公図ではほとんどの土地が緯度・経度と関連付けられていないため、元の位置や区画を再現することが困難となることが予想され、これらの土地の境界の確認に時間を要し、復旧対策に支障を及ぼすことが懸念される。

こうした事態を避けるため、地籍調査を実施しておけば、各筆毎の土地の境界が緯度・経度に関連付けて測量されているため、元の位置を容易に確認することができる。

また、公共事業を実施する場合には、「法務局の公図に表示された土地の位置及び区画」と「現況の位置及び区画」などに関する調査や測量が必要となるが、地籍調査の推進により、災害復旧・復興時における土地の測量調査等に費やす時間と経費の削減が可能となる。

1-5. ライフライン等の対策

区分	実施内容	担当
1. 上水道に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 各関係業者と災害時における協力協定を締結し、被災した取水、送水、配水等の各水道施設を速やかに復旧し、飲料水を確保する体制を整備する。 ● 応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓等、資機材の確保に努める。 ● 南国市水道事業基本計画に基づき、施設・設備の整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管路の更新・耐震化 ・ 水源地・配水池構造物の更新・耐震化 ・ 給水拠点の確保 ・ 局庁舎の更新 ・ 局備蓄倉庫建設 ・ 久礼田水源地改修 	上下水道局
2. 下水道に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道計画に基づき整備を促進するとともに、公共下水道計画処理区域の拡大を図る。 ● 関係業者と災害時における協力協定を締結し、応急対策、復旧計画への体制整備に努める。 ● 管路の更新、耐震化を順次実施する。 ● 下水処理施設においては、平常時の維持管理体制を踏まえた危機管理指針を策定する。 	上下水道局
3. 共同溝の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。 	上下水道局
4. データのバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。 	対策立案部
5. 企業等による取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。 	商工観光課

【資料編】

上下水道局 水道施設

1-6. 崖地、液状化対策

区分	実施内容	担当
1. 崖地対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。 ● 制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。 ● 地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図る。 	建設課 住宅課 危機管理課
2. 大規模盛土造成地	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模盛土造成地が身近に存在するかを知り、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図る。 	都市整備課
3. 危険盛土等への指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。 	都市整備課
4. 液状化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。 ● 施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。 ● 大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。 ● 住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。 	都市整備課 危機管理課

1-7. 危険物施設等の安全確保

区分	実施内容	担当
1. 危険物施設等の安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、以下の対策実施を促進する。<ul style="list-style-type: none">・ 耐震性の確保・ 津波に対する安全性の確保・ 護岸等の耐津波性能の向上・ 緩衝地帯の整備	消防本部
2. 防災訓練の実施促進	<ul style="list-style-type: none">● 上記の施設等について、防災訓練の積極的実施等を促進する。	消防本部

【資料編】

南国市危険物施設

第2節 洪水・浸水害に強いまちづくり

2-1. 防災まちづくり

区分	実施内容	担当
1. 災害危険区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について、防災関係機関とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。 	危機管理課
2. 防災拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。 ● 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて水防拠点等の施設の整備に努める。 	危機管理課
3. 風水害に関するリスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署との連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。 ● 特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 	危機管理課 建設課 上下水道局 都市整備課

2-2. 建築物の安全化

区分	実施内容	担当
1. 建築物の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 ● 住宅を始めとする建築物の安全性の確保を促進するため、法令等の厳守指導に努める。 ● 強風による落下物の防止対策を図る。 ● 風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。 	学校教育課 子育て支援課 住宅課 総務課 生涯学習課 危機管理課 長寿支援課 その他関係各課

2-3. 河川災害対策

区分	実施内容	担当
1. 円滑かつ迅速な避難の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 物部川、国分川の浸水想定区域において、以下の事項に留意し、避難の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予報の伝達方法 ・ 避難判断水位情報の伝達方法 ・ 避難場所の確保と誘導 ・ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ● 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地を公表周知する。 ● 上記の施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。 	危機管理課
2. ハザードマップの配布	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な避難に関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した「南国市物部川・国分川洪水ハザードマップ」（令和2年3月作成）の配布等の必要な措置を講ずる。 	危機管理課
3. 河川の整備及び維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 河道の整備や河川施設の点検、維持修繕を計画的に実施し、洪水被害の防止あるいは軽減を図る。 	高知県建設課
4. 内水対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成11年度より実施している浸水対策下水道事業により、市街化区域を中心として降雨による浸水被害の解消を図るよう雨水幹線整備を継続する。 ● 併せて、雨水幹線の事業効果を高めるため排水区枝線の整備を実施する。 	上下水道局
5. 流域治水の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、水防活動団体、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。 	危機管理課 上下水道局建設課 農地整備課

【資料編】

要配慮者施設（洪水浸水想定区域）

2-4. 農林災害対策

区分	実施内容	担当
1. 農林施設災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● たん水による被害防止対策として、排水機構の改善、排水路の改修等の整備を図る。 ● 老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水等による被害を防止する。特に大雨が予想される時は、あらかじめ放水する等の措置をとり、ため他の水位を下げる等の維持管理を十分するよう努める。 ● 平成24年度に「地域ため池総合整備事業」を導入、本市の9池のため池について、順次、事業を実施する。 	建設課 農地整備課
2. 山地災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び関係機関と協力して、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進を図る。 ● 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。 ● 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。 	建設課 危機管理課

【資料編】

農業用ため池

2-5. 風害対策

区分	実施内容	担当
1. 風害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 竜巻等突風による被害の軽減を図るため、竜巻等突風に関する予測情報の適切な地域への伝達及び、避難、施設の防護対策等の知識の普及に努める。 	危機管理課

2-6. 高潮対策

区分	実施内容	担当
1. 海岸保全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県と協力し、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるため、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備の促進を図る。 	建設課 危機管理課

※その他、本節に記載のない事項については、本章「第1節 地震・津波災害に強いまちづくり」に準ずる。

第3節 土砂災害に強いまちづくり

区分	実施内容	担当
1. 危険箇所等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等について、県による危険箇所の抽出、警戒区域の調査、指定を促進するよう努める。 調査に当たっては、市の把握する地域の土砂災害に関する情報の提供等、県との連携・協力を図る。 	危機管理課 建設課
2. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を担当部署にて公開する。 当該区域への標識の設置、地域単位の状況を記載した「土砂災害警戒区域等マップ」（策定、高知県）に基づいた土砂災害ハザードマップ等の配布、広報を行い、関係地域の住民等への土砂災害の実態や地域の土砂災害のおそれに関する情報の提供に努める。 	危機管理課 建設課
3. 警戒避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所等においては、以下の事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 保全、管理に関する住民への指導による注意喚起 必要に応じ、防災措置の勧告、改善命令 防災情報の収集、伝達体制の整備 土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該区域ごとに以下の事項について定める。 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 当該区域における避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。 	危機管理課 建設課
4. 巡視・点検	<ul style="list-style-type: none"> 平素、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の状況の把握に努める。 梅雨期、台風期等豪雨が予想されるときは、消防本部等と連携して合同パトロールを実施するとともに、その状況について住民に周知を行う。 	建設課 消防本部 危機管理課
5. 災害防止施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊や土石流等による災害から住民の生命、財産を守るため、高知県や関係機関に対し区域指定、対策工事の実施等を要望する。 	建設課 危機管理課

【資料編】

急傾斜地崩壊危険箇所

土石流危険渓流

土砂災害警戒区域

砂防指定地

地すべり防止区域

山腹崩壊危険地区

崩壊土砂流出危険地区

※その他、本節に記載のない事項については、本章「第1節 地震・津波災害に強いまちづくり」及び「第2節 洪水・浸水害に強いまちづくり」に準ずる。

第4節 火災に強いまちづくり

区分	実施内容	担当
1. 地域における対策	<ul style="list-style-type: none">● 地域や職場における消火・避難訓練を推進する。● 民間防火組織の育成を図る。	消防本部
2. 建築物の安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。	消防本部
3. 消防力の強化	<ul style="list-style-type: none">● 地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるよう消防力の強化を図る。	消防本部

※その他、本節に記載のない事項については、本章「第1節 地震・津波災害に強いまちづくり」及び第5編第2章「第1節 大規模な火事災害対策」に準ずる。

第2章 発災時に機能する組織づくり

近年全国的に頻発している豪雨災害や近い将来の発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に機能する組織を創るために、以下の5つの項目を定め効果的に対策を推進する。

第1節 重点対策期間

1-1. 重点対策期間の設定

- 令和5年度から令和14年度の10年間を重点対策期間と定め、重点的な組織づくりを行う。

1-2. 重点対策期間中の財政、人事及びBCPの考え方

- 各種防災対策の効果的な実施時期を図り、重点的な予算配分に努める。
- 発災を見据えた職員の配置及び育成をすすめる。
- 各課の事前防災対策を実施する体制を確保するために、各課業務のスリム化に取り組む。

第2節 危機対応の標準化

2-1. 緊急時総合調整システム（ICS）の導入

- 大規模災害の発生を見据え、随時参集した職員による災害対応を能とするための仕組みとして「緊急時総合調整システム（ICS）」を導入する。
- 「緊急時総合調整システム（ICS）」に基づき、災害対策本部を組織し訓練を実施する。

参考) ICSとは、あらゆる災害に対して、あらゆる現場で使用することができる標準化された災害対応のシステムである。ICSを用いることによって、災害対応のそれぞれの活動が統合され、円滑な調整の実現につながる。日本語で「緊急時総合調整システム」という。

【ICSの定義】

- 様々な行政区や当局による調和のとれた災害対応を可能にするもの
- あらゆる災害に対応するために標準化された、あらゆる現場で使用されるマネジメントの概念
- 必要な資源のマネジメントやプランニングを共通のプロセスで行えるようにするもの
- 調和のとれた活動が行われるための共通した組織構造

※参考及び定義は、『ICS 緊急時総合調整システム 基本ガイドブック』（監訳：永田高志等・日本医師会・2017年9月）による

第3節 推進体制の強化

3-1. 危機管理推進本部の設置

- 防災に係る施策を全庁的に推進するため危機管理推進本部を設置する。

3-2. 危機管理監の設置及び任命

- 全庁的な事前の取組み及び発災時の災害対策本部運営をマネジメントするための危機管理監を設置し任命する。

3-3. リーダー職員の育成

- 大規模災害の発生を見据えて、危機管理推進員を設置し任命する。
- 危機管理推進員は、災害対策本部事務局業務の習熟を図り初動体制の確立を担う。
- 地震発生時の職場の安全を担う職場安全推進員を設置し任命する。
- 職場安全推進員は、平時から職場内の機器・什器の配置、固定の有無等を確認し、避難通路の安全の確保について職場の指導を行う等、各職場での安全管理指導を担う。

第4節 災害対応のDX

4-1. 災害対応システムの導入

- 発災時の迅速な情報収集、共有、整理、発信、管理、検証を実施すること及び物資や人的資源の管理が可能となる電子システムを導入する。

4-2. 被災者台帳・被災者支援システムの導入

- 発災後の迅速な生活再建支援に必要な被災者台帳の作成、被害認定、罹災証明発行、各種給付金の支給管理等が可能となる電子システムを導入する。

4-3. 早期情報収集に資するシステムの導入

- 津波や洪水、土砂災害の発生前から発生時に迅速な避難及び応急対応を可能とすること及び応急対応者の安全の確保を目的として、視覚的に情報を収集するカメラシステムを導入する。

4-4. システム稼働の担保

- 災害時において一般回線等が断絶した場合でも、システムの稼働が可能となるよう対策を進める。

【資料】

「市町村の災害対策本部機能の強化に向けて」(H29.7月・消防庁国民保護・防災部防災課)

第5節 訓練の実施

区分	実施内容	担当
1. 基礎的訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の災害特性を考慮した、基礎的な訓練を実施する。 [参考 2-4 基礎的訓練の種類] 	消防本部 危機管理課
2. 総合的な防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。 ● 県及び他市町村との広域訓練の実施により相互の連携を図るとともに、高知県南海トラフ地震対策推進週間中に実施される総合防災訓練への参加を行う。 	消防本部 危機管理課
3. 自主防災組織・自主防災連合会組織における防災訓練の実施、指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織や自主防災連合会等、各地域を単位とする地域防災訓練については、毎年実施して一定の効果を上げている。今後も継続的に訓練を行い災害に対して沈着、冷静、敏速に行動することの必要性の理解を深め、自身の安全を守る方法の習得を図る。 ● 地域単位での集団行動により、規律と協力の精神を養い、訓練を通じて自助、共助についての理解、実践力の向上を図る。 ● 防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。 ● 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。 ● 津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 ● 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な内容に努めた訓練を行う。 	消防本部 危機管理課
4. 市職員における防災訓練の実施、指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は実施に向けた指導を行う。 ● 住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努める。 ● 津波浸水想定区域等の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。 	消防本部 危機管理課

区分	実施内容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ● 警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努める。 ● なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。 	
5. 実践的な訓練の実施と事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。 ● 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 ● 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 	消防本部 危機管理課
6. ペットの同行に関する訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。 	危機管理課

参考 2-4 基礎的訓練の種類

- 水防訓練
- 消防訓練
- 震災訓練
- 避難・救助訓練
- 応急手当・救命手当訓練
- 傷病者の搬送訓練
- 職員参集（非常招集）訓練
- 情報収集・伝達訓練
- 庁舎停電対応訓練
- 図上防災訓練等

第3章 災害応急対応への準備

第1節 災害対策本部の組織・運営

災害応急対策計画 P.3-24 参照

区分	実施内容	担当
1. 初動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割等を考慮した初動体制の確立を目指す。 ● 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制を整備する。 ● 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。 ● 交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。 ● 勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意志決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。 	災害対策本部事務局 災害対策本部会議
2. 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害では、各職員が自分の役割を自覚し的確に対応することが重要であり、職員に対し各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。 ● 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図る。 	災害対策本部事務局 各チーム
3. 外部の人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。 ● 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。 	災害対策本部事務局
4. 災害時活動マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の各チームが実施すべき活動内容を具体的に記した災害時活動マニュアルを策定し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うように努める。 	災害対策本部事務局 各チーム
5. 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 ● 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。 	各チーム

区分	実施内容	担当
6. 防災中枢機能の確保と充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎の耐震化や什器等の固定、天井の落下防止対策等を実施し、災害対策本部機能及び業務継続の確保を図る。 ● 災害応急対応にあたる職員（応援職員を含む）のヘルメット、食料、飲料水、休憩場所等を整備し、災害時の職員の福利厚生の確保を図る。 ● 保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うとともに、平常時から点検、訓練等に努める。 ● 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制を整備する。 ● 災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。 	災害対策本部会議 災害対策本部事務局
7. 複合災害発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。 ● 対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。 ● 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えの充実に努める。 	災害対策本部会議 災害対策本部事務局

【資料編】

「各種災害時活動計画・マニュアル類一覧」

第2節 通信の確保

災害応急対策計画 P.3-24 参照

区分	実施内容	担当
1. 通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。 ● 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。 ● 重要任務担当者（市長、副市長、危機管理課長等）については、常時及び出張時等の災害対応を踏まえ、衛星携帯電話等の非常時における通信手段の確保を検討する。 ● 市本庁舎等の重要施設について、発災時における災害対応のための非常用電源を確保する。 ● 災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、運用・管理及び整備等について十分考慮した対応を図る。 <p>[参考 2-5 通信手段の整備]</p>	本部活動統制T 救助・消火活動T

参考 2-5 通信手段の整備

高知県防災行政無線システムの活用

- 県、他市町村等の防災関係機関と協力、連携して防災情報を共有するとともに、高知県防災行政無線システムを有効に活用できるよう、常に訓練等を行い、操作の習得に努める。

移動系通信の活用体制の整備

- 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- 市庁舎と市全域の災害現場における連絡体制構築のため、移動系防災行政無線システムの整備を図る。

住民への情報伝達手段の整備

- 固定系防災行政無線システムの整備を行い、緊急度等を考慮して順次、全市域をカバーできるよう屋外拡声子局を配置、指定避難場所には戸別受信器を設置し、音声による一斉通報体制の整備を図る。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用により気象庁から発表される「緊急地震速報」、「大津波警報」、「津波警報」等を、テレビ、ラジオ、携帯電話等とともに、市の「防災行政無線」から音声での広報を行い、屋外作業中や深夜等における緊急情報の伝達方法の拡充を図る。
- 携帯電話緊急速報メール、インターネットによる住民への情報提供等への取組を行い伝達手段の多重化を図る。

消防本部無線の活用

- 非常時には消防通信網を活用し、防災行政無線他の無線との有機的・効果的な連携を図る。

人工（通信）衛星を使用する通信手段の拡充

- 非常災害時の情報伝達を強化するため以下の通信手段についても整備を図る。
 - (1) 地域衛星通信ネットワーク
 - (2) 衛星携帯電話
 - (3) 衛星インターネット

災害時の電話ふくそう等の軽減

- 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

体制の整備

- 防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、情報連絡網の整備を図るとともに、有線施設不通の場合に備え、無線通信施設の設置に努め通信連絡機能の確保を図る。
- 災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

被害情報の収集・災害情報の伝達（自主防災連合会等）

- 自主防災連合会等を通じた各地区と災害対策本部間の被害情報等の収集及び防災情報の伝達を目的としたデジタル簡易無線機の整備及び運用方法の確立を図る。
-

第3節 被害情報の収集

災害応急対策計画 P.3-25 参照

区分	実施内容	担当
1. 防災関係機関との連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、他市町村、県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。 ● 市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領の作成について協力する。 ● 災害対策本部に意見聴取・連絡調整等関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。 	本部活動統制T
2. 市の機関及び機関相互間における連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。 ● 夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 ● 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、市は、体制の整備の推進を図る。 	各チーム
3. 情報の分析整理	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。 ● 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの策定等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。 	本部活動統制T
4. 情報収集計画・整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 「情報収集計画」を作成し、情報収集における体制の整備を進める。 ● 無人航空機（ドローン）による目視や撮影等により、上空からの被害確認といった情報収集が行える体制の整備を図る。 	本部活動統制T

第4節 災害情報の伝達

災害応急対策計画 P.3-25 参照

4-1. 気象情報等の伝達

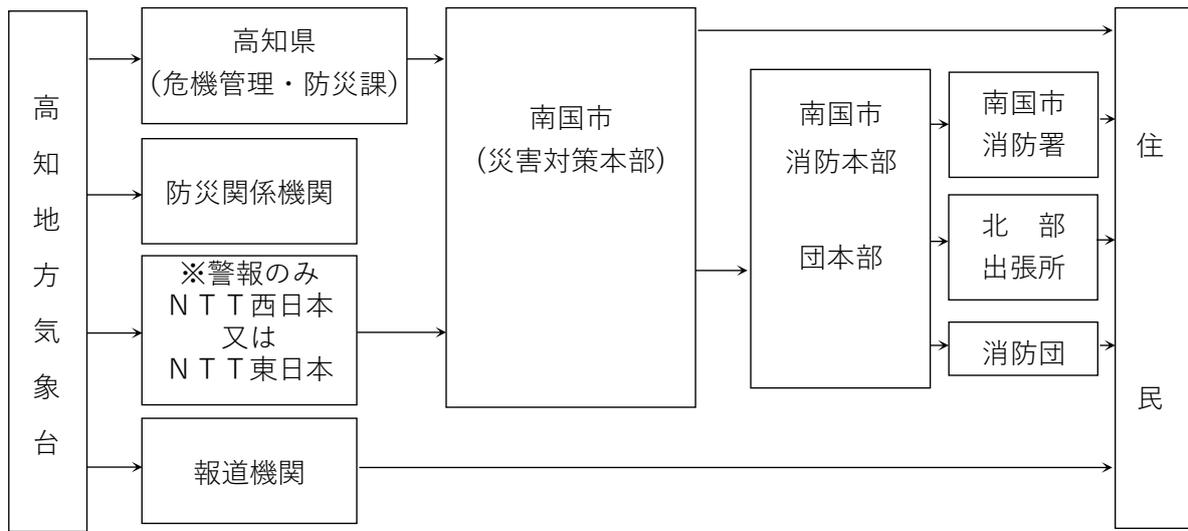
区分	実施内容	担当
1. 気象情報等の収集・伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨量、出水の程度等の気象、海象、水蒸気、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。 	本部活動統制 T
2. 住民との連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 ● 高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。 	本部活動統制 T
3. 気象予警報等の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知地方気象台等から発表される気象予警報等をあらかじめ定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知する。 ● 市防災行政無線、広報車等により住民に対して予警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知する。なお、要配慮者への周知については、特に配慮するものとする。 <p>[参考 2-6 予警報等の種類と発表基準] [参考 2-7 気象警報等の伝達系統]</p>	本部活動統制 T
4. 被災者等への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線回線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、通信事業者のサービスの利用も含めた、災害時要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。 ● 災害時要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ● 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。 ● 災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。 ● 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 ● 安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。 ● 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあ 	本部活動統制 T 要配慮者支援 T

区分	実施内容	担当
	<p>らかじめ計画しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。 ● 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。 	

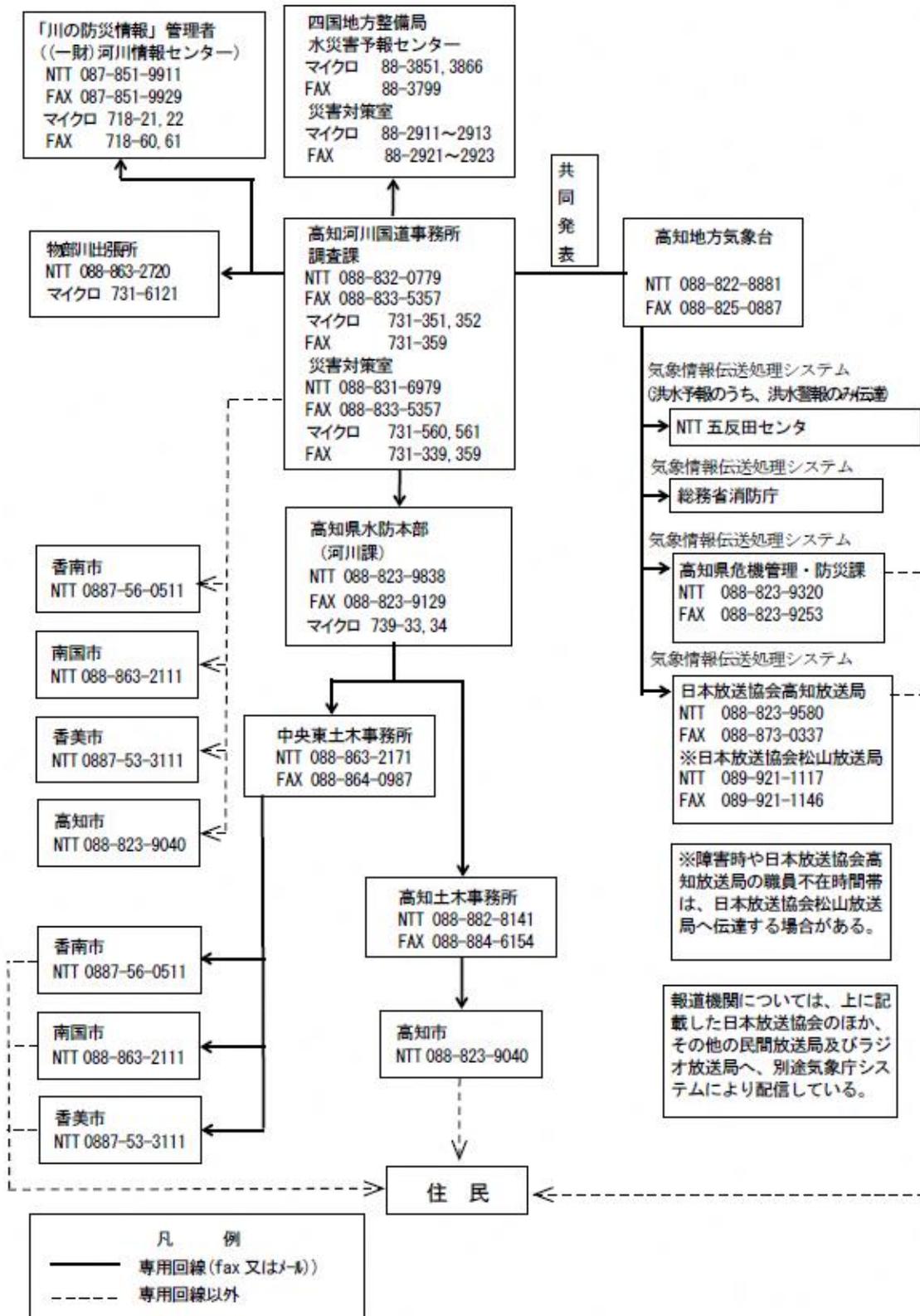
参考 2-6 予警報等の種類と発表基準

情報	内容
注意報	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内のいずれかの市町村において、災害が起こるおそれがあると予想した場合に発表される。
警報	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内のいずれかの市町村において重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合に発表される。
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報がある。 ● 迅速な水防活動等災害応急対策の実施等の支援となる降水短時間予報等の雨量予報情報、竜巻等突風による被害の軽減に資する竜巻等突風に関する予測情報もある。 ● 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。高知県における発表基準は120mm/h以上である。 ● 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、県内を東部・中部・西部の3つに分けた一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
物部川洪水予報	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。物部川については高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で発表している。
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知地方気象台と県土木部防災砂防課が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

予警報等の伝達系統図



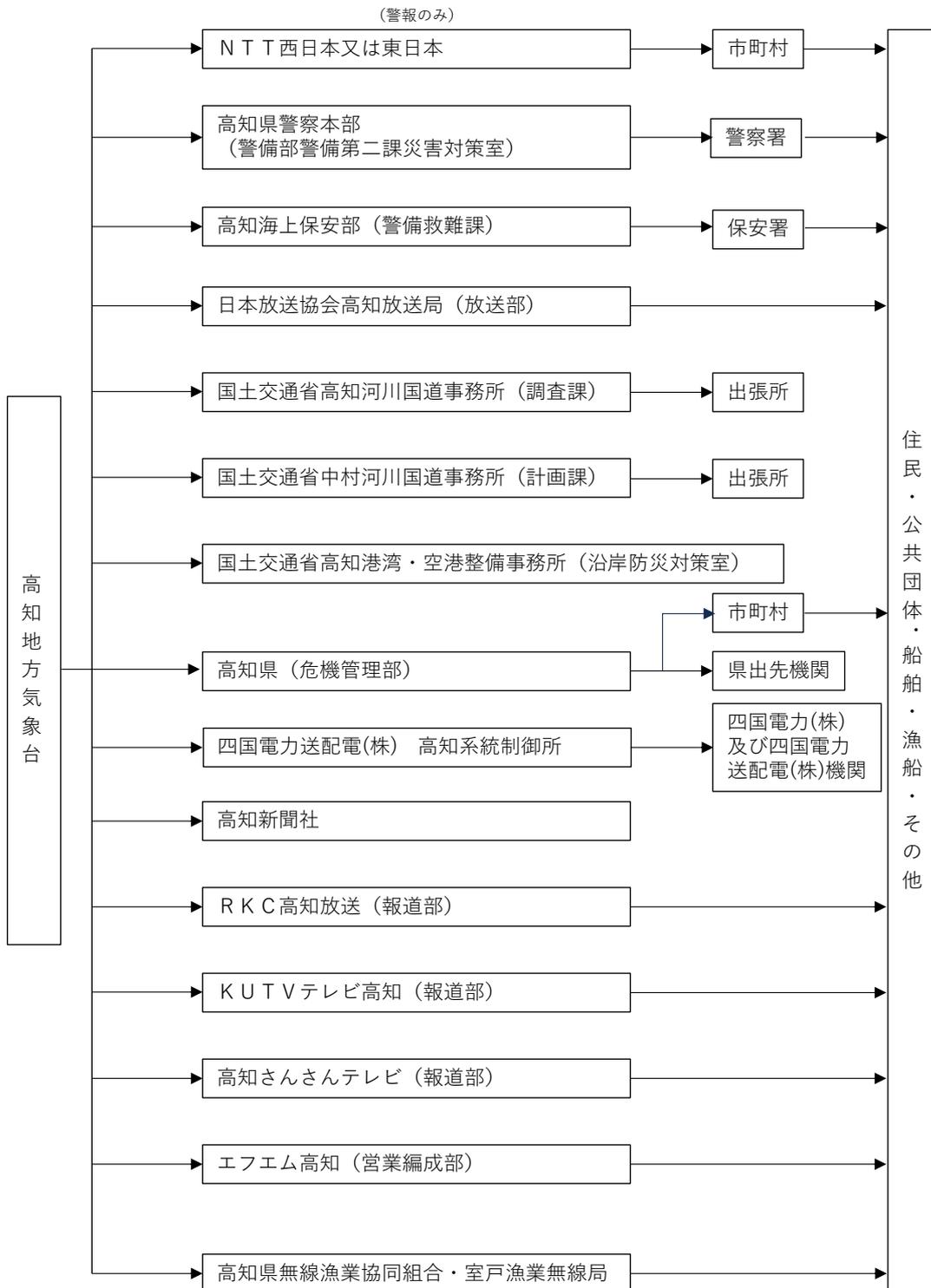
物部川伝達系統図



【資料編】

警報・注意報発表基準一覧表

参考 2-7 気象警報等の伝達系統



4-2. 津波警報等の伝達

区分	実施内容	担当
1. 避難指示等伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。 ● 発令基準の作成・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う気象庁等との連携に努める。 ● 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 	本部活動統制T
2. 伝達手段の多重化、多様化	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、津波フラッグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 	本部活動統制T
3. 事前の伝達内容等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮する。 	本部活動統制T
4. 情報の発表・発令・伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。 	本部活動統制T

4-3. 避難指示等の基準の策定

区分	実施内容	担当
1. 避難情報の判断・伝達マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを策定する。 	本部活動統制T
2. ハザードマップの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県が策定する浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等の地図情報をもとに、市内における災害危険箇所等の状況を把握することにより洪水、土砂災害、内水氾濫に関するハザードマップを策定し、関係地域の住民に周知する。 	本部活動統制T 土木施設復旧T 上下水道施設T

【資料編】

「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の策定

4-4. 避難場所等の選定等

区分	実施内容	担当
1. 避難場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市における避難場所は、緊急避難場所、津波避難タワー等、避難所を避難場所と定める。 ● 自主避難にも対応できる避難場所についても地域住民の参画を得た上で選定する。 ● 都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、必要な数、規模の避難場所を、その管理者の同意を得たうえで、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。 ● 避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有する場所とする。 	本部活動統制T
2. 緊急避難場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急避難場所（一時的な避難）は、1 ha 以上の面積を有する安全と見込まれる公園・広場、学校の運動場とする。 ● 1 ha 未満の場合は、周辺建築物や道路の配置状況から安全と判断される公園・広場、学校の運動場・境内地等避難所1人当たりの面積が2 m²以上である場所とする。 ● 昼間人口も考慮し、要避難地区全ての住民を収容でき、危険な地域を避ける場所を選定する。 ● その他避難場所までの経路が津波や土砂災害の影響を受けないかを検討の上選定する。 <p>[参考 2-8 火災に対する避難場所]</p>	本部活動統制T
3. 津波避難タワー等の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波到達時間が短い沿岸部の津波浸水予想地域内においては、徒歩でおおむね5分程度で避難が可能な間隔で、津波避難タワー等の整備を図る。 ● 沿岸部を除く津波浸水予想地域内においては、津波避難タワー等の整備と併せて、利用可能な施設の管理者と「災害発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定」の締結を促進し、津波浸水予想地域における津波避難ビルの確保を図る。 	本部活動統制T
4. 避難路、避難経路の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で市が指定するものを「避難路」、その他の道路で住民が指定するものを「避難経路」といい、選定にあたっては、地域住民等の参画を得て行う。 <p>[参考 2-9 避難路・避難経路の選定基準]</p>	本部活動統制T

区分	実施内容	担当
5. 広域避難場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な市街地の火災により生じるふくしゃ熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として市が指定する。 <p>[参考 2-10 広域避難場所と避難路の指定基準]</p>	本部活動統制T
6. 避難施設等の住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急避難場所、避難路等について、平常時から以下の方法により周知を図る。その際には避難の原因となる災害に対応する避難場所であることを、明確に標示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、パンフレット、インターネット、ハザードマップ ・ 誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置 ・ 防災訓練 	本部活動統制T
7. 避難場所の防災拠点化	<ul style="list-style-type: none"> ● やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を津波からの避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。 	本部活動統制T

参考 2-8 火災に対する避難場所

大火ふくしゃ熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では 200m、耐火建築物からは 50m以上離れていること。

参考 2-9 避難路・避難経路の選定基準

- 危険のないところ
 - ・ 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
 - ・ 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
 - ・ 地下に危険な埋設物がないこと
 - ・ 耐震性の確保されていない建物、倒壊の危険性があるブロック塀等が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難場所まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと

参考 2-10 広域避難場所と避難路の指定基準

- 広域避難場所
広い面積を有する場所であること以外は緊急避難場所と同様
- 避難路
避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で市が指定するものを「避難路」といい、基本的に2車線で歩道を有する道路

【資料編】

協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等

4-5. 避難計画の策定

区分	実施内容	担当
1. 市の避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の事項を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制 防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。 ● 警戒を呼びかける広報活動 災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。 ● 避難指示等の判断基準 洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの策定に努める。 	本部活動統制T
2. 消防団による避難誘導の計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を策定するよう努める。 	救助・消火活動T
3. 浸水想定区域における避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項をあらかじめ定める。 ● 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、施設の名称及び所在地を把握し、当該施設管理者及び利用者並びに住民に対し、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知を図る。 ● 浸水想定区域内に要配慮者等が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、洪水予報の伝達方法を定める。 ● 南国市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。 	本部活動統制T

区分	実施内容	担当
4. 土砂災害警戒区域における避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。 ● 土砂災害警戒区域内に要配慮者等が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 ● 南国市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告するよう指導する。 	本部活動統制T
5. 防災上重要な施設の避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の策定を支援する。 <p>[参考 2-11 避難計画策定時の留意事項]</p>	本部活動統制T
6. 保育・学校の避難計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の園児、児童・生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を策定するよう指導する。 <p>[参考 2-12 避難計画策定時の留意事項]</p>	学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T

参考 2-11 避難計画策定時の留意事項

病 院	収容施設の確保、移送方法、保健、衛生、入院患者に対する避難実施方法等、患者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難施設の確保、保健衛生対策及び給食等の実施方法に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法に留意する。

参考 2-12 避難計画策定時の留意事項

- 通学路の確認
家庭訪問、児童カード等により児童の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨によりはん濫が予想される用排水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などに備える。
- 連絡方法の確認
臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。
- 保護者への理解
災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。
- 学校周辺の危険箇所の把握
大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。
- 計画の策定
避難場所、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。

【資料編】

要配慮者施設（洪水浸水想定区域）
要配慮者施設（土砂災害警戒区域）

4-6. 避難誘導

4-6-1. 風水害等に対する避難誘導

区分	実施内容	担当
1. 避難誘導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者を安全かつ迅速に避難できるよう、誘導体制を整備する。 [参考 2-13 避難誘導体制整備における留意事項] ● 土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらゆる機会を通じてその指導に努める。 ● 危険区域ごとに避難指示等の伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。 ● 要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援計画を策定し、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努める。 [参考 2-14 避難支援計画策定時の留意事項] ● 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。 ● 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。 ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 	本部活動統制T 要配慮者支援T 学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T

区分	実施内容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 ● 災害時要配慮者について地域における所在の把握に努め、町内会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間で情報共有を図り、災害時要配慮者の登録、登録者の避難支援プラン（個別計画）の策定を促進し、災害時要配慮者台帳の整備を行う。 ● 関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の策定を通じて、個々の災害時要配慮者に対応する避難支援者を定める。 ● 災害時要配慮者が、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整った福祉避難所での支援が受けられるよう、県及び近隣市町村と協力し、関係施設、団体等との協力協定の締結を促進し福祉避難所の確保に努める。 ● 保育・学校等が保護者との間で、災害発生時における園児・児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。 ● 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 	

参考 2-13 避難誘導體制整備における留意事項

- 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- 要配慮者の優先避難
- 危険区域を考慮した避難経路の指定
- 誘導員の配置、車両による移送等の検討

参考 2-14 避難支援計画策定時の留意事項

- 日ごろから要配慮者の掌握に努め、避難指示が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 地域住民、避難誘導員、自主防災組織等による地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める。
- 地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障害者の介護等に必要な設備や備品等について十分配慮した上で避難場所や避難路を定める。

4-6-2. 津波に対する避難誘導

区分	実施内容	担当
1. 津波避難計画の策定と住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、地域別津波避難計画策定の支援を行うとともに、その内容を地域住民等へ周知徹底を図る。 	本部活動統制T
2. 各施設等における津波避難計画の策定及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 	本部活動統制T 救助・消火活動T
3. 避難方法に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ● 各地域において、津波到達時間、津波からの避難場所までの距離、災害時要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。 ● 検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。 	本部活動統制T
4. 避難誘導に係る行動ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、周囲に避難を呼びかけ自ら率先して避難する(率先避難)ことを住民等に周知する。 ● 避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。 ● 避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 ● 高齢者や障害者等の災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得な 	本部活動統制T 救助・消火活動T

区分	実施内容	担当
	<p>がら、平常時より災害時要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の一層の実施を図る。 	
5. 防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。 	本部活動統制T 要配慮者支援T
6. 広域一時滞在に係る応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 	本部活動統制T

第5節 応援の受入れ

災害応急対策計画 P.3-30 参照

区分	実施内容	担当
1. 他市町村との相互応援協定の締結による連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。 ● 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結にも努める。 	後方支援 T
2. 関係機関相互の応援・受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。 ● 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。 ● 応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 	後方支援 T 救助・消火活動 T
3. 消防における応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊の受け入れ体制（宿営場所の整備等を含む）を強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の受援体制の構築に努める。 	救助・消火活動 T
4. 関係機関・民間団体等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築等に努める。 ● また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 ● 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。 ● 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 	各チーム

【資料編】

高知県内市町村災害時相互応援協定

宮城県岩沼市 高知県南国市 災害時相互応援協定

第6節 広報活動

災害応急対策計画 P.3-30 参照

区分	実施内容	担当
1. 防災情報に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民への安心情報を提供する。 ● 多種多様な提供手段を整備する。 ● 災害時広報マニュアルを整備する。 ● 人的被害の公表について整理しておく。 	本部活動統制T 広報官

【資料編】

「災害時における人的被害情報の公表手順」

第7節 救助・救急活動

災害応急対策計画 P.3-31 参照

区分	実施内容	担当
1. 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。 ● 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）を有効に活用するため、操作等の研修・訓練を定期的に行う。 ● 資機材の保有状況を把握するとともに、平時から関係機関との情報交換を行い、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 ● 傷病者の搬送体制確保のため医療救護所及び救護病院並びに災害拠点病院との連携強化を図る。 	救助・消火活動T
2. 消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。 ● 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。 ● 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 	救助・消火活動T

区分	実施内容	担当
3. 災害医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定する。 ● 医療救護所、救護病院(仮設救護病院)等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能確保に努める。 ● 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。 ● 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。 ● 応急手当等の家庭看護の普及を図る。 ● 県及び市町村の災害医療救護計画について関係者に周知する。 ● 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 ● 医療救護所設置及びトリアージ訓練を定期的実施し救護所運営の実効性を確保する。 	医療救護活動 T
4. 遺体処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬施設の破損又は火葬能力を超えた場合等に備え、他自治体と火葬に関する広域的な協力体制の構築に努める。 ● 被害想定等に基づき、事前に遺体の安置が可能な場所を選定するとともに、遺体処理及び火葬業務に必要な人員、柩、ドライアイス、骨壺等の確保に努める。 ● 身元不明者等の遺骨、遺留品等の一時保管場所について候補地を挙げる。 	遺体対応 T
5. 情報通信システム等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話や衛星インターネット回線等の整備に努める。 ● 医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム(EMIS)等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。 	医療救護活動 T

【資料編】

南国市医療救護計画

南国市が締結している災害協定等

第8節 緊急輸送活動

災害応急対策計画 P.3-31 参照

8-1. 緊急輸送ネットワークの形成

区分	実施内容	担当
1. 緊急輸送道路の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の定めた「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」及び「防災拠点一覧」に基づき、市の防災拠点における活動が停止、停滞することがないように緊急輸送道路を選定し、市域における緊急輸送ネットワークの形成を図る。 [参考 2-15 緊急輸送道路の種別] 	土木施設復旧T
2. 緊急輸送道路の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。 	土木施設復旧T
3. 緊急輸送道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路の効率的な整備を図る。 	土木施設復旧T

参考 2-15 緊急輸送道路の種別

- 第1次緊急輸送道路
 - ・ 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
 - ・ 県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ。
- 第2次緊急輸送道路
 - 第1次緊急道路と次の施設を結ぶ。
 - ・ 市役所
 - ・ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点
 - ・ 病院等の医療拠点
 - ・ 集積拠点
- 第3次緊急輸送道路
 - 第2次緊急道路と次の施設を結ぶ。
 - ・ 市が地域防災計画で定める防災拠点

【資料編】

高知県緊急輸送道路ネットワーク計画図

8-2. 輸送拠点の確保

区分	実施内容	担当
1. 臨時ヘリポート候補地の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じておく。 ● 災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。 	後方支援 T 救助・消火活動 T
2. 物資配送拠点の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 救援物資の集配拠点となる施設を物資配送拠点として選定する。 	物資拠点運営 T

【資料】

- 「災害派遣ヘリポート一覧」
「南国市物資配送マニュアル」

8-3. 輸送手段の確保

区分	実施内容	担当
1. 輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議するなど、協力体制の確保に努める。 	物資拠点運営 T
2. 人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について、計画を策定する。 	物資拠点運営 T
3. 緊急通行車両の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。 	物資拠点運営 T

8-4. 交通機能の確保

区分	実施内容	担当
1. 交通機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。 	土木施設復旧 T

8-5. 孤立防止対策

区分	実施内容	担当
1. 孤立防止対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路状況や通信手段の確保等の状況等から、災害発生時に孤立が想定される地区を把握し、地区の状況に応じた予防対策に努める。 <p>[参考 2-16 孤立が想定される地区の状況]</p>	本部活動統制T
2. 通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、各種通信機の使用による多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じて通信機器や非常用電源の使用についての習熟に努める。 ● 通信が途絶した場合を想定し、自主防災組織、消防団員等による情報収集、伝達体制の整備を図る。 	本部活動統制T
3. 避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区内に避難所又は避難可能な場所がない場合は、災害時において住民が集合可能な地区内の安全な場所、民家をあらかじめ定めるなどして、住民の安否情報等の収集、確認を行うことのできる体制づくりに努める。 	本部活動統制T
4. 救出方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立の可能性のある地区においては、ヘリポートの確保に努める。 	本部活動統制T 救助・消火活動T
5. 備蓄の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水、食料等の生活物資に加え、医薬品、非常用電源、救助用資機材等、地区単位で一定期間、自活できる体制を目標に備蓄に努める。 	本部活動統制T

参考 2-16 孤立が想定される地区の状況

- 地区へのアクセス道路の全てにおいて、損傷、道路への土砂の堆積のおそれがある。
- 地区へのアクセス道路が1本のみ。
- 固定電話以外の通信手段がない、又は通信手段が1系統のみ。
- 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない。
- 地区内に避難場所又は避難可能な場所がない。

第9節 避難所等、被災者の生活対策

災害応急対策計画 P.3-32 参照

9-1. 避難所等の選定等

区分	実施内容	担当
1. 避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の公民館、保育所、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震に対する耐震性能を有する建築物を、避難所として指定する。指定に当たっては、避難者1人当たりの面積3㎡を基準として、必要数の確保を図る。 ● 避難所として指定した建築物について、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。 ● 避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るなど、避難所環境整備を行う。 ● また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ● 指定した避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 ● 避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。 	本部活動統制 T
2. 福祉避難所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の数や現況等を踏まえ、市域及び近隣市町村を含めた地域での福祉避難所の選定を行う。 	要配慮者支援 T
3. 野外収容施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。 	本部活動統制 T 自主防災組織
4. 避難所等の住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所、避難経路等について、平常時から以下の方法により周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、パンフレット、インターネット、ハザードマップ ・ 誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置 ・ 防災訓練 	本部活動統制 T

9-2. 広域一時滞在

区分	実施内容	担当
1. 広域一時滞在	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 ● 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 ● 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 	本部活動統制T 避難者支援T

9-3. 避難関連施設の整備

区分	実施内容	担当
1. 避難関連施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所の整備に当たり、これらを津波からの避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。 ● 津波からの避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。 ● 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 ● 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。 ● 津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に津波からの避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波 	本部活動統制T

区分	実施内容	担当
	<p>避難ビル等の津波からの避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 	
2. 避難誘導標識の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。 ● 具体的には避難場所を示すサイン、案内板の設置、避難場所へ誘導するサインの設置、誘導灯等夜間に確認できるサインの設置等の整備を進め、周知を図る。 	本部活動統制T

【資料編】

協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等

9-4. 避難所の管理体制の整備

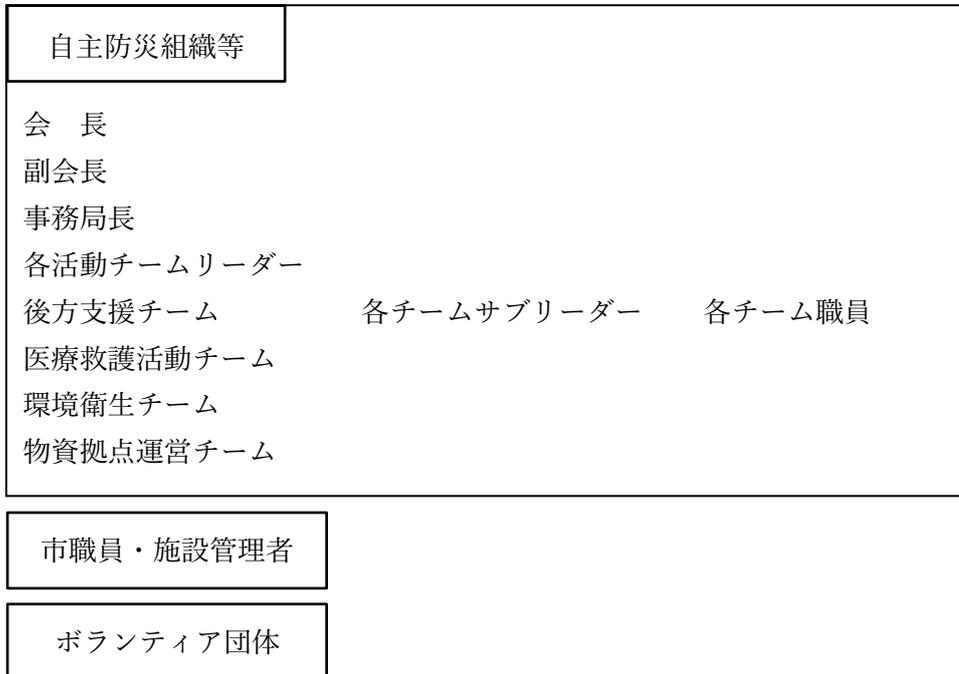
区分	実施内容	担当
1. 避難所運営マニュアルの策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の管理運営体制を明確にするため、避難所運営マニュアルの策定に努める。 	本部活動統制T 避難者支援T
2. 避難所担当職員の配置、指名	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講ずるため、市は事前に避難所担当職員の配置若しくは指名を行う。 	本部活動統制T 避難者支援T
3. 避難所運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時において避難者が一定期間、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提とした避難所の運営体制の確立を図る。 ● また、市は円滑な運営のため、事前に地域住民を主体とした「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主運営体制の整備に努める。 [参考 2-17 避難所運営委員会の構成] [参考 2-18 避難所運営委員会の組織 (例示)] ● 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 ● 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 	本部活動統制T 避難者支援T

区分	実施内容	担当
4. 住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に混乱をきたさないように、地域住民に対しては、避難訓練や広報紙等を通して避難方法、避難場所の周知徹底を図る。 ● 平常時より、施設管理者のほか自治会・自主防災組織・住民に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識の普及に努める。 	本部活動統制T
5. 事前のシミュレーションによる避難所での生活環境の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所生活について、事前にシミュレーションを行い、課題に対処できるよう対策を講ずる。 ● 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 	本部活動統制T 避難者支援T

参考 2-17 避難所運営委員会の構成

- 自治会・町内会・自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）の代表者等
- 市職員
- 施設管理者
- 地域のボランティア団体、PTA、民生委員、社会福祉協議会、企業等

参考 2-18 避難所運営委員会の組織（例示）



第10節 要配慮者対策

災害応急対策計画 P.3-33 参照

10-1. 南国市避難支援プラン全体計画・個別計画の作成

区分	実施内容	担当
1. 南国市避難支援プラン全体計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者対策を重点的に具体化した全体計画として、「南国市避難支援プラン全体計画」を作成し、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制、避難所における要配慮者への配慮など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定める。 [参考 2-19 要配慮者の範囲] 	要配慮者支援 T
2. 南国市避難支援プラン個別計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、「南国市避難支援プラン個別計画」を作成する。 	要配慮者支援 T

参考 2-19 要配慮者の範囲

要配慮者は、「災害時に避難行動や避難生活において配慮を要する者」と定義し、次のような類型を基本とする。

- ①高齢者、②身体障害者、③知的障害者、④発達障害者、⑤精神障害者、⑥要介護認定者、⑦難病患者等、⑧乳幼児、⑨妊産婦、⑩外国人等、⑪災害時負傷者、⑫災害孤児等、⑬地理に不案内な旅行者等
※上記、「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。

10-2. 避難行動要支援者名簿の整備

区分	実施内容	担当
1. 避難行動要支援者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、各所管課で共有する。 ● 避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備える。 [参考 2-20 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲] [参考 2-21 避難行動要支援者名簿の作成方法等] [参考 2-22 避難行動要支援者名簿の記載事項] 	要配慮者支援 T

参考 2-20 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅者のうち次に該当する者である。

障害者	身体障害	1級又は2級 心臓・腎臓機能障害は除く
	知的障害	A1又はA2
	精神障害	1級
要介護認定者	要介護認定区分3,4又は5に該当するもの	
その他	上記以外で、市長が避難行動要支者と判断したもの	

参考 2-21 避難行動要支援者名簿の作成方法等

避難行動要支援者名簿の情報は、福祉事務所が保有する情報、福祉事務所が高知県知事から取得する情報並びに保健福祉センター及び長寿支援課が保有する情報から避難行動要支援者名簿を作成し、各所管課で共有する。

避難行動要支援者名簿の作成方法等については、要配慮者対策を重点的に具体化した全体計画である「南国市避難支援プラン全体計画」により、対応する。

参考 2-22 避難行動要支援者名簿の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

10-3. 避難行動要支援者の名簿情報の提供

区分	実施内容	担当
1. 名簿情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得たものについて、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。 ● 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。 <p>[参考 2-23 避難支援等関係者]</p>	本部活動統制 T 救助・消火活動 T 要配慮者支援 T
2. 避難行動要支援者の意思確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、同意を得たものについて避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。 	要配慮者支援 T
3. 提供名簿の更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年2回更新を行うものとする。 ● 更新に際しては、関係部署が保有・収集した情報を更新し、名簿を作成する。 ● 特別の事情を有する者で支援を希望するものについては、随時登録を受け付け、申し出があった次の名簿更新時から、反映する。 	要配慮者支援 T
4. 名簿情報の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 名簿情報の提供を受けた者は、「南国市避難支援プラン全体計画」に定めるとおり、名簿情報を適正に管理する。 	避難支援等関係者

参考 2-23 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

消防本部、高知県警察、民生委員、南国市社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者。

なお、名簿情報は、ここに掲げているすべての団体等に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理に同意した団体等に提供する。

10-4. 個別避難計画の作成

区分	実施内容	担当
1. 個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 南国市地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 ● 作成の際には、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。 ● また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 ● 南国市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。 ● また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 ● 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。 ● 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 	要配慮者支援 T

10-5. 災害時個別支援計画

区分	実施内容	担当
1. 災害時個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療への依存度が高く、停電が生命の危機に直結する在宅療養者（人工呼吸器使用者、在宅酸素療法者、人工透析患者等）に対し、疾病等の特性に応じた備えの促進及び発災してから安定した医療につながるまでの間の医療ケア継続を目的に、災害時個別支援計画を作成する。 ● 関係者と連携し、対象者と家族の同意を得て作成する。その際、医療ケアの情報、停電への備え及び停電時の対応、衛生資材等の備蓄の状況、関係機関の連絡先等を記載する。 ● 通常の避難行動が困難な状況になることが想定されるため、災害時個別支援計画の中に個別避難計画の内容を含め、避難とその後の生命維持が連動した一体的な計画作成に努める。 	本部活動統制T 救助・消火活動T 要配慮者支援T

10-6. 避難支援体制の整備

区分	実施内容	担当
1. 避難支援に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合に、家族、近隣の者、地域組織、福祉施設等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から市民に対する啓発を行う。 	本部活動統制T 要配慮者支援T
2. 避難指示等の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の防災上、介助支援の必要な市民を対象として緊急時通報装置（福祉電話、ファックス等）の設置拡大を行うとともに、コミュニケーションの確保が困難な障害者への情報連絡手段について検討する。 ● 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。 ● 聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字表示器付戸別受信機等の普及に努める。 	本部活動統制T 要配慮者支援T
3. 安否情報の収集等	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者は、避難準備情報等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難しない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う。また、災害時に近隣市民による相互の安否確認が進むよう配慮する。 	要配慮者支援T
4. 避難支援等関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難支援等関係者による避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の安全確保について、要配慮者対策を重点的に具体化した全体計画である「南国市避難支援プラン全体計画」により、対応する。 	要配慮者支援T

区分	実施内容	担当
5. 避難支援体制構築の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織・町内自治会は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組に努める。 ● 避難支援体制構築の取組は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「南国市避難支援プラン個別計画」により、対応する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T 要配慮者支援T

10-7. 避難所等の整備

区分	実施内容	担当
1. 福祉避難所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整った福祉避難所での支援が受けられるよう、関係施設、団体等との協力協定の締結を促進し福祉避難所の確保に努める。 ● 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 	要配慮者支援T
2. 避難所の物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者本人が備えることとする。 	本部活動統制T 要配慮者支援T

10-8. 在宅避難者への支援

区分	実施内容	担当
1. 地域ネットワークによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅避難、又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。 ● 電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。 	要配慮者支援T 保健活動T

10-9. 外国人等への対策

区分	実施内容	担当
1. 外国人等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語の理解が十分ではない外国人等については、言語、文化、慣習の違いや災害経験が少ないなど、他の要配慮者と異なる災害対策が必要である。このことから、災害前の意識啓発や防災訓練、安全な避難を確保するための多言語を併記した誘導標識、避難場所案内等の整備、周知を図る。 ● 災害後には南国市国際交流協会や地域と連携を図りつつ、的確な情報伝達や避難場所・避難所での支援体制をとる。 ● 日本語の理解が十分ではない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度の活用を図る。 	本部活動統制T 要配慮者支援T

第11節 物資等の輸送、供給対策

災害応急対策計画 P.3-34 参照

区分	実施内容	担当
1. 応急給水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急遮断弁や緊急停止装置を設置することにより配水池等の水を確保する。 岡豊配水池（蒲原山）、大篠配水池（吾岡山文化の森）十市配水場（緑ヶ丘1丁目） ● 水源地では簡易な発電機、給水ポンプ、滅菌装置等を管理棟に常備し、応急時に直接井戸より取水し、給水拠点とする。 三島水源地（新改川植田橋南）、中部水源地（国分川新余田橋北）稲生水源地（里改田馬橋）、日章水源地（高知大学国際交流会館北） ● 避難所となる学校等の敷地に60 m³規模の耐震貯水槽を整備し、給水拠点とする。 香南中学校、鳶ヶ池中学校、伊都多神社、久礼田小学校 	上下水道施設T
2. 給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水の確保を図るため、応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓、その他の資機材を準備しておくとともに、事前に各関係業者との間において災害時における協力協定を締結し、応急給水体制の整備を行う。 	上下水道施設T
3. 物資の備蓄・調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料、飲料水、毛布等の生活必需品及びその他の物資について、あらかじめ「南国市備蓄計画」を定め、調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。なお、計画の策定に当たっては乳幼児や授乳者、高齢者、障害者等のニーズに配慮するよう努める。 ● 備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定める。 ● 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格、集中備蓄、避難場所の市域での状況等を踏まえた分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。 ● 緊急時においては市の備蓄物資のみでは供給量の確保が困難となることが想定されるので、量販店、農協などの物品・食料供給協定を締結し、またその際には調達品目、輸送、引渡し方法について取決めを行い体制の整備を図る。 [参考 2-24 備蓄物資の必要量（計画目標）] [参考 2-25 その他物資に関する協定先] 	本部活動統制T 物資拠点運営T

区分	実施内容	担当
4. 集積、供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄・調達物資、義援物資及び公的備蓄の円滑、迅速な供給、配分体制作りを図る。被害の状況に応じて、生活物資集積場所の効率的な運用が図れるよう、避難所、備蓄倉庫等の物資に関する情報は逐次更新し整備を図る。 ● 多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検する。併せて、市の地域防災計画における防災拠点を定めるとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。 	本部活動統制 T 物資拠点運営 T
5. 他市町村との相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県内市町村相互応援協定に基づき、県内の市町村が協力して物資・労力等の相互支援を行う。 	本部活動統制 T
6. 国、県への物資の調達・輸送の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模等によっては、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難となる場合に、市に代わって国、県が被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう要請できる体制の整備を図る。 ● 大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、国が発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みに対応するため、必要な情報の収集、伝達経路等の整備を図る。 	物資拠点運営 T
7. 燃料備蓄施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に消火・救出・救助等迅速な活動ができるよう、必要な車両の燃料を確保するため、現在整備済みの燃料備蓄施設の維持管理に努める。 	本部活動統制 T 後方支援 T 救助・消火活動 T

参考 2-24 備蓄物資の必要量（計画目標）

本市においては、被害が最大となる、南海トラフの巨大地震モデルによる被害想定に基づき発災時の初期対応に必要な数量を目標とする。

参考 2-25 その他物資に関する協定先

- 農林水産省
玄米の備蓄
- 四国経済産業局
生活必需品等の調達体制の整備
- 日本赤十字社高知県支部
毛布、日用品等の備蓄

【資料編】

南国市域の防災拠点等

上下水道局 水道施設

南国市が締結している災害協定等

生活物資集積場所

「南国市備蓄計画」

第12節 ボランティアとの協働活動

災害応急対策計画 P.3-34 参照

区分	実施内容	担当
1. 防災ボランティア活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。 ● ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 ● 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。 ● 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、南国市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。 ● 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。 	後方支援T

第13節 公共インフラ等被害の応急処置等

災害応急対策計画 P.3-35 参照

13-1. 公共インフラ被害対策

(1) 災害未然防災活動

区分	実施内容	担当
1. 所管施設の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。 ● 地震時の倒壊等を防ぐため、所管施設の耐震改修又は撤去を実施する。 	各チーム
2. 水防活動の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時より水防活動の体制整備を行う。 ● 河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴、後背地の状況等から水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書において重要水防箇所として記載する。 ● 出水時に円滑な水防活動を実施するため、日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。 	本部活動統制T 救助・消火活動T
3. ダム、せき、水門等の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの策定、人材の養成を行う。 	土木施設復旧T 上下水道施設T
4. 道路災害の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。 	土木施設復旧T

(2) 災害の拡大・二次災害の防止活動

区分	実施内容	担当
1. 所管施設、設備の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。 ● 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるような体制等を強化する。また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制の整備を図る。 	各チーム
2. 水防工法の周知と水防用・応急復旧資機材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川又は海岸ごとの重要水防区域、危険箇所等に適用する水防工法を周知するとともに、水防用・応急復旧資機材の備蓄を図る。また、緊急時における資機材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう、あらかじめ協議する。 	救助・消火活動T 土木施設復旧T 上下水道施設T
3. 排水対策の備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備える。 	土木施設復旧T 上下水道施設T

区分	実施内容	担当
4. 土砂災害防止の資機材備蓄	● 土砂災害の発生、拡大の防止に必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図る。	土木施設復旧T
5. 被害状況の把握及び応急復旧実施の体制・資機材の整備	● 所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防資機材 南国市水防計画に基づき実施する。 ・ 消防資機材、救助資機材 大規模災害時消防活動マニュアルに基づき実施する。 ・ 給水資機材 南国市水道事業基本計画に基づき実施する。 ・ 下水道等資機材 公共下水道及び農業集落排水震災復旧行動マニュアルに基づき実施する。 	各チーム
6. 有害物質の漏えい防止	● 市及び事業者は、有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておく。	救助・消火活動T 環境衛生T
7. 木造住宅密集地域への備え	● 木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。	本部活動統制T 救助・消火活動T

(3) 災害復旧・復興への備え

区分	実施内容	担当
1. 各種データの整備保全	● 戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。 ● 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。	各チーム

第14節 文教・保育施設等の対策

災害応急対策計画 P.3-35 参照

14-1. 学校教育対策

区分	実施内容	担当
1. 児童・生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種災害の発生を想定した訓練を実施する等、児童・生徒等の発災時の安全の確保に万全を期す。 ● 災害時の保護者への児童・生徒等の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。 	学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T
2. 教育・給食の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育及び給食の再開について、あらかじめ手順やタイムラインを定める。 	学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T

14-2. 保育対策

区分	実施内容	担当
1. 園児等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種災害の発生を想定した訓練を実施する等、園児等の発災時の安全の確保に万全を期す。 ● 災害時の保護者への園児等の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。 	学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T
2. 保育・給食の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育及び給食の再開について、あらかじめ手順やタイムラインを定める。 	学校・子ども支援T 保育所・子ども支援T

第15節 建物、宅地の応急危険度判定

災害応急対策計画 P.3-36 参照

区分	実施内容	担当
1. 活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災時に実施する応急危険度判定に備え、県や建築技術者等との連携など活動体制を確立する。 	住宅支援T

第16節 被害認定調査、罹災証明の発行

災害応急対策計画 P.3-36 参照

区分	実施内容	担当
1. 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。 	罹災証明発行 T

第17節 応急仮設住宅等

災害応急対策計画 P.3-36 参照

区分	実施内容	担当
1. 応急仮設住宅供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の適用を想定した体制の整備を図る。 ● 県及び企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制の整備を図る。 ● 応急仮設住宅の用地は、応急期には緊急消防援助隊等の宿営地等としての活用も視野に入れ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備を図る。 ● 公有地だけでは、建設用地が不足する場合を想定し民有地についてもできる限り事前の把握に努めるとともに、南国市災害応急対策協力用地登録制度等の利用を図り、用地の確保に努める。 	住宅支援 T
2. 公営住宅、空き家等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。 	住宅支援 T

【資料編】

南国市災害応急対策協力用地登録制度要綱

第18節 生活再建支援

災害応急対策計画 P.3-37 参照

区分	実施内容	担当
1. 生活再建支援への備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に努める。 ● 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 	罹災証明発行 T 総合相談窓口 T
2. 被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 ● また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 	本部活動統制 T 総合相談窓口 T
3. 地震保険制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度の周知に努め、普及率の向上を図る。 	本部活動統制 T 住宅支援 T

第19節 保健衛生・防疫対策への備え

災害応急対策計画 P.3-37 参照

区分	実施内容	担当
1. 保健衛生・防疫対策への備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 消毒及び保健衛生に関する下記の事項に関する体制の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒体制 ・ 消毒方法 ・ 患者の搬送体制 ・ 薬剤及び資機材の整備 ● 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達についての計画を作成する。 ● 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。 	保健活動 T 環境衛生 T

区分	実施内容	担当
2. 消毒、保健衛生体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県（保健所）の指導を受け、次の事項について体制の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒体制 ・ 消毒方法 ・ 患者の搬送体制 ・ 薬剤及び資機材の整備 ● 薬剤及び資機材は、関係業界団体との協力協定の締結及び県並びに近隣市町村との相互応援体制を整備し、災害時の調達を図る。 	保健活動 T 環境衛生 T

第20節 廃棄物処理

災害応急対策計画 P.3-38 参照

区分	実施内容	担当
1. ごみ処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び近隣市町村、関係事業者等と協議し、ごみ処理を含めた災害廃棄物処理計画を策定する。 ● 関係事業者の業務継続計画策定を促進し、災害時における一般廃棄物処理基本計画に基づいたごみ処理の継続を図る。 	環境衛生 T
2. し尿処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び近隣市町村、関係事業者等と協議し、し尿処理を含めた災害廃棄物処理計画を策定する。 ● 関係事業者の業務継続計画策定を促進し、災害時における一般廃棄物処理基本計画に基づいたし尿処理の継続を図る。 	環境衛生 T
3. 災害廃棄物の発生への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 ● 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。 ● 住民やNPO・ボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 ● 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 ● 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 	環境衛生 T

第21節 特殊災害対策

特殊災害対策 P.5-4 参照

※特殊災害対策については、第5編 特殊災害対策「第2章 危機対応への準備」を参照。

第22節 総合相談窓口業務

災害応急対策計画 P.3-39 参照

区分	実施内容	担当
1. 相談窓口の設置への備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災時の被災者からの相談に備え、相談窓口の設置に関する体制整備や、広報・連絡体制の構築を図る。 	総合相談窓口T

第23節 災害復興

災害応急対策計画 P.3-39 参照

区分	実施内容	担当
1. 各種データの整備保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。 ● 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 	本部活動統制T

第4章 住民・自主防災組織の予防対策

第1節 市が行う対策

1-1. 防災知識の普及

区分	実施内容	担当
1. 防災に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係機関等の協力を得つつ、災害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する施策を講じる。 [参考 2-26 地域住民の防災力向上のための施策] ● 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。 ● 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等のよりイメージしやすいものを活用するよう努める。 ● 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。 ● 被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。 ● 災害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 ● 災害発生時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。 ● ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 ● 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。 ● 学校教育はもとよりさまざまな場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場実務者等の参画の下で 	危機管理課 消防本部 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課

区分	実施内容	担当
	<p>開発するなどして、津波災害と防災に関する住民の理解向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 ● あらかじめ災害時のペット対策（健康管理、しつけ、ペットの防災用品の備蓄等）について住民に啓発を行う。 	
2. 地震防災に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 ● 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。 ● 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努める。 ● 住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の普及に努める。 ● 住民等に対し、家具等の転倒防止、住宅の耐震化、ブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除去等の揺れに対する各種対策及び感震ブレーカーの設置等の地震火災対策の普及・啓発に努める。 	危機管理課 消防本部 学校教育課 子育て支援課
3. 津波防災に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。 <small>[参考 2-27 津波防災に関する周知事項]</small> ● 津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。 ● 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。 ● 津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容 	危機管理課 消防本部 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課

区分	実施内容	担当
	<p>を理解してもらうよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波等の教訓等について継続的な防災教育に努める。 ● 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難関連施設の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。 ● なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。 	

参考 2-26 地域住民の防災力向上のための施策

- 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するものとする。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布するものとする。
- 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するものとする。

参考 2-27 津波防災に関する周知事項

- 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下の避難行動に関する知識を啓発する。
 - (1) 迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - (2) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - (3) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- 津波の特性に関する情報
 - (1) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - (2) 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - 津波に関する想定・予測の不確実性について、以下の事項を踏まえた津波に対する考え方の徹底
 - (1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - (2) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - (3) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - (4) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - 予防・安全対策

3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策
 - 警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動、避難場所での行動
 - 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め
-

1-2. 自主防災組織等の育成強化

区分	実施内容	担当
1. 自主防災組織等の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。 ● 家庭の主婦を通じ火災予防思想の普及活動等を行う市域の女性防火クラブ及び南国市女性防火クラブ連合会の活性化と育成を図る。 ● 幼少年期に防火防災の知識や技術等を習得し、地域社会に貢献する幼少年消防クラブ員の育成を図る。 ● 消防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。 ● 被雇用者（会社員）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。 ● 自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。 ● 研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。 ● 平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。 [参考 2-28 自主防災組織の活動内容] [参考 2-29 自主防災組織の「重要な役割」] ● 地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。 	危機管理課 消防本部

参考 2-28 自主防災組織の活動内容

(平常時の活動)

- 災害に関する知識の普及
- 地域における危険箇所の把握と周知
- 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等の要配慮者の把握
- 家庭における防災点検の実施
- 情報収集・伝達体制の確認
- 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

(災害時の活動)

- 集団避難、要配慮者の避難誘導
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施
- 初期消火活動
- 情報の収集・伝達
- 給食・給水の実施及び協力
- 避難所の運営に対する協力

参考 2-29 自主防災組織の「重要な役割」

- 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
- 災害発生時に安全に避難する取組
- 高齢者など要配慮者への支援

1-3. 消防団・女性防火クラブ・少年消防クラブ

区分	実施内容	担当
1. 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。 ● 地域における防災知識の普及を図るため、家具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、災害時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所や避難所等・避難経路の周知を行う。 	危機管理課 消防本部
2. 女性防火クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 出火の傾向が一般家庭に多いことから、家庭の主婦を対象に女性防火クラブへの加入を促進し、防火教室・講習会等の開催、また、初期消火や通報及び避難の訓練等を実施し、防火意識の啓発、防火知識の習得を図る。 	危機管理課 消防本部
3. 幼少年消防クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 各行事を通じ防火、防災、避難等について指導し、自主防災活動の活性化を進める。 	危機管理課 消防本部

1-4. 防災士の育成

区分	実施内容	担当
1. 防災士の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行う。 ● 市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「南国市防災士連絡会」の活動を支援する。 	危機管理課 消防本部

1-5. 防災ボランティア活動の環境整備

区分	実施内容	担当
1. 防災ボランティア活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。 ● 日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 ● その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。 	危機管理課 総務課 福祉事務所

1-6. 企業防災の促進

区分	実施内容	担当
1. 企業防災の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 ● 企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。 ● 企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。 ● 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。 	危機管理課 商工観光課

1-7. 災害教訓の伝承

区分	実施内容	担当
1. 災害教訓の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努める。 ● 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 ● 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 	危機管理課 生涯学習課

第2節 家庭・個人の備え

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるものとする。

区分	実施内容	担当
1. 防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災週間や防災関連行事等を通じ、災害時のシミュレーション結果等からその危険性を理解し、家庭・個人による災害への備えを行う。 [参考 2-30 家庭・個人で行える災害への備え]	市民
2. マイタイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭において、マイタイムラインの作成により災害時にとるべき行動や避難を開始するタイミングを整理し、避難方法の検討に努める。 	市民

参考 2-30 家庭・個人で行える災害への備え

- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
- 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
- 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄
- 非常持出品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
- 災害時の家族内の連絡体制の確認

第3節 地域の備え

区分	実施内容	担当
1. 危険からの避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害から安全に避難できるよう、危険場所の把握、避難場所及び経路の検討により、地域における避難方法の確立を図る。 ● 自主防災組織の取り組みなどを通じ、過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合い、避難開始のサインの作成、地域への周知に努める。 	市民
2. 地域住民の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者は、避難準備情報等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難しない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う。また、災害時には近隣市民による相互の安否確認を行う。 ● 平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。 	市民 自主防災組織
3. 応急手当・救護所への搬送	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に被害にあった近隣住民の救命救護のため、自治体等が行う講習会に参加し、応急手当の知識・技術の習得や、救護所への搬送に関する手順の習得に努める。 	市民 自主防災組織
4. 初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における火災による被害を最小限に留めるため、消火訓練への参加等により初期消火に関する手順や、消火設備の使用法の習得に努める。 	市民 自主防災組織
5. 避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の円滑な避難所運営のために、避難所の運営訓練等による知識の習得に努める。 ● 地域住民を主体とした「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主運営体制の整備に努める。 	市民 自主防災組織
6. 要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織・町内自治会は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組に努める。 ● 避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は名簿を活用し、災害時に支援を要する人の把握に努め、地域による見守り活動を行う。 	市民 自主防災組織
7. 資機材・備蓄品に関する点検及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 市で設置する備蓄倉庫及び自主防災組織で設置する倉庫の資機材・備蓄品について、自主防災連合会及び自主防災組織等による点検及び操作方法等の訓練を行う。 	自主防災連合会 自主防災組織

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対応のフレームワーク

第1節 災害対策本部組織図

【指揮調整部（本部会議）】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
指揮調整部 (本部会議)	0	指揮者	<ul style="list-style-type: none"> COPに基づき、対応目的・戦略・優先順位を決定し認識を共有する IAPの承認 	◎ 市長 危機管理課長 副市長 企画課長 総務課長 副市長 各所属長 各所属長 消防長 教育長 各関係機関
		指揮者補佐		
		広報官（本部活動統制チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動 	
		総合調整官（本部活動統制チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 対応活動全体の調整、受援の調整 	
		安全管理官（後方支援チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康・安全管理 	
		視察対応官（財務会計チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 災害見舞者・視察者対応 	
		チーム統括官	<ul style="list-style-type: none"> チーム活動の掌握・調整 	
		チーム統括官補佐		
		消防本部指揮者	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部を直轄で指揮 	
		教育委員会指揮者	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局を直轄で指揮 	
関係機関連絡員	<ul style="list-style-type: none"> 本部と関係機関との連絡・報告・活動調整 			

【対策立案部（本部事務局）】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
対策立案部 (本部事務局)	1	本部活動統制チーム	<ul style="list-style-type: none"> 執務環境の確保 本部会議の運営 情報収集・分析 情報発信 当面の対応計画案の作成 資源配置 文書管理 撤収管理 コールセンター運営 	◎ 危機管理課 情報政策課 企画課
	2	後方支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> 空間、資機材、人員の提供 サービス：医療・救護・食事の提供 職員の参集・健康管理 家族の支援 	◎ 総務課 選挙管理委員会 議会事務局

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
	3	財務会計チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の予算 ● 激甚災害法関係 ● 契約事務 ● 災害時の会計事務 ● 義援金の受入れ 	◎ 財政課 会計課 監査事務局

【事案処理局】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
応急救助活動部	4	救助・消火活動チーム	● 人命救助・消火活動	◎ 消防本部
	5	医療救護活動チーム	● 医療救護所の運営	◎ 保健福祉センター 長寿支援課
	6	遺体対応チーム	● 遺体安置所の運営	◎ 福祉事務所
応急復旧活動部	7	土木施設復旧チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急活動用に道路啓開 ● 内水・土砂崩れ応急復旧対応 	◎ 建設課 農地整備課 地籍調査課
	8	上下水道施設チーム	● 内水対応・応急給水活動・上下水道の復旧	◎ 上下水道局
被災者支援部	9	避難者支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民による避難所運営の支援 ● 避難者の把握 ● ニーズの把握 ● 避難所環境の確立 	◎ 生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
	10	要配慮者支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の安否確認 ● 福祉避難所の調整 	◎ 福祉事務所 長寿支援課 保健福祉センター
	11	保健活動チーム	● 被災者・避難者の健康管理	◎ 保健福祉センター
	12	環境衛生チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設トイレ・し尿処理対策 ● 公衆衛生 ● ペット対策 ● 災害廃棄物処理 	◎ 環境課
	13	物資拠点運営チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 市備蓄物資の避難所等への配送 ● 国・県物資の受入れ・配送 ● 物資配送拠点の運営 	◎ 商工観光課 農林水産課 農業委員会
生活再建支援部	14	住宅支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定 ● 救助法による応急修理 ● 仮設住宅の確保・入居手続き 	◎ 住宅課 都市整備課
	15	罹災証明発行チーム	● 被害認定調査・罹災証明発行	◎ 税務課
	16	総合相談窓口チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者台帳の作成・管理 ● 各種支援につなげる相談業務 	◎ 市民課 関係各課

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
教育・子ども 支援部	17	学校・子ども支援 チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の安全確保/安否確認 ● 学校の再開に向けた準備 	◎ 学校教育課
				小学校・中学校
	18	保育所・子ども支援 チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児の安全確認/安否確認 ● 保育所・幼稚園の再開に向け た準備 	◎ 子育て支援課
				保育所 幼稚園

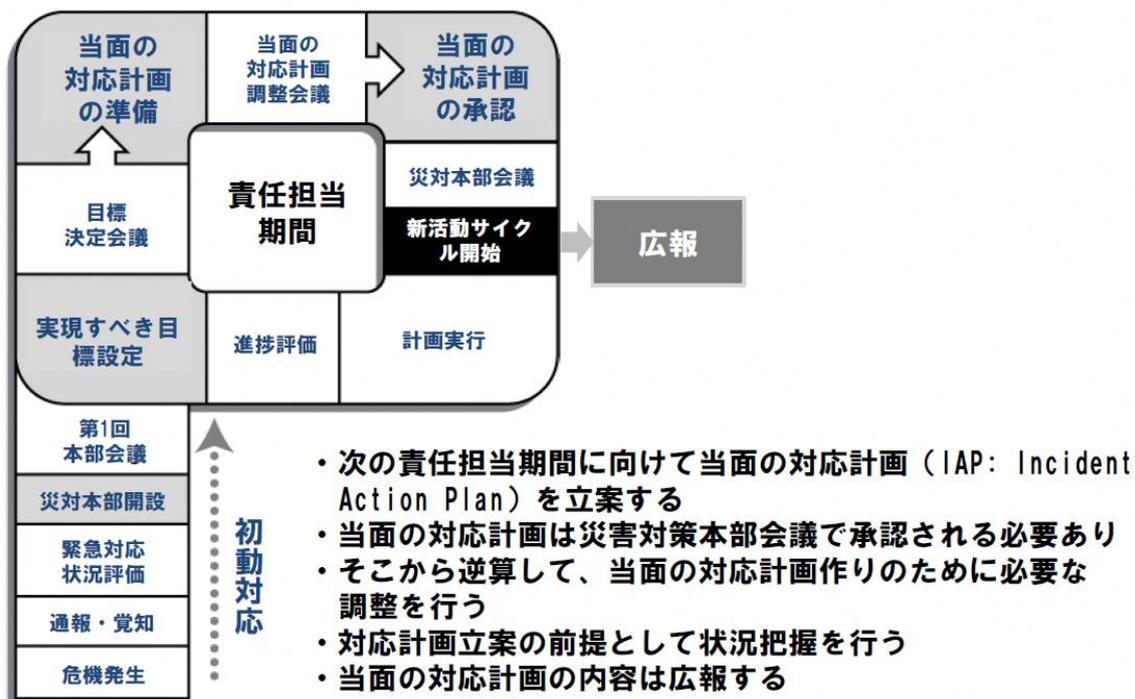
第2節 災害対応のフレームワーク

効果的な災害対応を実現するため、基本的な災害業務に関するフレームワークを構築し、大規模災害に対して組織的に対応する。



第3節 災害対策本部活動の活動サイクル「Planning P」

大規模災害発生時には、災害が長期化することが懸念されている中、刻々と変化する状況に柔軟かつ適切に対応するため、情報分析→目標設定→計画立案→進捗評価という災害対応サイクルによる組織マネジメント手法「Planning P」の概念を踏まえ、効率性の高い災害対策本部活動を推進する。



第2章 配備体制

第1節 配備基準

配備体制	時期	概要	意思決定権者
準備体制 (レベル1)	防災気象情報等 を入手し、気象 状況の進展を見 守る段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理課（連絡要員）を配備し、防災気象情報・震度情報・津波情報等の把握や気象台からの情報収集等に努める。 ● 関係部署連絡会議（本部事務局・応急救助活動部・応急復旧活動部・教育・子ども支援部）を開催し、レベル2へ適切に移行できる準備を要請する。 	—
準備体制 (レベル2)	警戒レベル3 高齢者等避難の 発令を検討する 段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理課長の指揮の下、高齢者等避難の発令の必要性を判断できる体制とする。 ● 本部事務局は、防災気象情報の収集・分析、震度情報・津波情報の把握及び迅速な被害情報の収集を実施できる体制とする。 ● 応急救助活動部・応急復旧活動部は短時間降雨による被害に備える体制とする。 ● 教育・子ども支援部は、休校・休園等の判断のできる体制とする。 	危機管理 課長
災害対策 本部体制 (レベル3)	警戒レベル3 高齢者等避難を 発令する段階 警戒レベル4 避難指示の発令 を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長以下本部会議員により、災害対策本部会議を開催できる体制とする。 ● 警戒レベル3（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル4（避難指示）の発令を判断できる体制とする。 ● 事前避難所の開設を行うことのできる体制とする。 ● 被災者支援部に対し、即応体制を要請する。 	市長
災害対策 本部体制 (レベル4)	警戒レベル4 避難指示を発令 する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議の指示により、応急対策活動及び被災者支援活動を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令できる体制とする。 	市長
災害対策 本部体制 (レベル5)	警戒レベル5 緊急安全確保を 発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 相当規模の災害発生を想定し、災害対策本部の全機能をあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 ● 生活再建支援部は、発生した災害の規模により生活再建に必要となる活動の準備を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル5 緊急安全確保を発令できる体制とする。 	市長

第2節 防災体制の種別と配備基準

体制	時期	配備要員	配備基準
準備体制 (レベル1)	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	● 危機管理課 (連絡要員)	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 ● 戸原波高観測所の有義波高が5mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 ● その他、危機管理課長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 南国市で震度3を観測したとき。
準備体制 (レベル2)	警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理課（全員） ● 危機管理課を除く本部事務局、応急救助活動部、応急復旧活動部、教育・子ども支援部のうち必要人員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報が発表され、災害発生の危険が予想されるとき。 ● 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 ● 高知県による土砂災害危険度情報がLv2となったとき。 ● 高知地方气象台による「大雨に関する高知県気象情報」または高松地方气象台による「大雨に関する四国地方気象情報」で線状降水帯発生の可能性が言及されたとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市域にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 ● 大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき。 ● その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際の震度に関わらず高知県中部を対象に緊急地震速報が発表された場合。

体制	時期	配備要員	配備基準
災害対策本部体制 (レベル3)	警戒レベル3 高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4避難指示の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部会議員 ● 事前避難所開設要員 ● 被災者支援部のうち必要人員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 ● 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ● 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが確実となったとき。 ● 高知県による土砂災害危険度情報がLv3となったとき。 ● 高知地方气象台により「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。 ● 台風情報で台風の暴風域が12時間以内に市域にかかることが予想される時。 ● 戸原波高観測所の有義波高が6mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 ● 重大な事故災害が発生したとき。 ● その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県中部に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ● 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき。 ● 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ● その他、市長が必要と判断したとき。
災害対策本部体制 (レベル4)	警戒レベル4 避難指示を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部事務局、応急救助活動部、応急復旧活動部、被災者支援部においてさらに必要と認められる人員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき。 ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ● 高知県による土砂災害危険度情報がLv4となったとき。 ● 高知地方气象台による「顕著な大雨に関する高知県気象情報」または高松地方气象台による「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」が発表されたとき。 ● 戸原波高観測所の有義波高が8mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 ● 指定河川（物部川、国分川）及び下田川の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え

体制	時期	配備要員	配備基準
			<p>ることが確実となったとき。</p> <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市長が必要と判断したとき。
災害対策本部体制 (レベル5)	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の規模に応じて災害対策本部の全機能に必要なとなる人員 ●【地震・津波】の場合は全職員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨に関する特別警報が発表されたとき。 ●相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき。 ●その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高知県中部に震度5強以上の地震が発生したとき。予報区「高知県」に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき。 ●その他、市長が必要と判断したとき。

第3節 分掌事務

【指揮調整部（本部会議）】

指揮者		
基幹業務	担当	分掌事務
災害対策本部活動の統轄（職員・関係機関の統制、災害応急対策の優先順位付け、活動の調整、対策実行の指示、実行状況の確認、広報）	本部長	対策本部を設置し、災害応急対応の優先順位、当面の対応計画の承認など災害応急対応の意思決定を行う。
指揮者補佐		
同上	本部員	指揮者を補佐する。
広報官（本部活動統制チーム）		
同上	副本部長	スポークスマンとして報道機関の窓口となる。
総合調整官（本部活動統制チーム）		
同上	本部員	各チーム及び関係機関が実施する対策の総合調整及び取りまとめを行う。
安全管理官（後方支援チーム）		
同上	本部員	職員の健康・安全管理を統括する。
視察対応官（財務会計チーム）		
同上	副本部長	災害見舞者、視察者への対応窓口となる。
チーム統括官		
同上	本部員	本部-各チーム間の連絡・報告・活動調整を行う。
チーム統括官補佐		
同上	本部員	本部-各チーム間の連絡・報告・活動調整を行う。
消防本部指揮者		
同上	本部長付	救助・消火活動チームの統括及び活動の調整、本部との連絡・報告・活動調整を行う。
教育委員会指揮者		
同上	本部長付	学校・子ども支援チームの統括及び活動の調整、本部との連絡・報告・活動調整を行う。
関係機関連絡員		
同上	リエゾン	本部と関係機関との連絡・報告・活動調整を行う。

【対策立案部（本部事務局）】

本部活動統制チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
災害対策本部運営の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害対策本部活動実施要領」を作成し、訓練を実施する。
		災害対策本部開設・運営訓練（総合・個別）を実施する。
	総合調整	調整会議を開催し各チームの応急対策活動（基幹業務）の総合調整を行う。【総合調整官と連携】
	統制	活動サイクル「Planning P」に基づき対策本部活動を運営する。 （状況の把握⇒目標設定⇒対応計画の準備⇒対応計画の承認⇒計画実行⇒進捗評価⇒…）
	－	指揮者からの指示事項・命令の伝達を行う。
		各チーム及び関係機関の連絡員を統制する。
		本部の運営（開設・閉鎖）を行う。
		本部会議資料を作成する。
	システム	高知県総合防災情報システムのオペレーションを行う。
		高知県防災行政無線（FAX/電話）のオペレーションを行う。
情報活動（収集・整理・対策立案）の統轄（当面の対応計画の作成、各チームの活動調整・指示・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「情報収集計画」を作成し、訓練を実施する。
		各チームの作成する計画・マニュアルの検証、改善提案を行う。
	－	チーム内及び指揮調整部職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		コールセンターを設置・運営する。
		状況の分析、課題の抽出を行い関係チームと対策を立案する。
		活動サイクルごとに「当面の対応計画」を策定する。
	情報	各チームからのすべての情報を集約・一元管理し本部会議へ報告する。
	－	総合状況図を作成する。
		被害状況等の情報を収集・整理し、関係機関へ情報提供する。
		気象状況（災害リスクスケール）の確認を行う。
被害拡大の有無及び被災地のニーズ等の予測及び分析を行う。		
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
	ドローンによる被害状況の把握を行う。	
	災害情報カメラにより被害状況を確認する。	
－	気象及び地震・津波に関する予警報を受信し避難情報の発令の検討及び住民への情報伝達を行う。	
	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する。 【避難者支援チームと連携】	
	警戒区域の設定を検討する。	
	広域避難の必要性を判断し、県と調整する。	

本部活動統制チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
	情報	緊急避難場所の状況を確認し、早急に救助活動を実施する。 【救助・消火活動チーム、土木施設復旧チームと連携】
	システム	南国市防災行政無線（同報系）のオペレーションを行う。
		南国市防災行政無線（同報系）の疎通確認を行う。
		緊急速報メール発信のオペレーションを行う。
		防災支援メール発信のオペレーションを行う。
情報ネットワーク対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「情報システム及びネットワークに関する業務継続計画」を作成し、検証を行う。
	情報	情報システム及びネットワークの被害状況調査及び復旧作業を行う。
	—	衛星インターネット回線を確保する。
広報活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「報道対応・記者会見マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	報道発表資料の作成、報道対応、記者会見の準備を行う。 【広報官と連携】
		当面の対応計画の広報を行う。
		広報官を補佐する。
	情報	ライフライン関連情報を収集し広報を実施する。
	—	「災害時における人的被害情報の公表手順」に基づき情報を公表する。
		災害に関する議会への報告を行う。
全般的な災害記録（写真を含む）を作成し保存する。 視察対応の窓口となる。【視察対応官と連携】		
孤立地域対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「孤立地域対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	被害状況から孤立地域の発生の有無、状況を把握する。
帰宅困難者対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「帰宅困難者対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ帰宅困難者用拠点施設を整備する。
	—	帰宅困難者の情報を集約し、帰宅に向けた支援を実施する。 【避難者支援チームと連携】

後方支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
応急物資・人員確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「調査用燃料調達マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「災害時車両調達・公用車管理運用マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	-	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		来庁者への対応を統括する。
	情報	市本庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統制チームへ報告する。
	-	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。
		非常用発電機及び燃料を確認する。
		車両の調達、公用車の配車を行う。
		緊急輸送の要請を行う。
		緊急通行車両の標章及び証明書の発行を行う。
		備蓄資機材の配送の手配、管理を行う。
		食料、物資、燃料等の調達及び配送に関する要請・調整を行う。
		人員、車両、施設、物資並びに資機材の把握及び配分方針を決定する。
各災害対応部隊が使用する災害応急資機材を確保する。		
ボランティアセンターの開設要請及び連絡調整を行う。 【社会福祉協議会と連携】		
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
職員管理対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時職員管理マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		平時から災害時における職員の健康管理に関する知識の啓発を行う。
	-	各チームからのチーム職員の安否確認、参集人数の報告を取りまとめ、人員を管理する。
		活動サイクルに基づいた人員の配置を行う。
		職員の健康・安全管理を行う。【安全管理官と連携】
		職員及びその家族の被災状況を確認し、状況に応じお見舞いを行う。
		災害対策従事職員及び他公共団体応援職員の給与、食事、宿泊等の手配をする。
	職員の PTSD 相談対応を行う。	
システム	職員参集システムのオペレーションを行う。	

後方支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
受援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「受援計画」を作成し、訓練を実施する。
	－	県を通じて総務省へ災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請する。
		県、自衛隊、警察、指定行政機関及び応援協定都市に対する派遣要請並びに連絡調整を行う。
		災害対策業務従事者（職員・自衛隊・警察・TEC-FORCE・DMAT等）の活動拠点の確保及び食料・燃料等の確保を行う。
		自主防災組織との連絡調整、協力要請を行う。
		支援の受入調整を行う。
財務会計チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
災害時予算管理の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害救助法制度及び申請方法について知識を習得する。
		あらかじめ義援金受入れ・配分方法について検討する。
	－	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		普通財産の状況を確認する。
		市有財産の被害額を集約し、全国市有物件災害共済会へ手続きを行う。
		補正予算（災害対策予算）の編成を行う。
		応急対策資金の準備、支出及び管理を行う。
		災害に対する財源の確保（特別交付税要望、普通交付税の繰上交付等）を行う。
		災害救助法申請に必要な被害数量等を集計し県へ申請する。
		激甚災害法適用に関する業務を行う。
		義援金の受入・管理及び受付・配分を行う。
義援金配分委員会の事務局となる。		
		災害見舞者、視察者の受入調整窓口となる。

【応急救助活動部】

救助・消火活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
救助・消火活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ各種マニュアル・計画を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
来庁者への対応を統括する。		
		気象状況等を対策本部統制チームと共有する。

救助・消火活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
	情報	消防本部庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
	—	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。
	情報	救助・消火活動に必要な情報を収集し本部へ報告する。
	—	応急救助及び危険箇所の調査を行う。
		消火、救助及び救急活動を実施する。
		被災者の救出及び搬送を行う。
		被災者の捜索及び収容活動を実施する。
		救急隊・救助隊・消防隊等の統括運用を行う。
		関係機関への出動要請及び連絡調整を行う。
	緊急消防援助隊の受援調整を行う。	
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。
医療救護活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
医療救護活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「医療救護計画・マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ医療救護所の開設・運営に必要な資機材を整備する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		来庁者への対応を統括する。
	情報	保健福祉センター庁舎の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
	—	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。
	情報	医療救護活動に必要な情報を収集し本部へ報告する。
	—	高知県保健医療調整支部と必要な支援・派遣要請等の総合調整を行う。
		医師会・救護病院・医療機関、薬業協会・薬剤師会等との連絡調整を行い、医師・看護師、薬剤を確保する。
		医療救護所を設置・運営する。
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。
		EMIS（広域災害救急医療システム）のオペレーションを行う。
	南国市医療救護無線のオペレーションを行う。	

遺体対応チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
遺体取扱い対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「遺体対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。 あらかじめ災害時の遺体（身元不明者を含む）埋火葬許可証発行の発行方法・手段を検討する。【市民課と連携】
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
	－	遺体安置所の開設及び運営を行う。
	－	遺体安置所への搬送、収容及び安置を行う。
	－	市内葬祭業者へ協力依頼を行う。
	－	仮埋葬地の確保及び仮埋葬を行う。
	－	対市町村での死亡者の引き取りを行う。 遺体（身元不明者を含む）の埋火葬許可証を発行する。 【市民課と連携】

【応急復旧活動部】

土木施設復旧チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
緊急輸送路確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時行動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
	－	気象状況等を対策本部統制チームと共有する。
	情報	公共土木施設（ため池含む）の被害状況調査を実施し、本部活動統轄チームへ報告する。
	－	市道に関する緊急輸送路及び主要道路の啓開を実施する。 【建設業者等と連携】
	－	障害物の除去を実施し、道路交通網を確保する。
	－	建設・土木事業者へ応援を要請する。 土砂災害への応急対応を実施する。 公共土木施設の災害応急・復旧対策を実施する。
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
上下水道施設チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
応急給水対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時行動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。

上下水道施設チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
	－	来庁者への対応を統括する。
	情報	水道局庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
	－	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。 応急給水活動を実施する。
	情報	水道施設の被害調査を実施し、応急復旧を行う。
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。
	下水道施設応急対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前
－		気象状況等を対策本部統制チームと共有する。 市街地の排水対策を実施する。 マンホールトイレ等、応急仮設トイレ対策を実施する。
情報		下水道施設の被害調査を実施し、応急復旧を行う。
システム		災害対応システムのオペレーションを行う。

【被災者支援部】

避難者支援チーム			
基幹業務	種別	分掌事務	
避難者支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「避難所開設マニュアル」を作成し、訓練を実施する。【住民・自主防災組織と連携】	
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。 避難所の状況を確認し本部活動統轄チームへ報告する。	
		－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。 避難所の開設及び住民による避難所運営を支援する。 避難者名簿の作成を行い、必要に応じて情報を開示する。 避難所の環境整備を行う。【環境衛生チームと連携】 避難者のニーズ調査を実施し、避難生活の改善を行う。 在宅避難者への支援を行う。 帰宅困難者への対応を行う。【本部活動統轄チームと連携】 災害時のペット（避難所・在宅）対策を実施する。 【環境衛生チームと連携】
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
	要配慮者支援チーム		
	基幹業務	種別	分掌事務
	避難行動要支援者対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・	事前	あらかじめ要配慮者支援全体計画を作成する。
			あらかじめ避難行動要支援者個別避難計画を作成する。
			あらかじめ要配慮者台帳（避難行動要支援者名簿）を整備する。

要配慮者支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
実施・進捗管理、本部への報告)	事前	あらかじめ「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ福祉避難所の開設・運営に必要な資機材等を整備する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
	情報	介護施設等関連施設の被害情報を収集し本部活動統括チームへ報告する。
	－	避難所における要配慮者の支援を行う。 【避難者支援チームと連携】
		福祉避難所の開設を調整（施設及び関係機関との連携）する。 【避難者支援チームと連携】
		福祉避難所入所希望者の調整（施設及び関係機関との連携）を行う。【避難者支援チームと連携】
システム	介護関係施設等の給食及び仮設トイレの手配を行う。	
システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。	
重点継続要医療者支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害時個別支援計画を作成する。
		あらかじめ個別支援に必要な資機材等を整備する。
	情報	重点継続要医療者（在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者・人工透析患者）の状況を確認し本部活動統轄チームへ報告する。
	－	重点継続要医療者（在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者・人工透析患者）の支援を行う。
		高知県保健医療調整支部と透析患者の広域搬送の調整を行う。
システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。	
災害ケースマネジメントの統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害ケースマネジメント実施要領を作成する。
	－	アウトリーチによる被災者の状況の把握（災害ケースマネジメント）を行い、支援につなげる。
	システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。
		被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。
保健活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
災害時保健活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時保健活動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		避難所の環境状態を確認し本部活動統括チームへ報告する。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。

保健活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
		高知県保健医療調整支部と必要な支援・派遣要請等の総合調整を行う。
		避難所における保健活動（相談・検診）、在宅避難者宅への訪問を行う。
		妊産婦等周産期医療に関する対策を実施する。
環境衛生チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
環境衛生対策の統轄 （実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時し尿処理計画」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		避難所の環境状態を確認し本部活動統轄チームへ報告する。
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		ごみ及びし尿処理を行う。
	—	仮設トイレの調達・設置を行う。 【上下水道施設チームと連携】
		仮設シャワー・仮設風呂の調達・設置を行う。 【避難者支援チームと連携】
被災地の清掃、消毒、防疫を行う。 仮設浴場の設置及び周知を行う。		
ペット対策の統轄 （実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。【避難者支援チームと連携】 あらかじめ災害時のペット対策について住民に啓発を行う。
	情報	同伴避難ペットの状況を確認する。
	—	災害時のペット（避難所・在宅）対策を実施する。 【避難者支援チームと連携】
災害廃棄物処理対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害廃棄物処理計画」を作成し、訓練を実施する。
	—	災害ゴミの収集及び処理の手配を行う。 災害ゴミ（瓦礫・土砂等）の仮置き場を確保する。
物資拠点運営チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
物資配送拠点運営の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「物資配送マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
システム	物資調達・輸送調整等支援システムのオペレーションを行う。	

【生活再建支援部】

住宅支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
住宅支援対策の統轄 (実施要領の作成、 活動の調整・実施・進 捗管理、本部への報 告)	事前	あらかじめ「応急危険度判定実施マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「災害救助法に基づく住宅の応急修理実施マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	-	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		被災建築物の応急危険度判定を実施する。
		宅地危険度判定を実施する。
		被災住宅の応急相談窓口を設置する。
		災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施する。
		市営住宅の被害調査を実施し、応急対策を行う。
応急仮設住宅の必要数を把握し、建設を行う。【県と連携】		
応急仮設住宅の供与を行う。		
罹災証明発行チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
罹災証明発行業務の統轄 (実施要領の作成、活動の調整・実施・進 捗管理、本部への報告)	事前	あらかじめ「罹災証明発行業務マニュアル」(被害調査・認定業務を含む)を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ罹災証明書会場のレイアウト、必要人員等を検討する。
	-	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		災害に係る被害住家の調査、被害認定を行う。
		被災者台帳に罹災家屋のデータを入力する。
	罹災証明書交付会場の設営と運営を行う。	
システム	被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。	
総合相談窓口チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
被災者台帳作成の統轄 (実施要領の作成、活動の調整・実施・進 捗管理、本部への報告)	事前	あらかじめ「被災者台帳作成実施要領」を作成し、訓練を実施する。
	-	住民の被害状況を把握し、被災者台帳にデータを入力する。
	システム	被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。
住民基本台帳システムのオペレーションを行う。		

総合相談窓口チーム

基幹業務	種別	分掌事務
総合相談窓口業務の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ総合相談窓口の開設場所・レイアウト、必要人員等を検討する。
		あらかじめ被災者支援に関する各種制度の習熟を図る。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		被災者支援に関する各種制度による支援の相談業務を行う。
		被災者台帳に基づきプッシュ型支援を実施する。
システム	アウトリーチによる被災者の状況の把握（災害ケースマネジメント）を行い、支援につなげる。【要配慮者支援チームと連携】 被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。	

【教育・子ども支援部】

学校・子ども支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
学校・子ども支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「小中学校 BCP」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「給食センターBCP」を作成し、訓練を実施する。
	－	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		小中学校校舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
		児童生徒の安否を確認し、保護者と連絡調整を行う。
		災害救助法に基づき学用品を供与する。
学校再開（給食含む）に向けた準備を実施する。		
保育所・子ども支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
保育所・子ども支援の統括（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「保育施設 BCP」を作成し、訓練を実施する。
		チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		保育園舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
		園児の安否を確認し、保護者と連絡調整を行う。
保育再開（給食含む）に向けた準備を実施する。		

各小中学校

基幹業務	種別	分掌事務
児童生徒の安全確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	－	各学校の児童生徒、職員の安否状況を確認し、学校・子ども支援チームへの報告を行う。
各保育所・園		
基幹業務	種別	分掌事務
園児の安全確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	－	各保育所・園の園児、職員の安否状況を確認し、保育所・子ども支援チームへの報告を行う。

第3章 災害応急対応の実施項目

第1節 災害対策本部の組織・運営

災害予防対策計画 P.2-23 参照

計画の定めるところにより行う。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
1-1	防災体制の確立	[災害対策本部事務局] ○本部活動統制チーム ○後方支援 T ○各チーム（参集職員）	発災前～	P.28
1-2	災害対策本部の設置	[災害対策本部会議]	発災前～	P.32
1-3	災害対策本部の運営	[災害対策本部事務局] ○本部活動統制チーム ○後方支援 T ○各チーム（参集職員）	発災～3 時間	P.36
1-4	現地対策本部の設置	[災害対策本部会議] ○指揮者（本部長）		P.37

第2節 通信の確保

災害予防対策計画 P.2-25 参照

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
2-1	通信手段の確保	○本部活動統制チーム	発災前～	P.38

第3節 被害情報の収集

災害予防対策計画 P.2-27 参照

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を図る。

また、消防団等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握に努める。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
3-1	被害情報の収集	○本部活動統制チーム ○各チーム	発災前～	P.39

第4節 災害情報の伝達

災害予防対策計画 P.2-28 参照

国、公共機関、県、市等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

収集・連絡された情報に基づく判断により、国、公共機関、県、市等は、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
4-1	気象情報等の収集・伝達	○本部活動統制チーム	発災前～	P.41
4-2	津波警報等の伝達			P.44
4-3	避難指示等の発令	[災害対策本部会議] ○本部活動統制チーム ○避難者支援チーム		P.45
	被害情報の報告	○本部活動統制チーム		P.50
4-5	災害救助法の適用申請	○本部活動統制チーム ○財務会計チーム		P.52

4-1. 避難指示等の発令基準

(1) 洪水

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 物部川の深淵観測所、国分川の三畠観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき ● 物部川の深淵観測所、国分川の三畠観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ● その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ● 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき ● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき ● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 物部川の深淵観測所、国分川の三畠観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき ● 物部川の深淵観測所、国分川の三畠観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ● その他河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき ● 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき ● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物部川の深淵観測所、国分川の三畠観測所の水位が氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達したとき ● その他河川の水位が堤防高に到達したとき ● 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき

区分	発令基準
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ● 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき （災害発生を確認） ● 物部川において氾濫発生情報が発表されたとき ● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき（氾濫の発生が把握できたとき） ● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき

(2) 土砂災害

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報がレベル3となったとき ● 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害危険度情報がレベル4となったとき ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき ● 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき （災害発生を確認） ● 土砂災害の発生が確認されたとき

(3) 高潮・波浪

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ● 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ● 「波浪警報」が発表され、有義波高が6.0mに達し、さらに波高の上昇が予想されるとき ● 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令） ● 「波浪警報」が発表され、有義波高が8.0mに達し、さらに波高の上昇が予想されるとき ● 水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表されたとき
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水門、陸閘等の異常が確認されたとき （災害発生を確認） ● 海岸堤防等が倒壊したとき ● 異常な越波・越流が発生したとき ● 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき

(4) 津波

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（事前避難対象地域以外） <p>【遠地地震のときの避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表するときがある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。） ● 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（事前避難対象地域）
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に発令しない

第5節 応援の受入れ

災害予防対策計画 P.2-42 参照

災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して、広域的な応援体制の迅速な構築を図る。市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
5-1	応援要請の方針検討	○本部活動統制チーム	発災～3時間 ～24時間	P.54
5-2	県または他市町村への応援要請	○後方支援チーム		P.55
5-3	技術者、技能者及び応急活動要員等の確保			P.56
5-4	民間団体の活用			P.56
5-5	応援の受入れ			P.57
5-6	自衛隊の災害派遣要請要求	○本部活動統制チーム ○後方支援チーム	発災～3時間	P.57
5-7	派遣部隊の受入れ	○後方支援チーム	～24時間	P.59
5-8	派遣部隊の撤収要請	○後方支援チーム ○財務会計チーム	～1か月	P.59

第6節 広報活動

災害予防対策計画 P.2-43 参照

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の生活の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
6-1	市民への広報	○広報官（副本部長）	発災前	P.60
6-2	報道機関に対する情報発表	○本部活動統制チーム		P.61
6-3	帰宅困難者への対応	○本部活動統制チーム ○避難者支援チーム	～24時間	P.61

第7節 救助・救急活動

災害予防対策計画 P.2-43 参照

災害発生後、被災者の生命及び身体の安全を守るため救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

遺体の処理については、火葬場、柩等の関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じ、県及び近隣市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
7-1	救出救助活動	○救助・消火活動チーム	発災～3時間	P.62
7-2	行方不明者の捜索	○後方支援チーム ○救助・消火活動チーム		P.63
7-3	救護所及び避難所救護センターの設置・運営	○医療救護活動チーム		P.64
7-4	医薬品等の確保			P.65
7-5	後方搬送	○救助・消火活動チーム		P.65
7-6	惨事ストレス対策	○後方支援チーム	～3日	P.65
7-7	遺体の処理	○遺体対応チーム	～24時間	P.66
7-8	遺体の埋葬		～3日	P.68

第8節 緊急輸送活動

災害予防対策計画 P.2-45 参照

救助・救急・医療活動を迅速に行うため、また、災害の発生防止、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するために交通を確保し、緊急輸送を行う。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
8-1	輸送手段の確保	○後方支援チーム ○物資拠点運営チーム	発災～3時間	P.69
8-2	輸送拠点等の確保	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム ○物資拠点運営チーム		P.70
8-3	交通の確保	○本部活動統制チーム ○土木施設復旧チーム		P.71
8-4	緊急輸送の実施	○後方支援チーム ○救助・消火活動チーム ○市民		P.72

第9節 避難所等、被災者の生活対策

災害予防対策計画 P.2-48 参照

発災時に必要に応じ、災害の危険性に十分配慮し避難所を開設するとともに、各避難所の適切な運営管理を行う。

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
9-1	避難所の開設	○本部活動統制チーム ○後方支援チーム ○避難者支援チーム	発災～3時間	P.74
9-2	避難所の運営	○避難者支援チーム ○要配慮者支援チーム ○環境衛生チーム ○学校・子ども支援チーム ○保育所・子ども支援チーム	～24時間	P.75
9-3	避難所の閉鎖	○避難者支援チーム ○要配慮者支援チーム ○学校・子ども支援チーム ○保育所・子ども支援チーム	～7日	P.78

第10節 要配慮者対策

災害予防対策計画 P.2-52 参照

災害の発生に備え、要配慮者台帳を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
10-1	災害発生時の支援	○本部活動統制チーム ○避難者支援チーム ○要配慮者支援チーム ○住宅支援 T	発災～3 時間	P.79
10-2	避難所における支援	○避難者支援チーム ○要配慮者支援チーム ○学校・子ども支援チーム ○保育所・子ども支援チーム		P.82
10-3	福祉避難所等の確保	○要配慮者支援チーム		P.83
10-4	福祉避難所の運営			P.84

第11節 物資等の輸送、供給対策

災害予防対策計画 P.2-59 参照

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
11-1	食料・生活必需品等の調達	○後方支援チーム	～24時間	P.85
11-2	食料・生活必需品等の供給	○物資拠点運営チーム		P.86
11-3	炊き出しの実施	○後方支援チーム ○物資拠点運営チーム ○市民	～3日	P.86
11-4	給水活動	○上下水道施設チーム	～24時間	P.87
11-5	水道施設の応急復旧			P.88
11-6	下水道施設の応急復旧			P.88

第12節 ボランティアとの協働活動

災害予防対策計画 P.2-61 参照

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市及び関係団体は、それらの申し入れに対して、適切に対応する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
12-1	災害ボランティアセンターの 設置・運営支援	○後方支援チーム ○福祉事業所	～3日	P.89
12-2	ボランティア活動の全体像の把握			P.90

第13節 公共インフラ被害の応急処置等

災害予防対策計画 P.2-61 参照

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設や、二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
13-1	水防活動	○救助・消火活動チーム	発災前	P.91
13-2	土砂災害警戒活動	○救助・消火活動チーム		P.92
13-3	海岸線の巡回	○土木施設復旧チーム		P.92
13-4	水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	○本部活動統制チーム ○土木施設復旧チーム	～24 時間	P.92
13-5	公共土木施設の応急対策		～3 日	P.93
13-6	災害復旧事業の実施	○本部活動統制チーム		P.95
13-7	財源の確保	○本部活動統制チーム ○財務会計チーム		P.98

第14節 文教・保育施設対策

災害予防対策計画 P.2-64 参照

日常の防災に関する措置、風水害等の災害発生時における児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
14-1	学校等における避難	○学校・子ども支援チーム ○保育所・子ども支援チーム	発災前～	P.101
14-2	応急保育の実施	○保育所・子ども支援チーム	～3 日	P.101
14-3	応急教育の実施	○学校・子ども支援チーム		P.102
14-4	社会教育施設の応急対策	○生涯学習課		P.103
14-5	文化財の応急対策			P.103
14-6	学校の再開			P.104

第15節 建物、宅地の応急危険度判定 災害予防対策計画 P.2-64 参照

市域において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

NO.	業務	実施主体	開始時期の目安	基本マニュアル
15-1	被災建築物、被災宅地の応急危険度判定	○住宅支援チーム	～24時間	P.105

第16節 被害認定調査、罹災証明の発行 災害予防対策計画 P.2-65 参照

被災した住家の被害調査を行い、調査結果に基づき住家の被害の程度の判定を行い、地方自治法第2条に定める自治事務として、罹災証明書を発行し、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税、保険料の減免等）の適用を受けるために必要な住家の被害程度について証明する。

NO.	業務	実施主体	開始時期の目安	基本マニュアル
16-1	罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	○本部活動統制チーム ○罹災証明発行チーム	～3日	P.106

第17節 応急仮設住宅等 災害予防対策計画 P.2-65 参照

応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

NO.	業務	実施主体	開始時期の目安	基本マニュアル
17-1	応急仮設住宅の供与	○要配慮者支援チーム ○住宅支援チーム	～7日	P.108
17-2	住宅の応急修理	○住宅支援チーム		P.109
17-3	住宅等に流入した障害物の除去			P.110
17-4	住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導			P.110
17-5	ペット対策	○環境衛生チーム		P.111

第18節 生活再建支援

災害予防対策計画 P.2-66 参照

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
18-1	農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	○農林水産課	～7日	P.112
18-2	農林水産業者への指導、助言			P.113
18-3	家畜の保護		発災～3時間	P.113
18-4	中小企業の再建資金の相談・斡旋	○商工観光課	～7日	P.114
18-5	被災者の生活再建支援	○罹災証明発行チーム		P.115
18-6	義援金の受付・配分	○財務会計チーム	～24時間	P.116
18-7	義援品の受付・配分			P.116
18-8	社会秩序の維持	○本部活動統制チーム	～3日	P.117

第19節 保健衛生・防疫対策

災害予防対策計画 P.2-66 参照

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
19-1	防疫活動	○環境衛生チーム	～24時間	P.118
19-2	被災者の健康管理	○保健活動チーム	～3日	P.119

第20節 廃棄物処理

災害予防対策計画 P.2-67 参照

関係事業者等と協議し、し尿処理、ごみ処理等を含めた災害廃棄物処理計画を策定し、処理業務を実施する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
20-1	し尿の処理	○環境衛生チーム	～24 時間	P.120
20-2	生活ごみの処理		～3 日	P.121
20-3	漂流油による沿岸汚染対策	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム	発災～3 時間	P.121
20-4	災害廃棄物の処理	○環境衛生チーム	～3 日	P.122

第21節 特殊災害対策

災害予防対策計画 P.2-68 参照

大規模な火事災害や危険物等災害、不発弾等処理等の突発的な重大事故について、市が実施する応急対策について定める。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
21-1	火災発生状況の把握	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム	発災～3時間 ～24時間	P.124
21-2	消火活動	○救助・消火活動チーム		P.124
21-3	危険物施設等の二次災害防止			P.125
21-4	大規模な火災対策	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム	発災～3時間	P.125
21-5	関係機関への応援要請	○本部活動統制チーム		P.126
21-6	林野火災対策	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム		P.127
21-7	関係機関への応援要請	○本部活動統制チーム ○土木施設復旧チーム		P.128
21-8	高圧ガス災害対策	○本部活動統制チーム		P.128
21-9	火薬類災害対策	○救助・消火活動チーム		P.130
21-10	有害ガス等災害対策	○救助・消火活動チーム		P.130
21-11	集団事故災害対策	○本部活動統制チーム ○救助・消火活動チーム ○医療救護活動チーム		P.131
21-12	危険物・毒物・劇物対策	○救助・消火活動チーム		P.132
21-13	埋没不発弾等の処理対応	○本部活動統制チーム ○各チーム		P.132
21-14	「偶発的発見不発弾」等の処理対策	○本部活動統制チーム		P.133
21-15	原子力事故災害対策	○本部活動統制チーム ○後方支援チーム ○保健活動チーム ○環境衛生チーム ○物資拠点運営チーム ○住宅支援チーム		P.134

第22節 総合相談窓口業務

災害予防対策計画 P.2-68 参照

住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
22-1	市民からの問い合わせに対する回答	○本部活動統制チーム ○総合相談窓口チーム	発災前	P.135
22-2	安否情報照会への回答	○総合相談窓口チーム	～24 時間	P.135

第23節 災害復興

災害予防対策計画 P.2-68 参照

大規模災害等による被災後においても、住民が早期に生活を再建し希望を持って地域に住み続けるため、災害復興に向けた取り組みを推進する。

NO.	業務	実施主体	開始時期 の目安	基本 マニュアル
23-1	災害復興計画の策定	○本部活動統制チーム	～1 か月	P.137
23-2	災害復興事業の実施			P.137

第4章 住民・自主防災組織の応急対応

第1節 家庭・個人の応急対応

区分	実施内容	担当
1. 気象情報等の収集	● 災害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等の収集に努め、円滑な避難行動を行う。	市民
2. マイタイムラインを活用した避難	● 各家庭において作成した、マイタイムラインによる避難方法及びタイミングと収集した気象情報等を踏まえ、適切な避難を行う。	市民

第2節 地域の応急対応

区分	実施内容	担当
1. 危険からの避難	● 避難指示等が発令された場合は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。 ● ただし、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行う。	市民 自主防災組織
2. 地域住民の安否確認	● 災害時には、近隣住民同士で声を掛け合い、お互いの安否確認に努める。	市民 自主防災組織
3. 応急手当・救護所への搬送	● 災害時に地域で傷病者が発生した場合、地域住民等による救命・救助活動及び、救護所の搬送に努める。	市民 自主防災組織
4. 初期消火	● 住民、自主防災組織等は安全に留意した上で、周辺地域の被害軽減のための初期消火に努める。	市民 自主防災組織
5. 避難所の運営	● 災害時には地域住民が主体となり避難所運営マニュアル等により避難所の運営を行う。	市民 自主防災組織
6. 要配慮者への配慮	● 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行う。	市民 自主防災組織

第4編 災害からの復興

第1章 より良いまちづくりに向けて

第1節 復興のビジョン

災害からの復興にあたり、被災を乗り越え住民が希望を持って地域に住み続けられる「より良い復興」を実現するために、以下の基本理念を元に地域住民と行政機関等が協働するまちづくりを推進する。

【復興の基本理念】

● 被災を乗り越え住民が希望を持って地域に住み続けられるまちづくり

方針	内容
1. 命を守る	● なんとかしても人命を守る安全で安心な地域づくり
2. 生活を再建する	● 地域の主体的な考え方により暮らしとコミュニティを再建する
3. なりわいを再生する	● 地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く
4. 歴史・文化を継承する	● 脈々と地域に根ざした歴史や文化等地域の資源を次世代に継承する
5. 地域の課題等の解決につなげる	● 地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり

第2節 復興計画の策定

2-1. 復興計画策定体制

区分	実施内容	担当
1. 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興プロジェクトチームといった復興に携わる独立部署の設置等により、既存計画（施策）との整合性の検討、各部署間の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。 ● 法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、庁内原案に専門家の意見を反映させる。 	本部活動統制T
2. 地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の意見を十分に反映した復興計画を作成する。 ● 住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象者とする。 	

区分	実施内容	担当
3. 国や他の地方公共団体との連携	● 国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、他の地方公共団体の復興計画との整合性を図りながら復興計画を策定する。	
4. 復興計画の公表・広報	● 復興準備計画においては、記者発表や市の広報紙で公表等を行う。	

2-2. 復興方針の検討

区分	実施内容	担当
1. 復興理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興スローガンの設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。 ● 復興計画において、新たに復興理念を設定する場合、総合計画など既往の中・長期構想との調整を図る。 	本部活動統制T
2. 基本方針	● 復興本部は、被災地域の将来ビジョンに関する基本の方針を設定し、地域住民や国・県・周辺市町村へ広く公表する。	

2-3. 復興計画の作成

区分	実施内容	担当
1. 復興計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興計画の内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興に関する基本理念 ・ 復興の方向性 ・ 復興の基本方針・目標 ・ 復興計画の目標年次 ・ 復興計画の対象地域 ・ 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等） ・ 復興施策や復興事業の事業推進方策 ・ 復興施策や復興事業の優先順位 	本部活動統制T
2. 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興本部内の計画策定を進める組織が中心となり、各部署間の調整を行った上で、復興計画作成にあたっての基本方針について庁内原案を作成する。 ● 復興指針を受け、具体的な計画を策定する。 ● 復興施策は広範囲な分野にわたるため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定する。 ● 計画作成における基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策 	

区分	実施内容	担当
	<p>定する。その際、審議会等の開催により、専門家の知見を反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮する。 ● 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 	
3. 復興対策の研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民とのコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。 	本部活動統制T

第3節 防災まちづくり

区分	実施内容	担当
1. 防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施を図る。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 ● 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。 ● 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。その際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。 ● ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。 	各チーム

区分	実施内容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。 ● 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。 	
2. 住民との協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 ● 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を住民に対して提供する。 ● 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、住宅耐震改修事業等の適切な推進によりその解消に努める。 ● 被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。 	本部活動統制T

第4節 事前復興対策本部の設置

南海トラフ地震は、東日本大震災と同等以上の甚大な被害が想定されている。国からの十分な支援が受けられない等、復興への取組環境が東日本大震災より厳しくなることが懸念されていることから、被災直後の応急復旧対策とともに、復興に向けた事前対策が重要となっている。

迅速な復旧・復興に向け、復興における将来目標像の事前検討・共有や復興業務を担当する組織の検討、復興業務の手順等を事前に決めておく等、復興の事前準備を推進する体制を整えるため、事前復興対策本部を設置する。

第5節 事前復興まちづくり計画の策定

東日本大震災の被災自治体においては、職員の被災や膨大な災害対応業務によるマンパワーの不足、復興まちづくりの事前準備がなかったことなどの要因により、復興事業の着手が遅れ、事業の完了までに長期間を要した。

また、そのことにより住民や企業が疲弊し、早期再建のためにまちを離れたり、避難先でそのまま定住したりすることで、被災地域の人口が減少するといった問題も発生した。

このような東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震による被災後であっても、住民が早期に生活を再建し希望を持って地域に住み続けることができるように、事前に復興まちづくりの準備を進めておくことが重要となっている。

そこで、高知県では市町村が発災後速やかに復興まちづくりに着手できるよう、事前に復興まちづくり計画を策定するために参考とする「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」が令和4年3月に策定され、各市町村においても市町村事前復興まちづくり計画策定に向けての取り組みが進められている所である。

本市においても、「南国市事前復興まちづくり計画」の策定によって、既存計画との調整を図り、復興への備えを検討しておくことで、被災状況に応じた速やかな復興計画による「より良い復興」を目指すものとする。

なお、復興計画の作成にあたっては、「南国市事前復興まちづくり計画」を参照するものとする。

第2章 復興への条件整備

第1節 復興に関連する応急対応

1-1. 被災状況等の把握

(1) 応急対応のための被害調査

区分	実施内容	担当
1. 建築物被害の概要調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後、数日間に早急な調査を行い、被災者救助、仮設住宅を含む応急的な住宅の必要戸数の推計、ライフライン復旧、復興計画の検討等、各種対応の参考となる被災地全体の被災状況の把握に努める。 ● 外観目視によって被害程度の判定を行い、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているもの等の概要を把握し、県に随時報告する。 	住宅支援T
2. 都市基盤施設被害の概要調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種応急対応計画の検討、応急復旧や二次災害の防止を図るため、道路・橋梁、河川・海岸施設、港湾、上下水道、通信、電力、都市ガス等の被害の概要を把握し、県に随時報告する。 ● 外観目視によって被害程度の判定を行い、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断する。 	土木施設復旧T
3. 人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察、消防、医療など関係機関からの情報や、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請等を通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに、被災者遺族からの災害弔慰金の申請情報等と併せて、正確な情報管理に努める。 ● 遺体の火葬手続等で混乱が生じないように、警察、医師等と連携を図る。 ● 遺体身元確認ができない場合、市が遺骨・遺留品を保管する。 	本部活動統制T 遺体対応T 総合相談窓口T
4. 利用可能空地の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種応急対応、復旧作業の基地、応急仮設住宅の建設、災害廃棄物処分のための仮置き場等として活用するため、公有地に限らず私有地についても利用可能な空地を調査し、その確保に努める。 	住宅支援T

(2) 二次的被害の防止に関する調査

区分	実施内容	担当
1. 応急危険度判定 (地震災害)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震後の被災建築物の余震等による倒壊や落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めて二次的災害を防止する。 ● 建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所等からの被災者の帰宅を促す。 	住宅支援 T
2. 被災度区分判定	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかについて判定し、建築物の適切かつ速やかな復旧に繋げる。 	住宅支援 T
3. 被災宅地危険度判定	<ul style="list-style-type: none"> ● 擁壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を表示する。 	住宅支援 T
4. がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ● がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大や二次災害の発生を防止するための応急措置、応急復旧工事等を実施する。 	土木施設復旧 T
5. 被災ビルのアスベスト使用状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震等で被害を受けた建物（被災建築物）等について、呼吸器への影響や発がん性が指摘されるアスベスト露出状況等を早急に把握し、所有者又は管理者への指導等を行う。 	住宅支援 T

(3) 法制度の適用に関する調査

区分	実施内容	担当
1. 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助を迅速・的確に実施するとともに、救助費用に関する申請事務を適切に行う。 	財務会計 T
2. 被災者生活再建支援法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者生活再建支援法の適用を受け、居住する住宅が全壊するなどした被災者に対して被災者生活再建支援金を支給する。 	罹災証明発行 T
3. 各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政的援助を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（農林水産省・国土交通省） ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農林水産省） ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（文部科学省） ・ 公営住宅法（国土交通省） ・ 鉄道軌道整備法（国土交通省） ・ 空港整備法（国土交通省） 	住宅支援 T

区分	実施内容	担当
4. 関連する視察等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害後に実施される国会議員、中央省庁からの視察に対し、資料の取りまとめ、視察対応などの担当部署を定めて対応する。 ● 必要に応じて各部署からの情報をもとに要望事項を準備する。 	財務会計 T

(4) すまいと暮らしの再建に関する調査

区分	実施内容	担当
1. 住家の被害認定調査	● 災害の被災者から申請があったときは、住家の被害状況等について調査する。大規模災害発生の場合でも1か月以内を目途とする。	住宅支援 T
2. 罹災証明書の発行	● 被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等、支援措置の適用の判断材料として幅広く活用される罹災証明書を遅延なく交付する。	罹災証明発行 T
3. 被災者生活実態調査	● 適切な支援策の検討に向け、避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査を実施し、当面の生活に困窮している世帯を把握する。	住宅支援 T
4. 住宅再建意向調査	● 被災宅地の整備や移転、公営住宅の供給等を行おうとする場合に、事業計画の検討に向け、被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を実施する。	住宅支援 T
5. 離職者・雇用動向調査	● 被災者の雇用を確保するため、被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせ、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施して雇用実態を把握する。	商工観光課
6. 産業被害と再建意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業、農林水産業被害調査を実施し、緊急融資の資金需要の把握と復興施策の検討を行う。 ● 経営者に対する再建意向調査を実施し、経営者に対する再建意向調査被災事業者の再建・継続意思、再建にあたっての問題点・要望を把握する。相談窓口における意向把握、聞き取り調査、アンケート調査、事業者団体からの情報収集等を行って適切な支援を検討する。 	商工観光課
7. 文化財・歴史的建造物等の被害調査	● 次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。	生涯学習課

区分	実施内容	担当
8. 復興状況把握のための調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施するため、以下の項目について調査する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の復旧状況 ・ 住宅再建状況調査 ・ 被災者生活 ・ 経済復興状況 ・ その他総合的指標 	住宅支援 T

1-2. 災害廃棄物等の処理

(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去

区分	実施内容	担当
1. 解体撤去の受付（公費解体を実施する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう指導する。 	環境衛生 T
2. 搬入券の発行（公費解体の実施状況にかかわらず）	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。併せて、固定資産台帳による解体対象物の規模について、確認を行うとともに、混合状態のがれきの受入制限について周知・徹底を行う。 	環境衛生 T

(2) 災害廃棄物等の処理

区分	実施内容	担当
1. 災害廃棄物発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理実行計画を策定するため、災害廃棄物の発生量を推計する。 	環境衛生 T
2. 仮置場の確保・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を反映した発生量をもとに仮置場の必要面積を推計する。 ● 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。 ● 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの危険性を鑑み、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。 ● 所管部署と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。 	環境衛生 T
3. 処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害が発生した際、被災状況を収集・整理の後、関係機関との連携体制を構築する。 ● 生活ごみ、し尿の収集・運搬を発災時においても継続して実施するとともに、災害廃棄物の処理を行う臨時組織を設置する。 ● 災害廃棄物処理計画を踏まえ、組織体制・指揮系統を整備する。 	環境衛生 T

区分	実施内容	担当
4. 廃棄物処理施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を調査し、早期復旧に努める。 ● 施設の再開に必要なライフライン機能の早期回復を要請する。 ● 施設復旧に時間を要する場合には、県を通じて広域処理を要請する。 	環境衛生 T
5. 処理方針・処理実行計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、廃棄物の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物処理実施方針を作成する。 ● 災害廃棄物処理計画等を踏まえて、発災から1か月後を目安に処理実行計画を策定する。 	環境衛生 T
6. 災害廃棄物処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。 ● 分別・処理・再資源化の実施については、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。 ● 被害状況を踏まえ、広域処理・処分の必要性について検討する。 ● 災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理する。 	環境衛生 T
7. 環境対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災建物調査によりアスベスト使用建物を把握し、建物所有者と業者への指導を行う。 ● 環境モニタリングを実施する。 ● 解体撤去現場における粉塵、騒音・振動対策を実施する。 ● 運搬車両からの飛散防止対策を徹底する。 ● 仮置場、処分施設での周辺対策を徹底する。 	環境衛生 T

第2節 計画的復興への条件整備

2-1. 復興体制の整備

(1) 復興本部の設置等

区分	実施内容	担当
1. 復興本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置する。 ● 応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。 ● 復興本部は、市長が復興及び市民生活の安定を確保することが確実であると認めたときに廃止する。 	本部事務局
2. 復興本部の組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興本部は、市長を本部長とする。事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当部署と企画担当部署が連携して担当する。 ● 復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。 	本部会議
3. 復興本部会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興施策を展開していくため、各部署が相互に協議・調整を図る場として復興本部会議を運営する。 ● 復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理等を行う。 	本部会議
4. 人的資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧・復興への取り組みにあたって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。 ● 必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。 	本部活動統制T 後方支援T

(2) 復興本部と関係機関の連携

区分	実施内容	担当
1. 県との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は被災地域における復興対策を重点に実施する。 ● 市が実施すべき事項であっても、単独実施が困難な事項については、県及び国に対して支援を要請する。 	本部活動統制T
2. 指定公共機関との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 南国市地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、それぞれの役割分担を明確にして連携を図る。 	本部活動統制T
3. 住民・事業所との協力連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興対策の実施に当たっては、行政、住民、事業所の連携・協力のもと適切な合意形成に努めながら進める。 ● 特に、復興計画の策定や事業の推進に際しては、地域の住民・事業所の意向を十分に反映させられるような体制を構築する。 	本部活動統制T

2-2. 復興計画の作成

(1) 復興計画策定体制

区分	実施内容	担当
1. 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興プロジェクトチームといった復興に携わる独立部署の設置等により、既存計画（施策）との整合性の検討、各部署間の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。 ● 法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、庁内原案に専門家の意見を反映させる。 	本部活動統制T
2. 地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の意見を十分に反映した復興計画を作成する。 ● 住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象者とする。 	本部活動統制T
3. 国や他の地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、他の地方公共団体の復興計画との整合性を図りながら復興計画を策定する 	本部活動統制T
4. 復興計画の公表・広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興準備計画においては、記者発表や市の広報誌で公表等を行う。 	本部活動統制T

(2) 復興方針の検討

区分	実施内容	担当
1. 復興理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興スローガンの設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。 ● 復興計画において、新たに復興理念を設定する場合、総合計画など既往の中・長期構想との調整を図る。 	本部活動統制T
2. 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興本部は、被災地域の将来ビジョンに関する基本の方針を設定し、地域住民や国・県・周辺市町村へ広く公表する。 	本部活動統制T

(3) 復興計画の作成

区分	実施内容	担当
1. 復興計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興計画の内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興に関する基本理念 ・ 復興の方向性 ・ 復興の基本方針・目標 ・ 復興計画の目標年次 ・ 復興計画の対象地域 ・ 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等） ・ 復興施策や復興事業の事業推進方策 ・ 復興施策や復興事業の優先順位 	本部活動統制T
2. 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興本部内の計画策定を進める組織が中心となり、各部署間の調整を行った上で、復興計画作成にあたっての基本方針について庁内原案を作成する。 ● 復興指針を受け、具体的な計画を策定する。 ● 復興施策は広範囲な分野にわたるため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定する。 ● 計画作成における基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策定する。その際、審議会等の開催により、専門家の知見を反映する。 	本部活動統制T

2-3. 広報・相談対応の実施

(1) 広報

区分	実施内容	担当
1. 広報手段・ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者等の協力も得て、パンフレット・臨時広報誌等の作成・配布に関する体制を構築する。普段から自治会等を通じた広報を実施している場合には、そうしたルートでの情報提供方法についても体制に組み込む。 ● 郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。 ● 他県、他市町村に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等を把握する。 ● 報道機関等を利用して、被災地方公共団体への避難先の連絡を要請する。 ● 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携体制を構築する。 ● 報道、うわさ、問い合わせの多い事項を把握し、特に誤報、デマ等の発生に対する打ち消し広報等に必要な措置を行う体制を構築する。 ● 国際交流等の担当部署が中心となり、多くの言語に対応する体制を構築する。 ● 各種問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する。一元的な窓口を設置して被災者等の混乱を防ぎ、市への直接の問い合わせについての削減を図る。 	本部活動統制T
2. 広報一元化体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 早急に広報の一元化体制を構築し、庁内、関係機関における広報一元化を周知・徹底する。特に国の出先機関と地方公共団体との広報の調整方法を明確にする。 ● 担当部署の新設・変更、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。 	本部活動統制T

(2) 相談・各種申請の受付

区分	実施内容	担当
1. 臨時相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害直後の総合的な相談窓口設置が難しい時点では、各部署が必要に応じた相談対応を実施する。電話相談を中心として専用電話を確保し、対応職員を配置する。 ● 相談受付時は、その後の支援策実施に関するフォローアップが可能となるよう、相談者への連絡先を記録する。 ● 相談の多い内容を把握し、回答のマニュアルを作成する。また、広報部門を通じて広報するよう要請する。 ● 相談の内容に応じて、必要な各種専門家を把握し、連携体制を構築する。 	総合相談窓口T

区分	実施内容	担当
	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人被災者を対象に、翻訳ボランティアを配置した窓口を設置し、大使館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び各種生活相談の窓口を設置する。 ● 関係機関の協力を得ながら、可能な限り早期に、本格的な被災者総合支援窓口を開設するための準備（場所・専門家・職員確保）を行う。 	
2. 総合支援窓口（ワンストップセンター）の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。被災地の広がり、被災の集中度、交通機関の回復状況を勘案して窓口を設置する。 ● 電話等による事前の問い合わせにより、被災者の利用可能な制度については、相談と同時に各種申請の受付が可能となるようにする。また、罹災証明等の発行書類については即座に引き渡すことができるようにする。 ● 金融機関等との連携を図り、給付金の振り込み手続等を迅速に行う。 ● インターネット等を利用した事前申請に基づく審査等の迅速化を検討する。 	総合相談窓口 T
3. 事業関係説明会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災施設整備や復興・防災まちづくりに関連する事項については、地権者等の関係者を対象とした説明会を開催し、情報提供及び相談対応を行う。 ● 関係者の所在を把握した上で、説明会開催に関する事前通知や、掲示板等への掲載を行い、 ● 説明会を行うための適切な会場を確保して実施する。 	本部活動統制 T

2-4. 金融・財政面の措置

(1) 金融・財政面の緊急措置

区分	実施内容	担当
1. 緊急の金融措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存融資制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う関係金融機関に対する預託等の措置を行う。 ● 信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。 ● 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。 ● 被害を受けた事業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。 ● 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金 	財務会計 T

区分	実施内容	担当
	融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。	
2. 財政需要見込額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。 ● 各部署は、被災状況調査結果をもとに各種復旧・復興事業、震災復興基金への貸付金などの財政需要見込額を算定する。 	財務会計T
3. 行財政計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた場合は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。 ● また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。 	財務会計T
4. 予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の項目を踏まえ、一連の予算編成の基本的な方針となるものを策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分を行うべき事業の基準 ・ 当該年度の補正予算編成の考え方 ・ 次年度の予算編成の考え方 ● 緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を計画に盛り込む。 	財務会計T

(2) 復興財源の確保

区分	実施内容	担当
1. 補助事業、特例等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。 	財務会計T
2. 起債	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策債、歳入欠かん等債を発行し、復興財源の確保を図る。その際、健全な財政を維持することについても配慮する。 ● 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては、次の措置がとられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助災害復旧事業債：元利償還金の 95.0% ・ 単独災害復旧事業債：元利償還金の 47.5～85.5% 	財務会計T

区分	実施内容	担当
3. 特別交付税	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に際しては、地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、県や市においては各種の財政負担が生じるが、それらを個々に算出することが難しいことから、「特別交付税に関する省令」は、災害に係る配分項目として以下の各項目を基準に算出した額が特別交付税として措置される。 <ul style="list-style-type: none"> ● 現年災 A（県分 1.5%、市町村分 1.0%） ● 現年災 B（据置単価） ● 現年災 C ● 大火災（据置単価） ● 公共施設災害（据置単価） ● 渇水対策 ● 干害・冷害・ひょう害等（据置率） ● 営農資金利子補給（80%） ● 災害特例債（57%） ● 連年災（据置率） ● 公営企業災害復旧（50%） 	財務会計 T
4. その他の財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興財源を確保するため、以下の活用を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ● （財）全国市町村振興協会の低金利融資 ● 宝くじ、公営競技による震災復興支援レース等の開催等 	財務会計 T

(3) 復興基金の設立

区分	実施内容	担当
1. 復興基金の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興基金の管理・運用及び基金の運用益による支援を実施する財団法人を設置する。 ● 地方公共団体条例、または公益信託方式により復興基金を設置し、運用を図る。 ● 既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。 ● 復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、復興基金の目的・活用方法等を明確に定める。 	本部活動統制 T 財務会計 T
2. 復興基金による支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興基金を活用して、次のような施策の実施を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業 ● 被災者の住宅の再建など住宅の復興を支援する事業 ● 被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興を支援する事業 ● 被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興を支援する事業 	本部活動統制 T

区分	実施内容	担当
	<ul style="list-style-type: none">• 被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業● 上記の施策を決定するにあたって、義援金等を運用財産として受け入れる場合には、用途を生活復興の支援に限るかどうか検討する。	

第3章 分野別復興施策

第1節 すまいと暮らしの再建

1-1. 緊急の住宅確保

(1) 被災住宅の応急修理対策

区分	実施内容	担当
1. 災害救助法による住宅の応急修理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法による住宅の応急修理の実施のため、以下のよう な措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者への制度の情報提供・PR ・ 住宅の応急修理の意向把握 ・ 住宅の応急修理の募集・選定 ・ 住宅の応急修理の実施 	住宅支援T
2. 被災者が自力で実施する応急修理支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の対象とならない世帯に対しても、積極的に応急修理を支援することで被災者を自宅に戻し、本格復旧・再建に向けての生活の正常化を図る。 ● 救助法に基づく応急修理の実施と平行して、建築団体と連携しつつ、相談、施工業者あつ旋等を実施する。 ● 住宅のストックを有効に活用し、早急に被災者の生活の場を確保する観点から、災害救助法第4条による被災した住宅の応急修理の対象外となった住宅に関する支援策（利子補給、建設業者のあつ旋等）を検討する。 	住宅支援T
3. 悪徳業者への注意喚起、価格監視	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後から悪徳業者が横行しがちであることから、早期に被災者への注意喚起、価格監視などの対応を行う。 	本部活動統制T

(2) 一時提供住宅の供給

区分	実施内容	担当
1. 供給可能な一時提供住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共賃貸住宅（公営住宅・特定優良賃貸住宅）、公団・公社賃貸住宅、国家公務員宿舎の空家状況を把握し、供給可能住宅リストを作成する。 ● 空家状況の把握に当たっては、住宅管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制限等を把握する。 	住宅支援T
2. 入居者の募集・選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家状況の把握に当たっては、住宅管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制限等を把握する。 	住宅支援T

区分	実施内容	担当
3. 一時提供住宅の入居者の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時提供住宅の入居者名簿の作成、各種福祉サービスの供給（特に高齢者・障害者、乳幼児、児童対策）、生活再建相談等の対応（巡回相談等）等、入居者の管理及び相談への対応を行う。 	住宅支援T

(3) 応急的な住宅の供給計画の検討

区分	実施内容	担当
1. 応急的な住宅の供給戸数の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅被害戸数の把握、建設の必要性を検討する。 ● アンケート調査・聞き取り調査により、被災者の応急的な住宅ニーズを把握する。 	住宅支援T
2. 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅の建設可能用地の把握調査及び関係団体への資機材等の状況確認、民間賃貸住宅の借上げ等を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。 	住宅支援T
3. 応急的な住宅の供給計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、応急的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。 	住宅支援T

(4) 応急仮設住宅の建設

区分	実施内容	担当
1. 建設可能用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。 ● 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をし、所定の手続きを行う。 ● 公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査を実施し、借地契約を締結する。 	住宅支援T
2. 応急仮設住宅等の建設	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設し、プレハブ建築協会等の関係団体に建設を依頼する。 	住宅支援T
3. 維持管理体制構築・住環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅の管理は、災害救助法で直接規定されていないため、応急仮設住宅を管理する組織を設け、応急仮設住宅の管理を実施する。 ● 入居者に対して居住環境調査を実施し、住環境の改善を図る。 	住宅支援T

(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート

区分	実施内容	担当
1. 入居者の募集・選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急的な住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。 ● 高齢者や障害者等の弱者優先を基本としながらも、可能な限り仮設団地内のソーシャルミックスを考慮した入居者の選定を行う。 ● 大規模な仮設住宅では、一定のブロック（棟）が完成した時点で入居可能とし、迅速な入居を促進する。 	住宅支援T
2. 入居者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急的な住宅入居者の管理及び相談への対応等を行う。 ● 入居者台帳を作成し、健康状態や必要とする介護の種類・程度を把握するとともに、生活指導、介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員、相談員等を派遣して福祉面のケアを行う。 ● 応急的な住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。 ● 大規模な応急的住宅団地では、自治会等の育成を図る。 ● 応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。 	住宅支援T

(6) 利用の長期化・解消への措置

区分	実施内容	担当
1. 利用長期化への経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用が長期化し、応急的な住宅の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等への対応も踏まえて必要な措置を実施する。 ● 入居者が大幅に減少し、防犯面やコミュニティ活動の維持で問題が生じるような場合、あるいは、企業・学校等の敷地を利用している場合などで用地返還等のためやむを得ない場合には、統廃合を実施する。 	住宅支援T
2. 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者のニーズ及び、恒久的な住宅への住み替えを困難にしている課題を把握し、相談対応、一時入居から正式入居への転換のあっ旋、恒久的な住宅への住み替え支援等を実施する。 	住宅支援T
3. 応急仮設住宅等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ● 居者の退去に伴う応急仮設住宅の撤去を行う。応急仮設住宅の屋内外設備・資材は、できる限り再利用等に努め、廃棄物の排出を抑制する。 	住宅支援T

1-2. 恒久住宅の供給・再建

(1) 住宅供給に関する基本計画の作成

区分	実施内容	担当
1. 恒久的な住宅の必要戸数の算出	● 住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査を行い、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。	住宅支援T
2. 恒久的な住宅の供給可能戸数の把握	● 公営住宅の供給による供給可能戸数の把握、公社・都市再生機構住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出、民間住宅の供給可能戸数の算出により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。	住宅支援T
3. 恒久的な住宅の供給計画の策定	● 恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、恒久的な住宅の供給計画を策定する。	住宅支援T

(2) 公営住宅の供給

区分	実施内容	担当
1. 公営住宅の建替・補修	● 災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。 ● 被災原因を踏まえ、現地に再建した場合の安全性に配慮する。	住宅支援T
2. 公営住宅の新規整備	● 新たな公営住宅の供給が必要となった場合は、地域の実情に応じ、適切な手法を選択し整備を図る。 ● 公営住宅が必要となった場合は、被害規模に応じ公営住宅の建設もしくは買取りを行う。 ● 地方公共団体が民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として積極的に活用する。	住宅支援T
3. 家賃低減化対策	● 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認められるときは、家賃を減免する（公営住宅法第16条4項）。	住宅支援T
4. 入居者の募集・選定	● 公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。	住宅支援T
5. その他公的住宅の供給	● 被災した家屋数が非常に多く、応急的な住宅確保や災害公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間住宅等を活用した公的住宅を供給し、入居が促進されるよう対策を講じる。	住宅支援T

(3) 住宅補修・再建資金の支援

区分	実施内容	担当
1. 法制度に基づく事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管省庁や住宅金融公庫等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用(利率、償還期間等)を要請する。 ● 相談所を開設すると共に、広報紙、報道機関等を通じて情報を提供する。 ● 相談内容等を分析し、住宅再建上の課題を把握し、必要な支援措置を検討する。 	住宅支援T
2. 融資制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅再建への経済的支援の実施を検討する。 ● 国の制度対象とならない被災者に対する以下の措置も検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅再建資金（公的融資、民間融資、高齢者への融資）への利子補給 ・ 大規模補修費用への利子補給 ・ 全半壊の住宅を再建するために必要となる解体費用の一部助成 ・ ダブルローン被災者への支援 ・ 高齢者向け特別融資制度の創設 ・ 移転費用への助成等 ・ 手数料・租税減免 	住宅支援T
3. がけ・擁壁、私道復旧への措置	<ul style="list-style-type: none"> ● がけ・擁壁、私道復旧等は、本来、所有者の責任で実施すべきものであるが、二次災害の防止等の観点から緊急に必要な措置については、その実施方策を検討する。 	土木施設復旧T

(4) 既存不適格建築物対策

区分	実施内容	担当
1. 建築基準法の弾力的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地・建物の共同化に対するインセンティブを高める方策など、既存不適格建築物の建替・再建を促進させる施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内で、弾力的な運用を図る。 	住宅支援T
2. 建築協定の積極的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築協定の締結で、壁面線指定による前面道路幅員によって決定される容積率を緩和できるというメリットをアピールし、既存不適格建築物の建替・再建を促進する。 	住宅支援T
3. 共同化・協調化支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 密集市街地での老朽不良住宅の再建及び地区基盤の改善のため、共同化等を支援する。 	住宅支援T

(5) 被災マンションの再建支援

区分	実施内容	担当
1. 権利者の合意形成支援	● 被災マンションの建替えや補修の実施に向けた住民の合意形成の支援として、権利者の合意形成に関するマニュアル等の作成および配布、マンション（区分所有建築物）の再建に関する相談所の設置、専門家の派遣、概略設計費および再建事業計画作成費の補助等を検討する。	住宅支援T
2. 既存不適格建築物に対する緩和措置の実施	● 建築年次が古く容積率等の面で既存不適格になった被災マンション等の再建促進に向け、様々な緩和措置を講じる。	住宅支援T
3. 建替支援制度の創設	● 被災したマンション等の再建を支援するために、資金面での支援制度を創設する。	住宅支援T

(6) その他各種対策

区分	実施内容	担当
1. 住宅復興に関する情報提供・人的支援	● 住宅の復興を促進させるために、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わる様々な情報を提供する。 ● 住宅再建等に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談に応じる機関を設置する。	住宅支援T
2. 住宅供給等に関する協議会の設置等	● 復興時における迅速で良好な住環境等の形成を目指し、住宅建設業者の確保や住宅供給等に関する協議会設置に取り組む。	住宅支援T
3. 建築確認・監視体制の整備	● 迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整える。 ● 無届けでの建設や、建ぺい率、容積率、構造等の面で違反な建築が行われないよう監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。	住宅支援T
4. その他の支援	● 民間住宅への入居の促進や、空家のあっ旋を行う。 ● 家屋の補修等に際して、家財の一時保管場所の提供等を検討する。	住宅支援T

1-3. 雇用の維持・確保

(1) 雇用状況の調査

区分	実施内容	担当
1. 被災状況調査	● 被災地域の状況、企業・事業所等の被害状況の把握に努める。	商工観光課
2. 雇用状況調査	● 被災直後より、主要企業に対して、雇用調整等の有無について、電話等によるヒアリング調査を実施する。 ● 業界団体等に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況を把握する。	商工観光課
3. 定期的雇用状況調査	● 事業所を対象としたアンケート調査を定期的に行い、災害による経営への影響や雇用調整の実施状況等を把握する。 ● 雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に対して、アンケート調査を実施し、離職事由や就職活動の状況など、従業者側から見た雇用状況についても把握する。 ● 必要に応じ、パートや中高年者の従業者の雇用状況についてもヒアリング調査やアンケート調査を行う。	商工観光課
4. 雇用状況の整理・分析	● 把握した雇用状況を、業種別や年齢別、雇用形態別等に分類し、整理・分析する。 ● 分析結果を防災関係機関及び他の地方公共団体へ速やかに伝達するとともに、報道機関等を通じ、住民にも定期的に情報提供を行う。	商工観光課

(2) 雇用の維持

区分	実施内容	担当
1. 事業者への雇用維持の要請	● 事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生するため、被災後の早い段階から、事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用維持に努めるよう要請する。	商工観光課
2. 公的機関での雇用維持の要請	● 市の関係機関（第3セクター等）において、解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用維持を徹底する。	商工観光課
3. 各種事業制度の周知及び活用促進	● 事業所の被災による解雇等の発生を防止するため、事業者に対して、雇用調整助成金制度をはじめとした雇用維持のための各種制度の周知及び活用促進に努めるとともに、迅速かつ円滑な事務処理を行う。	商工観光課

(3) 離職者の生活・再就職支援

区分	実施内容	担当
1. 雇用保険制度の活用促進と周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職者の主要な生活再建支援策となる雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置について、事業主及び離職者の双方に制度の趣旨と内容を周知する。 ● 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりまとめたリーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等にて配布するとともに、報道機関を通じて周知する。 	商工観光課
2. 求人動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災離職者の再就職を支援するため、求人情報を把握し、被災離職者に対して的確に情報提供を行うとともに、被災離職者の雇用促進策の展開のため、求人情報の分析を行う。 	商工観光課
3. 求職動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災離職者の再就職を促進するため、被災離職者の求職動向を把握する。 	商工観光課
4. 求人の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職者の再就職を促進するため、事業所の求人動向や被災離職者の求職動向をもとに、公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。 	商工観光課
5. 職業のあっ旋	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職のマッチングに留意しながら、被災離職者に対して、職業のあっ旋を行う。なお、法改正により、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施も可能。 	商工観光課

1-4. 被災者への経済的支援

(1) 給付金等

区分	実施内容	担当
1. 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により世帯主が死亡するなど経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金を支給する。また、被災により障害が発生した被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。 	財務会計 T
2. 生活再建用資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に従い、災害によって被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付を行う。 ● 民生委員等による低所得者世帯への調査を行った上で、生活福祉資金貸付要綱に基づく福祉資金の貸付を行う。 	財務会計 T
3. 地方公共団体制度資金等による貸付・支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 市独自の支給制度を制定している場合や、基金が設立されている場合は、その活用を図る。 	財務会計 T
4. 生活資金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。 ● 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。 ● 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。 	本部活動統制 T

(2) 各種減免猶予等

区分	実施内容	担当
1. 地方税の減免等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税法の定めるところにより、地方税の軽減・免除、徴収猶予、期限の延長を行う。なお、地方税の軽減・免除については、条例の根拠に基づいて実施する。 ● 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合は、各種措置を広報する。 	財務会計 T
2. 公共料金の減免等	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対し、必要に応じて上水道・下水道料金やごみ廃棄料金などを軽減・免除する。 ● ライフライン事業者等が実施する各種料金の減免等について、必要な情報提供等に協力する。 	財務会計 T

(3) 義援金

区分	実施内容	担当
1. 義援金の受付	<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金の受付窓口を市役所、出張所等に設置し義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の受け付けを行う。 ● 開設した口座番号等、義援金の受付先について、報道機関を通じて広報する。 	財務会計T
2. 義援金配分委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、報道機関その他の関係機関者により構成）する。 	財務会計T
3. 義援金の配分・交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配分金額等の交付項目を設定する。 ● 配分計画に基づき、市役所、出張所等で義援金交付の申請受付を行う。義援金の交付は、現金支給のほか銀行等の口座への振込方式でも行う。 	財務会計T
4. 義援金の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書類について義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかどうか判断する。 ● 必要に応じて再度災害調査等を行う。 	財務会計T
5. 配分計画及び配分項目の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害が長期化する場合には、被災者等のニーズを十分把握し、ニーズに対応した配分項目を検討する。 	財務会計T
6. 義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すために、義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況について公表する。 	財務会計T

1-5. 公的サービス等の回復

(1) 公共施設の復旧

区分	実施内容	担当
1. 施設等の被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスに関わる機関、施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建策のあり方（施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等）を決定する。 ● 各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。 	本部活動統制T
2. 早期復旧による機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の通常業務再開に向け、コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行う。 ● 学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大防止等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に事前に着工する「事前着工」を行う。 	本部活動統制T
3. 仮設・代替施設等による機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎等施設の復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早急に進める。 ● 教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。 	後方支援T

(2) 医療・保健対策

区分	実施内容	担当
1. 地域医療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院と診療所の連携による医療ネットワークの構築を図る。 ● 公立医療施設の被災状況を把握するとともに、被災者の状況を考慮しながら早期再建に努める。 ● 被災した民間医療機関が多い場合や、被災の程度が深刻だった場合は、市においても再建支援策を検討し、地域医療体制の整備を推進する。 ● 災害によって新たに精神障害を発症するケースのほか、被災により既往症状が再発するケースも増加すると考えられるため、専門の人材の確保を図り、通常以上の精神医療ニーズに的確に対応する。 	医療救護活動T
2. 保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病を防ぐため、被災者に対する健康診断や健康相談を充実する。 ● 健康相談やメンタルケア等の保健サービス機能に関しては、保健所等の既存施設や避難所、仮設住宅等に相談窓口を開設する。電話相談や巡回相談、啓発冊子等の配布を行い、被災住民の健康維持を図る。 ● 避難所や応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心とした巡回健康診断・健康相談を行う。 	保健活動T

(3) 福祉対策

区分	実施内容	担当
1. 社会福祉施設の 再建	● 被災により新たに在宅・施設福祉サービスが必要となる要援護者が発生することが予想される一方で、福祉施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、施設の拡充・整備による施設サービスの早期復旧を図る。	社会福祉施設等 関係者
2. 在宅福祉サービ ス等	● 高齢化により年々在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。このため、民生委員等による巡回訪問等を実施し、要援護者に対する在宅サービスの充実を図る。	要配慮者支援 T
3. 生活保護	● 生活保護制度に対する広報の充実と新たな要保護者の発見に努める。	要配慮者支援 T

(4) メンタルヘルスケアの充実

区分	実施内容	担当
1. こころのケアに 関する相談窓口 の設置	● 災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ(心的外傷後ストレス障害:PTSD)に対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施する。	保健活動 T
2. 児童・生徒に対 するこころのケ ア事業の実施	● 幼少期の被災の経験はその後の人格形成に大きな影響を与えることがあることから、児童・生徒のこころのケアに関する対策を充実する。	保健活動 T
3. 専門的人材の育 成・確保	● 被災による精神障害は、災害から長期間が経過してから発生する場合も多く、復興期には専門的人材の育成と確保に努める。 ● 精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の精神医療に関する専門職員の育成と確保に努め、被災者のこころのケアに努める。	保健活動 T

(5) 学校等の再開

区分	実施内容	担当
1. 教育施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立学校施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。 	学校・子ども支援 T
2. 教室の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災により教室が不足している学校については、応急仮設校舎の建設を検討する。 ● 建設する場合は必要に応じて補助金の申請を行う。 ● 学校の被災が著しく、かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には、早期授業再開のため、社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討するとともに、関係機関等に協力を依頼する。 	学校・子ども支援 T
3. 被災児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童・生徒に対する授業料の免除等の支援策を実施する。 	学校・子ども支援 T
4. 入学試験への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 受験者間に不公平が生じないように、関係機関との協議を行い、入学試験の日程変更や出願締切りの延期、会場の変更等の柔軟な対応をとる。 	学校・子ども支援 T

(6) ボランティアとの連携

区分	実施内容	担当
1. ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のボランティア団体が災害発生時に機動的に活動し、かつボランティア活動によるけが等に対する補償体制を整えるため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア登録窓口を整備する。 ● 被災地のボランティアニーズの把握と一般ボランティアの活動状況を把握し、ボランティアとの連携を図って各種の支援活動を行う。 	後方支援 T
2. ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災により高まった各地域でのボランティアに対する市民意識を、今後より一層高めていくために、専門的な知識や技術を持ったボランティア等の育成に努め、災害発生時の連携体制の強化を図る。 	後方支援 T

第2節 安全な地域づくり

2-1. 公共土木施設等の災害復旧

(1) 災害復旧

区分	実施内容	担当
1. 被害の把握・報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な災害復旧を行うため、被害状況を早期に把握して防災関係機関に報告し、復旧に向けた支援を受ける。 ● 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。 	土木施設復旧T
2. 応急工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害の把握・報告と併行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。 	土木施設復旧T
3. 復旧の基本方針の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた公共施設等の管理者は、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。 ● 被害を受けた公共土木施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 	土木施設復旧T
4. 災害復旧関係技術職員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧事業に係る技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。 	本部活動統制T

(2) 洪水対策

区分	実施内容	担当
1. 総合的な治水対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、国直轄河川において、地域協議会を設け、河川管理者と地方公共団体との役割分担のもとで、「地域洪水氾濫対策計画」を作成し、避難地・水防拠点の整備、宅地嵩上げ、建物のピロティー化等、総合的な施策の取り組みによる浸水被害軽減対策を展開する。 	土木施設復旧T
2. 河川施設における障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度災害の防止を図るため、災害復旧に関する事業を実施する場合、災害発生の原因となった障害物の除去（河川等災害特定関連事業）や、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因の除去を行う（河川等災害関連特別対策事業）。 	土木施設復旧T
3. 河川施設の災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的部分的な河川施設の被害では、速やかな復旧を行い、安全性を確保するために、被災箇所について原形復旧を目的とした災害復旧を行う。 ● 被災箇所の災害復旧では、被災原因を明らかにし、それに対応した復旧工法を選定する。 	土木施設復旧T

区分	実施内容	担当
4. 河道整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び県は、各所管の河川について、再度災害の発生防止を果たすために、洪水量と既存の河川施設における計画高水流量、河川施設の現状の整備状況等を考慮し、被害箇所のみならず災害復旧とするか、一定計画による改修とするのかを判断する。 ● 下流部等で河道の拡幅が困難な場所においては、放水路・分水路や地下河川等の整備の検討を行う。 	土木施設復旧T
5. 保水・遊水機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災調整池等の整備の推進や立地規制、誘導等を行い、流域部における保水・遊水機能の強化を図る。 ● 市は、所管の公共施設の用地から貯留量を算出し、流域貯水施設整備計画づくりを進める。 	土木施設復旧T

(3) 防災活動体制の強化

区分	実施内容	担当
1. 監視・情報伝達システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害発生後に周辺住民の避難体制の整備を速やかに検討し、それをサポートするための観測システム・予警報システムの検討及びその整備を行う。 ● 住民及び関係機関へ迅速に伝達するため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。 ● 防災工事が開始された場合は、工事関係者にも通報する。 	土木施設復旧T
2. 自主防災組織の育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民自身による組織的な防災活動の推進を目指し、住民による自主防災組織づくりと育成・強化を図る。 	本部活動統制T

2-2. 安全な市街地・公共施設整備

(1) 復興防災まちづくり方針の作成

区分	実施内容	担当
1. 被害の分析とハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害調査に基づいて、災害の発生、拡大要因、及び被害の軽減に役立った要因などを分析する。 ● 大学など各種研究機関と連携した分析を進める。 (数値シミュレーション等も活用する。) 	本部活動統制T
2. 復興防災まちづくり方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況への対応と既存の上位計画と整合した計画づくりを進める。 ● 災害事象に適合した防災対策を検討し、計画化を図る。 ● 住民等の意見を反映させた計画づくりを進める。 ● 計画づくりは必要な手順に従い、被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整を行いながら進める。 	本部活動統制T

(2) 基盤未整備地域の整備

区分	実施内容	担当
1. 建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により1か月以内の建築制限を行う(更に1か月をこえない範囲内で延長可能)。 ● 建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。長期的建築制限は、都市計画事業を導入する場合には、事業の根拠法に基づく建築制限に移行する。 	住宅支援T
2. 住宅市街地の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅市街地においては、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。 	住宅支援T
3. 延焼防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害後の市街地の防災性向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する。 	本部活動統制T
4. 避難施設・防災拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災集落・市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。 ● 避難場所は、市街地火災の危険が無いこと、洪水・高潮・津波・土砂等が到達しない場所等、災害の種類に応じて確保する。避難路についても、災害の特性に合わせた整備を行う。 	本部活動統制T

(3) 災害危険区域等の設定

区分	実施内容	担当
1. 災害危険区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来的にも危険の高い地域等においては、風水害・津波・高潮害を軽減するために区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等の規制を検討する。 	本部活動統制T
2. 建築物の耐災性強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。 ● 水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。 	本部活動統制T

(4) 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

区分	実施内容	担当
1. 移転事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた集落・市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転する場合には、集団で住宅団地等に移転する防災集団移転促進事業、単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事業など以下の事業の活用を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災集団移転促進事業 ・ がけ地近接等危険住宅移転事業による移転 ・ 土地区画整理事業 ・ 漁業集落環境整備事業による移転 ・ 低地対策河川事業等 ・ 水防災対策特定河川事業 ・ 過疎地域集落再編整備事業 	土木施設復旧T 住宅支援T
2. 嵩上げ事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等により、種々の方法が考えられるため、それら要素を調査・勘案し、地域に合った手法を選定する。 	土木施設復旧T 住宅支援T
3. 被災公共施設等の移転・嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水や土砂災害、津波・高潮害の被災地では、地方公共団体は所管の公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度等に応じて以下の様な改良復旧を行い、安全性の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ ・ 医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ ・ 公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ 	土木施設復旧T 住宅支援T

2-3. 都市基盤施設の復興

(1) 道路・交通基盤の復興

区分	実施内容	担当
1. 復旧・復興方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。 ● 既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。 ● 既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。 ● 被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。 	本部活動統制T
2. 迅速かつ円滑な復旧事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 市及び県は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 ● 施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。 ● 復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。 ● 復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。 	土木施設復旧T
3. 災害に強い交通ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。 ● 道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。 ● 県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。 ● 被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。 ● 復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。 ● 生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。 ● 道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。 	土木施設復旧T

区分	実施内容	担当
4. より快適な道路空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。 ● 高齢者や障害者等にも歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。 ● 透水性舗装や沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。 	土木施設復旧T

(2) 物流基地の復興

区分	実施内容	担当
1. 流通施設の復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路交通網の整備状況や市街地動向により、新たな卸売市場が必要となった場合は、卸売市場整備計画を策定し整備を図る。卸売市場整備計画による施設の近代化や改良など、施設の整備を進める。 	本部活動統制T

(3) 公園・緑地等の復興

区分	実施内容	担当
1. 復旧・復興方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。 	本部活動統制T
2. 既存公園の復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地については、被害状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。 ● 原状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。 	本部活動統制T
3. 公園緑地の体系的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況や被災後の人口動向を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、公園・緑地を体系的に整備する。 ● 都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに都市計画マスタープランや緑の基本計画等の構想で示されている公園の計画決定及び整備を図る。 ● 防災センターや福祉施設、医療施設等の公共公益施設と連携を図り、効率的な公園・緑地の新規整備を行う。 	本部活動統制T

区分	実施内容	担当
4. 防災拠点としての公園施設の拡充・整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。 ● 避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、道路の緑化や河川沿いの親水公園の整備等により緑地帯・緑化帯を形成する。 ● 防災拠点となっている公園とその他の公共施設、周辺地域を結ぶ路線、緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を進める。 ● 災害時の河川利用を考慮し、河川を活用した親水公園を整備するとともに親水性護岸を取り入れる。 ● 各種の公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽、親水池、(災害時対応)トイレ等の防災施設の拡充・整備を行う。遊具等の園内施設の耐震性強化及び、緊急輸送の大型車両進入に対応できるよう入り口部分を拡幅するなど、公園施設の改善も行う。 	本部活動統制T

(4) ライフライン施設の復興

区分	実施内容	担当
1. 復旧・復興方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況に関する情報の共有化を図り、応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性などを勘案して復旧・復興の方針を決定する。 ● ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性を考慮して決定する。 ● 民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。 ● 市が管理するライフライン施設については、市が被災状況、地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定する。 ● 民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、市が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方向との整合性を図る。 	土木施設復旧T 上下水道施設T

区分	実施内容	担当
2. 災害に強いライフライン施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同溝の整備 <ul style="list-style-type: none"> • 電話、電気、都市ガス、上下水道等の各種ライフラインの幹線を共同溝に整備する。 • 市街地が大きな被害を受け土地区画整理事業等により面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせ、ライフラインの地中化、共同化等を進めていく。 ● 送電線・電話線の地中化 <ul style="list-style-type: none"> • 道路交通の円滑化と景観の整備に加え、災害時の安全性及び道路空間の確保のため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容する。 • 街路事業等の道路整備に併せて、電線の共同溝を整備する。 ● 上水道の拡充整備 <ul style="list-style-type: none"> • 災害時の生活用水、工業用水を確保するため、管路や施設の耐震化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。 • 一般水道、工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。 • 住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。 • 水需要の大きい市街地において、貯水機能をもち、かつ各種の送水系統の中核となる貯水槽や大容量送水管を整備する。 ● 下水道の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> • 下水道施設については、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生するおそれがあることから、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、処理場間のネットワーク化を図る。 • 各汚水処理場を幹線で結び、災害時に処理機能が支障を来した場合、他の処理場で汚水処理し、当該施設の下水处理に対応できるようにする。 • 下水道整備が完了していない地域の下水道整備を推進する。 	土木施設復旧T 上下水道施設T

2-4. 文化の再生

(1) 文化財等への対応

区分	実施内容	担当
1. 文化・社会教育施設の再建	<ul style="list-style-type: none"> ● 展示品の仮保管場所の確保等をすすめ、国への助成の要請等を行う。私立施設については、復興基金の活用等による再建支援策を創設する。 	生涯学習課
2. 文化財の保護・復旧	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁や歴史的資料保存等の関係団体等に協力を依頼し、被災状況調査を行う。 ● 埋蔵文化財等の被害調査には、他地方公共団体等からの応援体制を構築する。 ● 復興基金等により、被災した文化財の復旧事業を行う。 ● 耐震対策、復旧工法等については、必要に応じて、文化庁や教育委員会をはじめ、建築構造の専門家、学識者、学術団体・研究機関による「対策委員会」を設置し検討を行う。 	生涯学習課
3. 文化財所有者との協議	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。 	生涯学習課

(2) 災害記憶の継承

区分	実施内容	担当
1. 災害記録誌の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるために作成する。 ● 記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。 	生涯学習課

第3節 産業・経済復興

3-1. 情報収集・提供・相談

(1) 資金需要の把握

区分	実施内容	担当
1. 事業所等被害概況調査	<ul style="list-style-type: none"> 被災直後において、南国市地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街復興組合、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課
2. 定期的な被害・復旧状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。 特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課
3. 取引状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続・再開支援策(特に下請け企業等に対する施策)を適切に展開するため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取り引状況を把握する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課
4. 資金需要の把握	<ul style="list-style-type: none"> 直接・間接の被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。 被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計する。 分析結果は、防災関係機関へ速やかに配布するとともに、定期的に報道機関等を通じ、住民等へ情報提供を行う。 	本部活動統制T

(2) 各種融資制度の周知・経営相談

区分	実施内容	担当
1. 取扱い機関への説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法を周知するため、説明会を開催する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課
2. 事業主・組合等への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市の持つ既往制度の内容、また新たな支援制度等の実施が決定された場合、報道機関や業界団体等を通じ、事業主・組合等へ周知する。 各相談所、取扱指定金融機関、中小企業振興公社、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し周知する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課

区分	実施内容	担当
3. 相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、市及び商工会議所、農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。 ● 復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるように、各機関の担当部署等を明確にしておく。 ● 相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。 ● 法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。 	商工観光課 農林水産課 農地整備課
4. 相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対し、的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導していくために、相談窓口を設置する。 ● 被災状況調査及び事業所の被害概況調査、交通事情等を勘案し、経営相談窓口を設置する。 	総合相談窓口 T

(3) 物流の安定・取引等のあつ旋等

区分	実施内容	担当
1. 物流の安定	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道、港湾、空港などについて、可能な場合には輸送力の増強を図るよう要請する。 ● 道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。 ● 業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。 	本部活動統制 T
2. 取引先のあつ旋等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、あつ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当部署を設置する。 ● 発注開拓担当部署は、広く企業を訪問することなどにより発注の開拓を図る。 ● 他都道府県の企業の情報についてもできる限り入手し、発注の開拓を図る。 ● 特に取引のあつ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域あつ旋会議や広域商談会等を企画し、開催する。 ● 観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、報道機関や全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRするとともに、誘客イベントを適宜開催する。 ● 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。 	本部活動統制 T

3-2. 中小企業の再建

(1) 再建資金の貸付等

区分	実施内容	担当
1. 資金需要の把握と関係金融機関への要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する貸付が迅速に行われるよう、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。 ● 被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。 	財務会計 T
2. 既往融資制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の速やかな再建を図るため、県や国等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。 	商工観光課
3. 経営相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事情等を勘案しながら、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度など事業再建に関する情報を提供する。 	総合相談窓口 T
4. 商工業の高度化支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。 	商工観光課
5. 支援に関する各種制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。 ● 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。 ● 国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。 	商工観光課

(2) 事業の場の確保

区分	実施内容	担当
1. 被災中小企業の復興	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じる。 ● 津波による災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。 ● 被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。 	本部活動統制 T 商工観光課 農林水産課 農地整備課

区分	実施内容	担当
2. 早期の復旧支援	● 事業所再建のための資金融資に関して、国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、地方公共団体や基金による助成制度・融資制度を設立する。	財務会計T
3. 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置	● 事業所・工場の被災により、事業再開が困難となっている事業者に対し、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗を整備する。	本部活動統制T
4. 共同仮設工場・店舗設置団体への支援	● 共同仮設工場・店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。	本部活動統制T
5. 民間賃貸工場・店舗の情報提供とあっ旋	● 被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。	本部活動統制T
6. 事業用地の情報提供とあっ旋	● 移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。	本部活動統制T

(3) 観光振興

区分	実施内容	担当
1. 観光施設の新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光施設の整備に関する計画が、既に上位計画や既存計画にある場合は、施設整備による観光上の効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる施設の整備を図る。 ● 施設の内容によって都市公園事業や市街地再開発事業、その他、過疎地域の振興対策関連事業や農林水産省所管の施設整備関連事業を活用することにより、施設整備に対する国庫補助を得ることを検討する。 ● 災害に対する防災意識の向上を図る目的に合わせ、地域の観光拠点施設の一つとして、資料館等の整備等も検討する。 	商工観光課
2. 観光資源の開発	● 地域にある様々な資源を把握することにより地域を再認識し、それらを観光資源として、どのように開発できるのかを検討する。	商工観光課

区分	実施内容	担当
3. 観光客の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 報道機関を使って、被災地域の観光状況を紹介する番組の作成や観光情報の提供に必要な経費を補助する。 ● 全国各地で観光物産展を開催し、それに必要な経費の一部を支援する。 ● 被災地が災害前は修学旅行地であった場合には、観光施設の復旧に伴い、修学旅行の誘致を再度図る。 ● 震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光地について積極的な情報発信に、観光関係機関と連携して取り組む。 	商工観光課

3-3. 農林漁業の再建

(1) 再建資金の貸付等

区分	実施内容	担当
1. 資金需要の把握と関係金融機関への要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。 	財務会計T
2. 既往融資制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し、その活用を図る。 	農林水産課 農地整備課
3. 相談・営農指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業の被災状況調査に基づき、臨時の相談窓口を設置し、融資制度など事業再建にかかわる情報を提供する。 ● 災害による作物等への影響を把握し、適切な営農等の指導を実施する。 	農林水産課 農地整備課

(2) 農林漁業基盤等の再建

区分	実施内容	担当
1. 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業の産業施設の修理・修繕に当たっては、資金融資制度を設立し、施設の近代化・高度化を図る。 	農林水産課 農地整備課
2. 災害関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧事業の計画策定と並行し、災害関連事業の計画策定を行う。 	本部活動統制T
3. 代替生産施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した農林水産業者に、生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。 	農林水産課 農地整備課

区分	実施内容	担当
4. 農林水産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種のセミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。 ● 生産技術に関する各種セミナー、研修等を開催し、農林水産業者の生産技術の向上を図る。 ● 農林水産業への新規就労者に対し、技術教育を実施するなど、育成・支援を図る。 ● 農林水産業者の交流会を企画・開催し、生産技術の交流を図る。 ● 物産展を開催したり、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。 ● 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。 ● 主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。 	農林水産課 農地整備課

第5編 特殊災害対策

第1章 重大事故災害発生時の各機関の措置

1-1. 各機関のとりべき措置

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置を以下のとおり定める。特に消防本部は、「大規模災害時消防活動マニュアル」に基づいて活動する。

防災関係機関	実施業務
1.南国市	① 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ② 死傷者の捜索、救出、搬出 ③ 災害現場の警戒 ④ 関係機関の実施する搬送等の調整 ⑤ 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ⑥ 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ⑦ 身元不明遺体の処理
2.県	① 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ② 救急医療についての総合調整 ③ 救助、救急医療、死傷者の収容処理 ④ 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 ⑤ 公立医療機関に対する出動要請 ⑥ 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 ⑦ 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ⑧ 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
3.消防機関	① 災害現場での人命捜索活動 ② 災害現場での救出活動 ③ 負傷者等への応急措置活動 ④ 現場医療救護班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ⑤ その他、住民の生命・身体の保護に関する活動
4.警察	① 被害情報の収集及び伝達 ② 救出・救護及び行方不明者の捜索 ③ 避難誘導 ④ 被害拡大防止 ⑤ 緊急交通路確保等の交通規制 ⑥ 遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 ⑦ 遺体の検分（検視） ⑧ 広報活動 ⑨ その他必要な警察活動

防災関係機関	実施業務
5.高知海上保安部	① 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 ② 海上における人命救助 ③ 海上における流出油事故に関する防除措置 ④ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ⑤ 海上治安の維持
6.自衛隊	① 死傷者の救出及び搬送等の支援 ② 医療救護班、救出物資等の輸送支援
7.医療機関	① 医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む） ② 傷病者に対する看護
8.日本赤十字社高知県支部	① 現地医療の実施 ② 傷病者に対する看護 ③ 輸血用血液の確保
9.医師会及び歯科医師会	① 医療施設の確保 ② 所属医療チームの派遣
10.薬剤師会	① 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
11.西日本電信電話(株)	① 緊急臨時電話の架設
12.四国電力(株) 四国電力配電(株)	① 照明灯等の設置

※上記に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等による。

1-2. 対策本部の設置

区分	実施内容	担当
1. 市の災害対策本部の設置	● 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。	本部活動統制T
2. 県の災害医療対策本部の設置	● 広域的な医療救護活動を行うため、必要に応じて本部長（県健康政策部長）の指示により設置する。 ● 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本部長の指示の有無に関わらず医療対策本部を設置し、医療救護活動を行う。	県

第2章 危機対応への準備

第1節 大規模な火事災害対策

1-1. 火災に強いまちづくり

区分	実施内容	担当
1. 市街地の整備	● 老朽木造住宅密集地の解消を図るために、より防火上安全な市街地の整備を図る。	住宅支援T
2. 防災空間の整備	● 大規模火災発生時に避難路、避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園等の整備を図る。	住宅支援T
3. 建築物の不燃化の推進	● 防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。	住宅支援T

1-2. 建築物の火災予防

区分	実施内容	担当
1. 火災予防査察の強化	● 区域内の特定工作物等建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。	救助・消火活動T
2. 防火管理制度の推進	● 建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。	救助・消火活動T

1-3. 防災思想の普及、訓練

区分	実施内容	担当
1. 防災知識の普及	● 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。	本部活動統制T 救助・消火活動T
2. 防災関連設備等の普及	● 住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。	本部活動統制T
3. 防災訓練の実施、指導	● 定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。	救助・消火活動T

区分	実施内容	担当
4. 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 	本部活動統制T 救助・消火活動T

1-4. 消防力の強化

区分	実施内容	担当
1. 消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を策定し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。 ● 消防団及び自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。 	救助・消火活動T

1-5. 火災警報の発令等

区分	実施内容	担当
1. 火災気象通報	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報する。 ● 県は、高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を市に伝達する。 <p>[参考 5-1 火災気象通報の基準]</p>	高知地方気象台 高知県
2. 火災警報	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災予防上必要があると認めるときは、火災警報を発令する。 ● 防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう広報する。 	救助・消火活動T

参考 5-1 火災気象通報の基準

- 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7 m/sを超える見込みのとき
- 平均風速 10 m/s以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

第2節 林野火災対策

2-1. 林野火災に強い地域づくり

区分	実施内容	担当
1. 林野火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を策定し、その推進を図る。 ● 防火林道、防火森林の整備等を実施する。 ● 警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。 	救助・消火活動T

2-2. 火災気象通報等

区分	実施内容	担当
1. 火災気象通報・火の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは必要により火災警報を発令する。 [参考 5-1 火災気象通報の基準] ● 広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、「南国市火災予防条例」で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。 	救助・消火活動T

2-3. 防災活動の促進

区分	実施内容	担当
1. 防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。 ● 住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。 ● 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。 ● 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。 ● 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等よりイメージしやすいものを活用する。 	救助・消火活動T

区分	実施内容	担当
2. 防災活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。 ● 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。 	救助・消火活動 T

第3節 道路災害対策

区分	実施内容	担当
1. 道路災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。 ● 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。 ● 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。 ● 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。 	土木施設復旧 T
2. 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、他の市町村、県警察、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。 	本部活動統制 T 救助・消火活動 T

第4節 鉄道災害対策

区分	実施内容	担当
1. 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道事業者、県、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。 	本部活動統制 T 救助・消火活動 T

第5節 航空機事故対策

区分	実施内容	担当
1. 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、大規模な航空事故による航空災害に対し、平時から高知空港事務所等との連携強化に努める。 	本部活動統制 T 救助・消火活動 T

第6節 海上における流出油災害対策

区分	実施内容	担当
1. 専門的な知識の習得	● 国あるいは高知県排出油等防除協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を習得できるよう努める。	本部活動統制T 救助・消火活動T
2. 関係機関との連携強化	● 海上における流出油災害対策に関して、県、近隣市町村との連携強化に努める。	本部活動統制T

第7節 危険物等災害対策

7-1. 危険物対策

区分	実施内容	担当
1. 規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。 [参考 5-2 危険物等の定義] ● 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。 ● 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T
2. 指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防規程の策定を指導する。 ● 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。 ● 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。 ● 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T
3. 自主保安体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。 ● 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。 ● 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。 ● 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T

参考 5-2 危険物等の定義

対象	定義
危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
高压ガス	高压ガス保安法第2条に規定されているもの
火薬類	火薬取締法第2条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

7-2. 高压ガス対策

区分	実施内容	担当
1. 高压ガス災害予防対策	● 関係機関の協力を得て、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高压ガスによる事故の防止に努める。	救助・消火活動T

7-3. 火薬類対策

区分	実施内容	担当
1. 火薬類災害予防対策	● 警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。	救助・消火活動T

7-4. 住民の安全確保

区分	実施内容	担当
1. 住民の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及させる。 ● 危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。 ● 地域住民の避難誘導計画を策定するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T

第8節 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場などから偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。

8-1. 埋没不発弾等の確認

区分	実施内容	担当
1. 相談の窓口及び連絡	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等届出者からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として市危機管理課とする。 ● 相談を受けた市危機管理課は、高知県危機管理部危機管理・防災課及び所轄警察署に連絡する。 <p>[参考 5-3 高知県の連絡窓口]</p>	本部活動統制T
2. 埋没不発弾等の情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、以下の内容について情報収集し、又は記録に基づく史実等の調査を行う。 <p>[参考 5-4 主な収集情報] [参考 5-5 主な史実等の調査] [参考 5-6 埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー図]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査及び報告に基づき、埋没の可能性が高まれば、不発弾の発掘の実施を決定する。 	本部長

参考 5-3 高知県の連絡窓口

対象	連絡先
高知県危機管理部危機管理・防災課	TEL 823-9696
南国警察署	TEL 863-0110

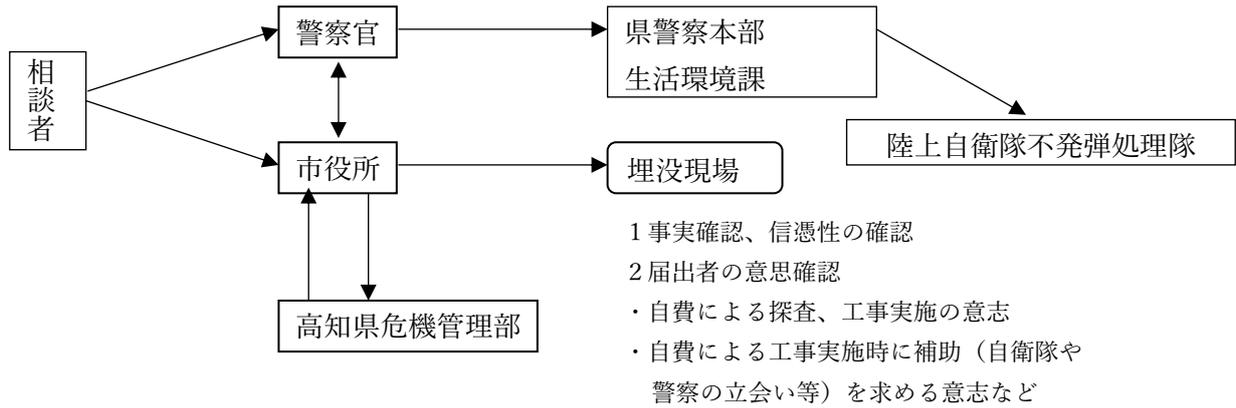
参考 5-4 主な収集情報

- 空襲（艦砲射撃）の年月日
- 推定埋没位置
- 空襲時（艦砲射撃）の目撃状況
- 推定埋没位置の現在の状況
- 他の目撃者の状況
- 土地所有者の確認
- その他必要な情報

参考 5-5 主な史実等の調査

- 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査
- 地史資料等の活用による事実関係調査
- 過去の不発弾発見情報調査（爆撃機移動参考基準として周辺5km程度）
- 旧軍の陣地・施設の情報調査

参考 5-6 埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー図



第9節 原子力事故災害対策

区分	実施内容	担当
1. 情報連絡体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力事故災害に対し万全を期すため、県との連携を密にし、県と国、関係市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。 ● 事故・異常発生時には県を通じてその情報を入手する。 	本部活動統制T
2. 住民等への情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力事故災害の正確な情報を住民に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、広報体制の整備を図る。 ● 原子力災害の特殊性を考慮し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速に伝達されるよう、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。 	本部活動統制T
3. 広域的な避難対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び他市町村と協力、連携して、他県からの避難者を想定し、一時的に受け入れる避難所及び長期的に受け入れ可能な避難所についてあらかじめ選定しておく。 	本部活動統制T
4. 緊急輸送活動等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送路の確保等が必要となる場合に備え、県を始めとして消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関との連携を図る。 	本部活動統制T
5. 観光対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各観光施設において、原子力事故災害発生時に周辺の空間放射線量率など関連する放射性物資にかかる測定結果を把握し、インターネット等で広く発信する広報手段を整備する。 	本部活動統制T

第3章 危機対応の実施項目

第1節 大規模な火事対策

区分	実施内容	担当
1. 情報の収集と伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災の発生状況や被災状況等の情報を収集し県へ報告する。 ● 火災・災害等報告要領に基づく消防庁及び県へ即報を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者3人以上生じたもの ・ 死者・負傷者の合計が10人以上生じたもの <small>[参考 5-7 大規模な火事災害時の通報・通信系統図]</small>	本部活動統制T
2. 消火活動等	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災の災害状況に応じ、警察等と連携した火災防ぎょ活動を行う。 ● 必要に応じて現地指揮本部を設置する。 	救助・消火活動T
3. 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が拡大し、市単独での消火が困難なときに以下の応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県への空中消火の要請 ・ 他の市町村への応援要請 ・ 消防庁長官への応援要請 	救助・消火活動T

【資料編】

高知県内市町村災害時相互応援協定

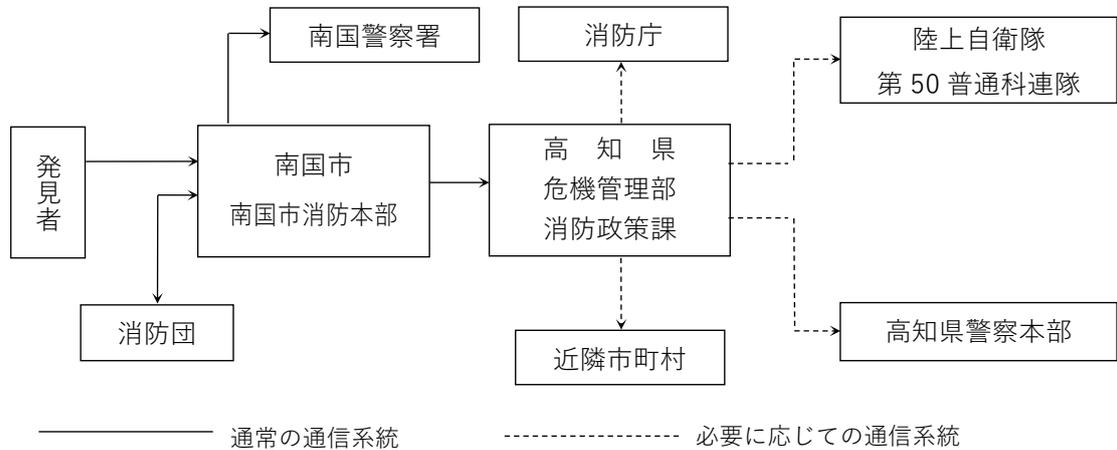
【参照】

高知県内広域消防相互応援協定

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

緊急消防援助隊要綱

参考 5-7 大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第2節 林野火災対策

区分	実施内容	担当
1. 情報の収集と伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災の発生状況や被災状況等の情報を収集し県へ報告する。 ● 火災・災害等報告要領に基づく消防庁及び県へ即報を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼損面積 10 ha以上と推定されるもの ・ 空中消火を実施したとき ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの <p>[参考 5-8 林野火災時の通報・通信系統図]</p>	本部活動統制 T 救助・消火活動 T
2. 消火活動等	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災の災害状況に応じ、警察等と連携した火災防ぎょ活動を行う。 ● 必要に応じて現地指揮本部を設置する。 	救助・消火活動 T
3. 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が拡大し、市単独での消火が困難なときに以下の応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県への空中消火の要請 ・ 他の市町村への応援要請 ・ 消防庁長官への応援要請 ・ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求 	救助・消火活動 T
4. 二次災害の防止活動等	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と協力して、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。 ● 県と協力して、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。 	土木施設復旧 T

【参照】

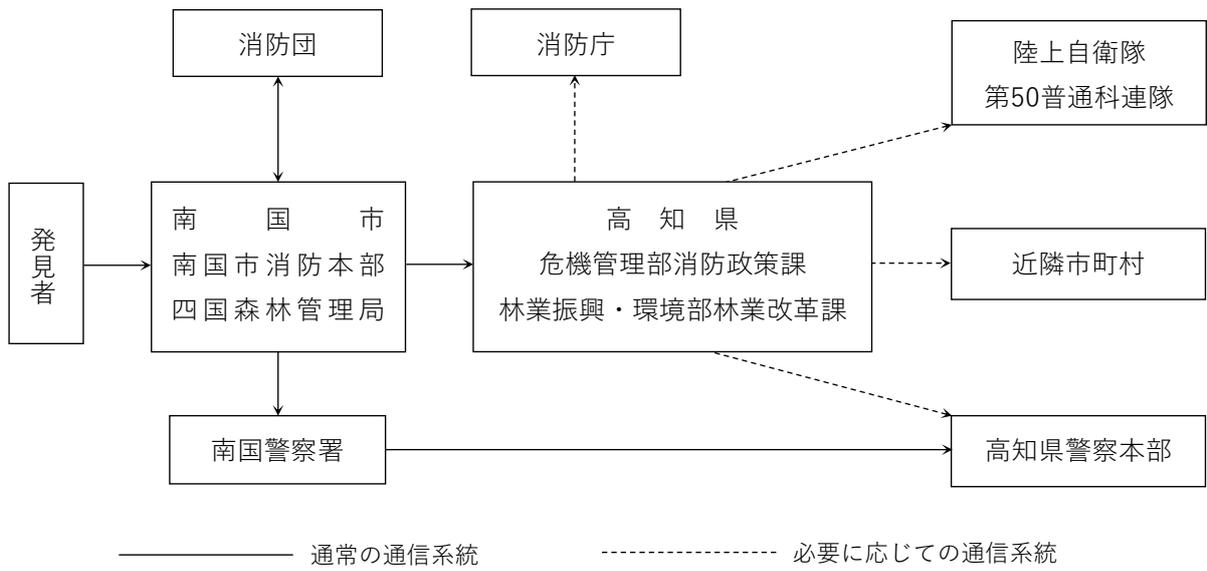
高知県内広域消防相互応援協定

他の市町村との相互応援協定

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

緊急消防援助隊要綱

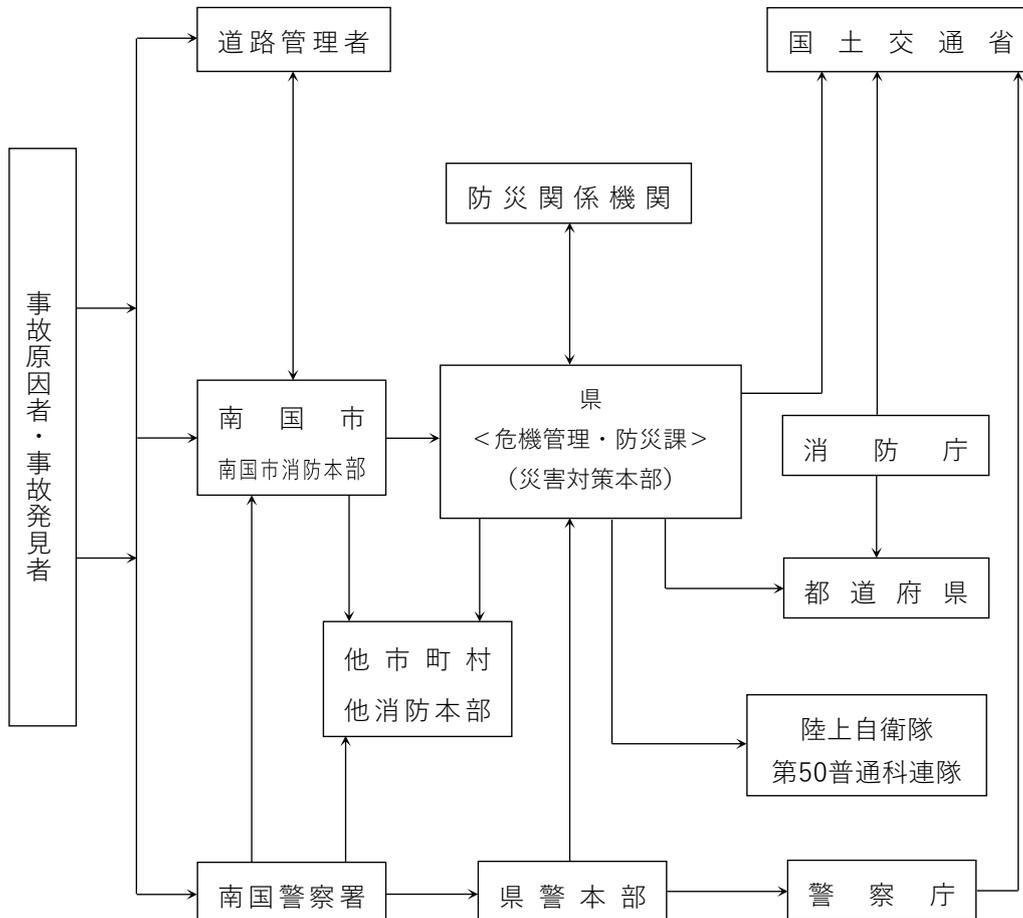
参考 5-8 林野火災時の通報・通信系統図



第3節 道路災害対策

区分	実施内容	担当
1. 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに被災者の避難誘導、交通規制等の必要な措置を講ずる。 ● 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導等の必要な措置を講ずる。 ● 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。 ● 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。 ● 災害の状況、施設の復旧状況等の情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。 <p>[参考 5-9 被害情報等の収集伝達系統図]</p>	土木施設復旧T
2. 災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。 ● 市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。 	本部活動統制T

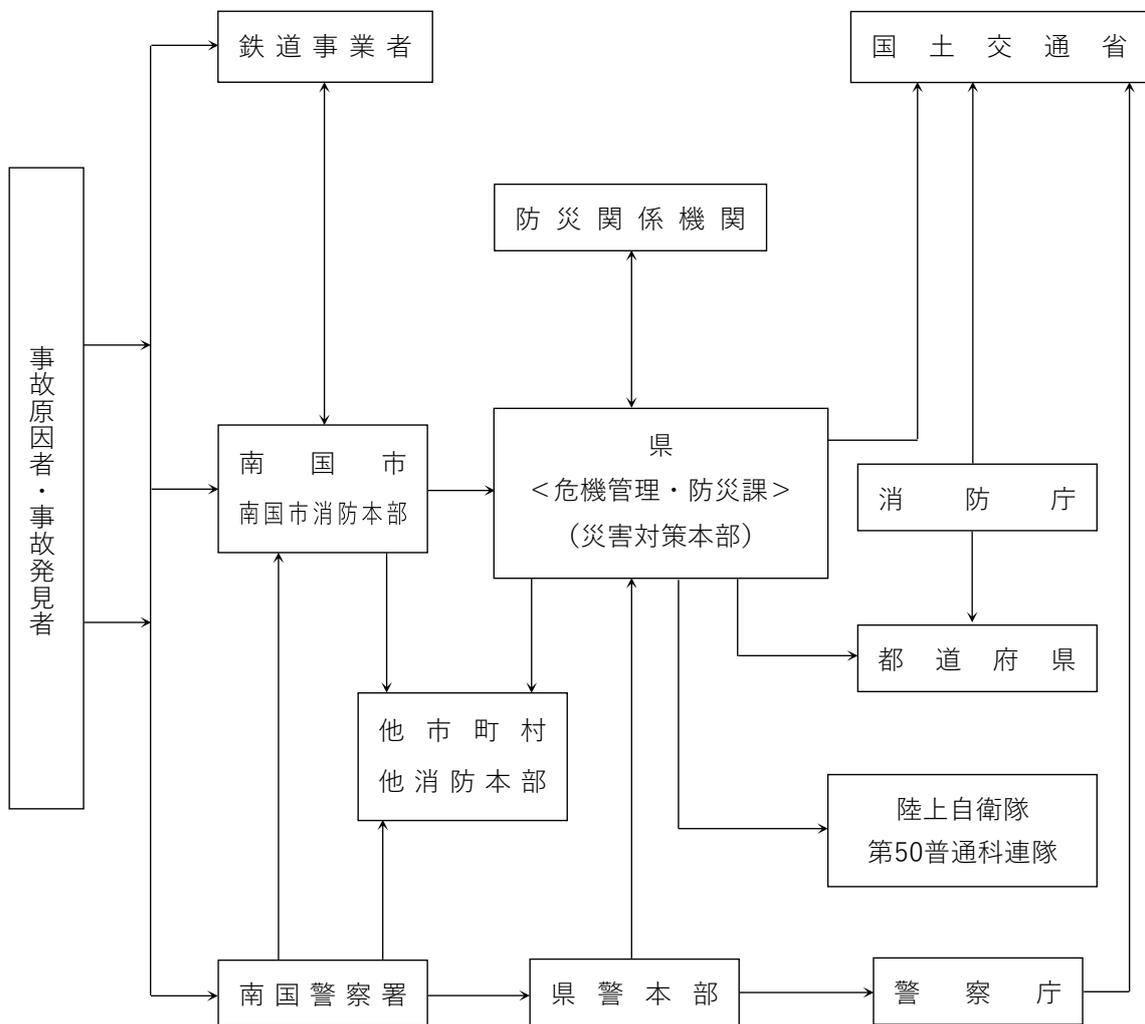
参考 5-9 被害情報等の収集伝達系統図



第4節 鉄道災害対策

区分	実施内容	担当
1. 災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。 市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。 <p>[参考 5-10 被害情報等の収集伝達系統]</p>	本部活動統制T

参考 5-10 被害情報等の収集伝達系統



第5節 航空機事故対策

5-1. 高知空港及びその周辺で航空災害が発生した場合

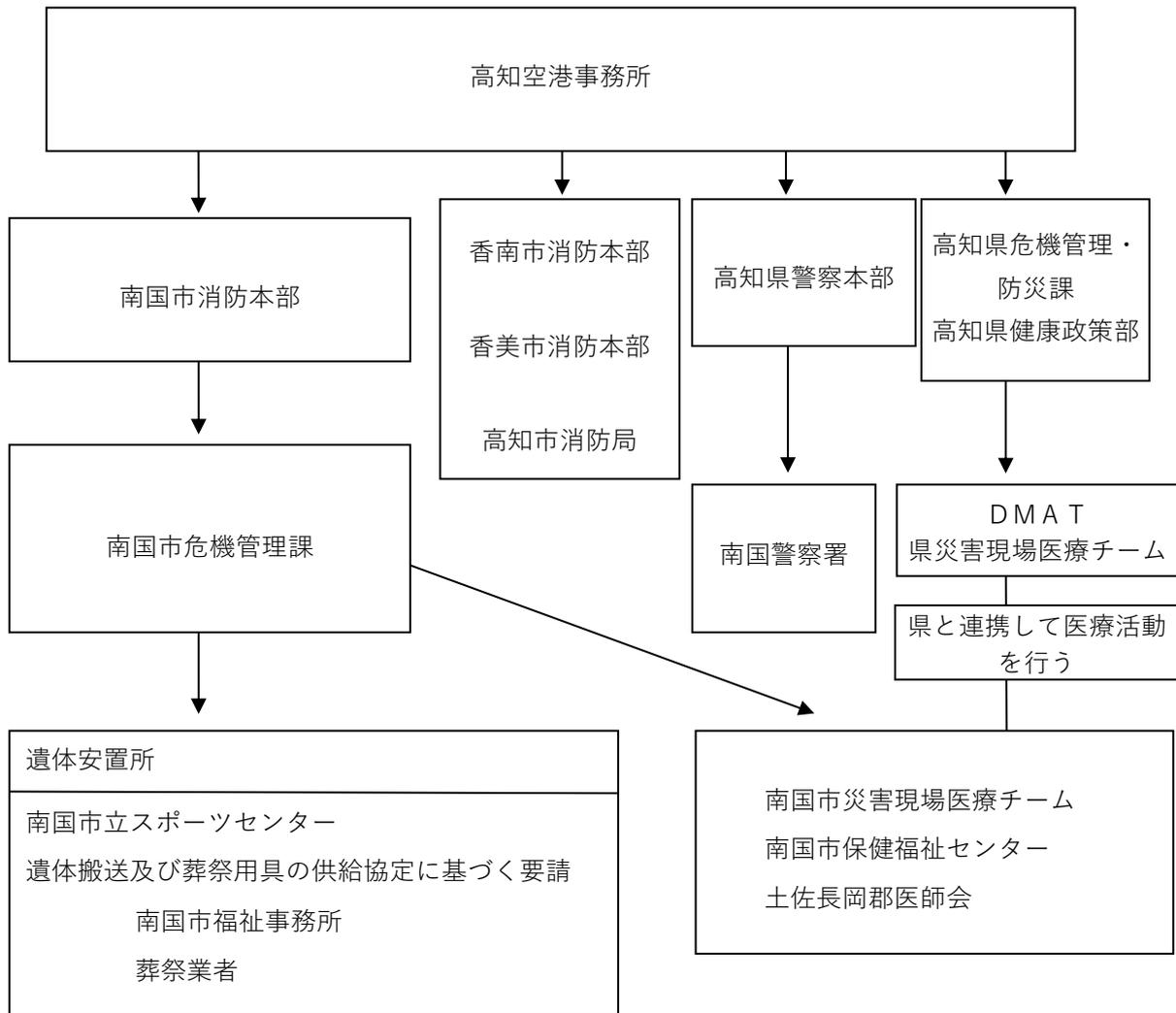
区分	実施内容	担当
1. 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知空港事務所が策定する「高知空港緊急計画」に基づいて応急対策を実施するほか、本編第1章に定める措置を必要に応じ実施する。 [参考 5-11 防災関係機関等の実施事項] [参考 5-12 南国市航空機事故緊急連絡系統図]	救助・消火活動T 土木施設復旧T

参考 5-11 防災関係機関等の実施事項

防災関係機関	実施業務
1. 南国市	① 収集した被災情報の迅速な県等関係機関への伝達 ② 救助・救急・消火活動の実施 ③ 警戒区域を設定しての立入りの制限 ④ 他市町村（消防本部）への応援要請 ⑤ 県への自衛隊災害派遣要請の要求 ⑥ 県への応援要請（化学消火薬剤等必要資機材の確保等） ⑦ 遺体安置所の必要機材、設備の準備及び遺体安置所への搬送
2. 高知空港事務所	① 救助・救急・消火活動の実施 ② 収集した被災情報の迅速な県等関係防災機関への伝達 ③ 防災関係機関と連携した応急対策実施体制の確立及び総合連絡調整 ④ 搭乗者及び死傷者の氏名等被害状況の迅速な把握 ⑤ 自衛隊への災害派遣要請
3. 県	① 被災情報の収集及び関係機関への伝達 ② 必要に応じて防災関係機関の行う応急対策活動の調整 ③ 必要に応じて地元市町村の行う応急対策活動への指示 ④ 地元市町村から要請がある場合の自衛隊への災害派遣要請 ⑤ 地元市町村から要請がある場合の他の市町村への応援の指示 ⑥ 地元市町村から要請がある場合の化学消火薬剤等必要資機材の確保等についての応援 ⑦ 県消防防災ヘリコプターによる被害状況の調査 ⑧ 県消防防災ヘリコプターによる消火活動等の実施
4. 県警察	① 消防機関等と連携した迅速な捜索、救出救助活動 ② 県警察ヘリコプターによる被害状況の調査 ③ 市町村職員がいない場合又は市町村職員から要請があった場

防災関係機関	実施業務
	合の警戒区域の設定 ④ 交通規制の実施 ⑤ 遺体の検視及び身元確認
5.(一社)土佐長岡郡医師会	① 医療チームを編成し、医療活動の実施 ② 遺体の検視
6.高知海上保安部	① 航空災害が海上に及ぶ場合、救助、捜索活動等の実施
7.自衛隊	① 高知空港長等からの災害派遣要請に基づき出動し、救助、捜索活動等の実施
8.その他の防災関係機関	① 各関係機関は、必要に応じ、本編第1章に定める措置の実施

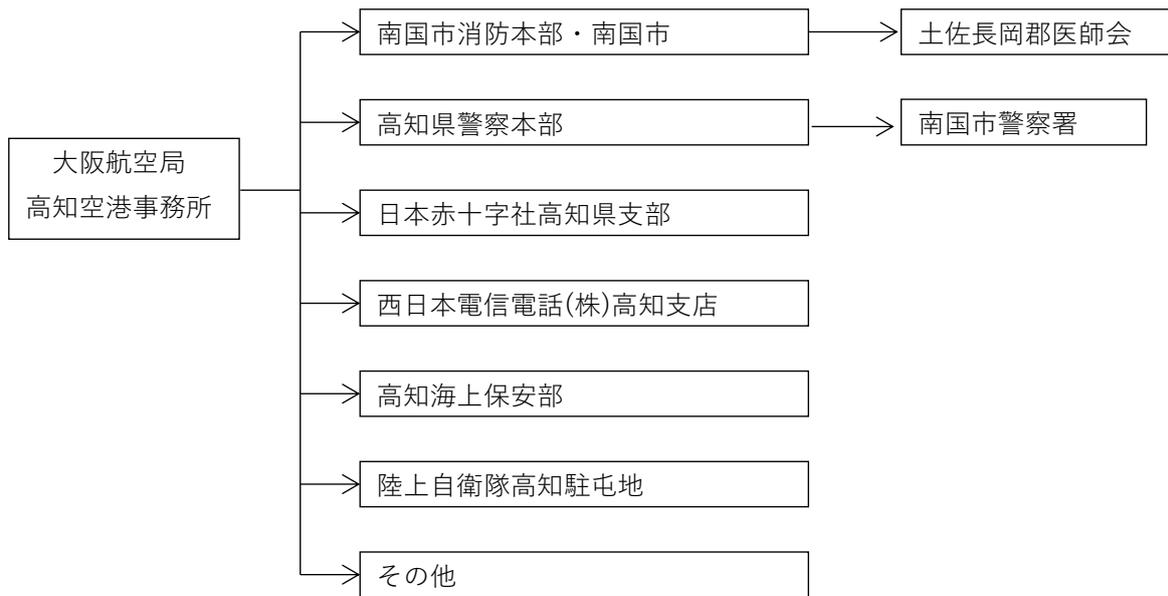
参考 5-12 南国市航空機事故緊急連絡系統図



5-2. 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合

区分	実施内容	担当
1. 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、防災関係機関、高知空港事務所と緊密な連携を図りながら、本編第1章に定める措置を実施する。 [参考 5-13 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合の連絡系統] [参考 5-14 関連計画及び協定等] 	救助・消火活動T 土木施設復旧T
2. 災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。 市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。 	救助・消火活動T

参考 5-13 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合の連絡系統



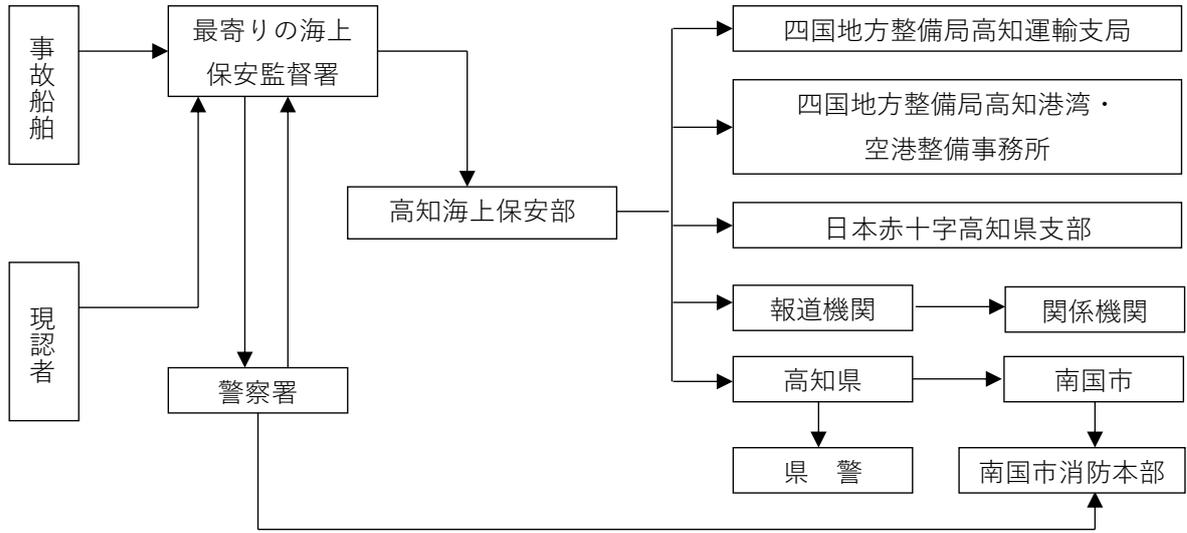
参考 5-14 関連計画及び協定等

- 高知空港緊急計画 (H21.3.31)
- 航空機事故対策関係機関連絡協議会会則(H21.4.1)
- 高知空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書(H21.3.31)
- 消火救難活動に関する覚書 (H21.3.31)
- 航空機の捜索、救難に関する協定 (S40.3.18)

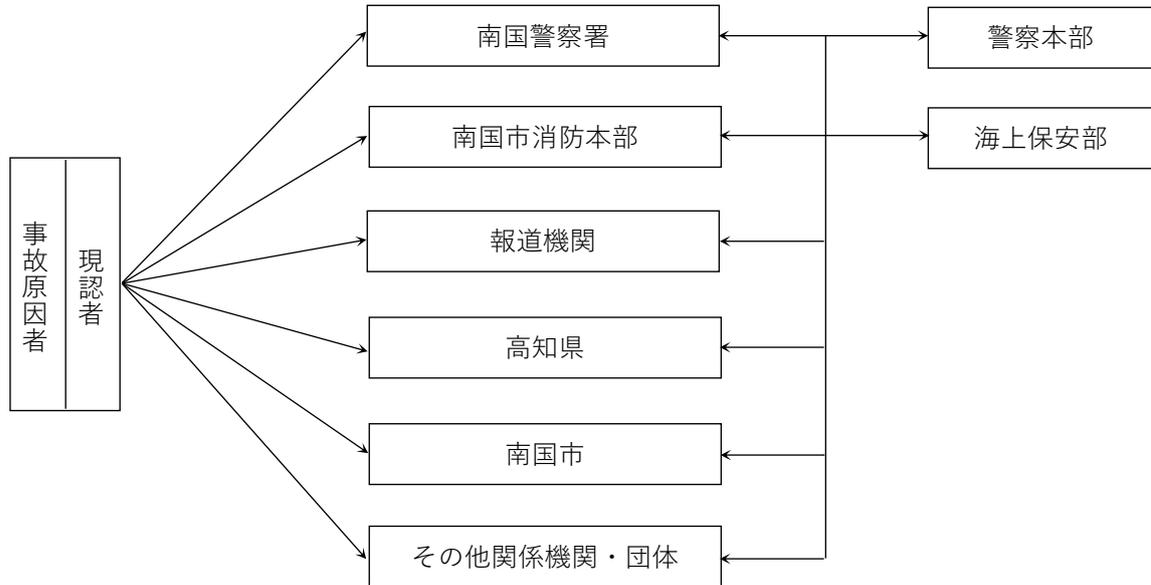
第6節 海上における流出油災害対策

区分	実施内容	担当
1. 情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 流出油災害の発生状況や被害状況等の情報の収集・伝達を行う。 <p>[参考 5-15 海上における流出油災害対策の通報連絡系統] [参考 5-16 陸上における流出油災害対策の通報連絡系統] [参考 5-17 船舶に対する周知] [参考 5-18 沿岸住民に対する周知]</p>	本部活動統制T
2. 対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 油流出事故等により、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、必要と認める場合は、南国市災害対策本部に準じた油流出事故対策本部を設置し、海上保安部、県、警察、関係市町村、港湾関係機関及び事故原因者と緊密な連携のもと、速やかに事態の処理に当たる。 	本部活動統制T
3. 海上警戒	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害現場における航行船舶の安全を確保するために、所属船舶をもって海上保安部の行う海上警戒に協力する。 	救助・消火活動T
4. 沿岸警戒	<ul style="list-style-type: none"> ● 油流出による災害が沿岸海域に波及するおそれがある場合は、必要に応じて火気使用の制限、禁止等自衛措置の指示勧告等の措置を行う。 	救助・消火活動T
5. 油流出の処理等	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関連機関が相互に協力して以下の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命の救助・救護、消火作業 ・ 油流出の処理作業（オイルフェンス張、油処理剤散布、焼却作業等） 	救助・消火活動T
6. 船舶その他、必要資材及び機材等の緊急調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関連機関の船舶、航空機及びその保有資材のみで迅速かつ効果的な防災活動が実施できないときは、関係機関が協議して総合的応急対策の実施計画を策定し、緊急調達を行う。 	救助・消火活動T
7. 費用の決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 油流出事故対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものについては、事故原因者と応急対策実施機関が協議し負担を決定する。 	本部活動統制T
8. ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行う。 	後方支援T
9. 現場作業者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知する。 ● 必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講じる。 	保健活動T

参考 5-15 海上における流出油災害対策の通報連絡系統



参考 5-16 陸上における流出油災害対策の通報連絡系統



参考 5-17 船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
高知海上保安部	無線通信・電話・拡声器	船舶全般
放送局	テレビ・ラジオ	

参考 5-18 沿岸住民に対する周知

機関名	周知手段	周知内容
高知海上保安部	船艇の拡声器	<ul style="list-style-type: none"> • 事故の状況 • 防災活動の状況 • 火気使用・交通等の制限 • 避難準備等の一般注意事項 • その他必要事項
放送局	テレビ・ラジオ	
市消防本部	消防車・広報車・その他の車両	
市危機管理課		
南国警察署	パトカーの拡声器等	

第7節 危険物等災害対策

7-1. 危険物対策

区分	実施内容	担当
1. 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。 ● 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。 	本部活動統制T 救助・消火活動T

【資料編】

南国市危険物施設

7-2. 高压ガス対策

※本編「第3章 第7節 危険物等災害対策 7-1 危険物対策」に準ずる。

7-3. 火薬類対策

※本編「第3章 第7節 危険物等災害対策 7-1 危険物対策」に準ずる。

7-4. 毒物・劇物対策

※本編「第3章 第7節 危険物等災害対策 7-1 危険物対策」に準ずる。

第8節 不発弾等処理対策

8-1. 埋没不発弾等の発掘事前準備

事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

区分	実施内容	担当
1. 発掘日程等の作成	● 本市による発掘の実施が決定された後の、具体的な発掘日程については、偶発的不発弾等の発掘及び処理日程による。	救助・消火活動T
2. 交付金の申請	● 「不発弾等交付金交付要綱」に基づき高知県（危機管理部危機管理・防災課）を通じて内閣府に交付申請を行う。	本部活動統制T
3. 事前調整会議	● 不発弾の探査終了後、おおむね次の内容を協議するため、本市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催する。 （事前調整事項） ● 各機関相互の発掘方針等の調整 ● 各部・チームの所掌事務に応じた役割分担の調整 ● 発掘当日の行動等についての調整	本部長
4. 発掘計画の策定等	● 事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、本市関係課及び関係機関は、各部・チームの所掌事務に応じて発掘計画を策定する。 [参考 5-19 発掘計画の項目]	本部活動統制T
5. 地元説明の実施	● 事前調整会議を踏まえ発掘計画に基づき地元説明を行う。	本部活動統制T

【参照】

昭和48年10月30日総管第524号の2 都道府県知事あて総理府総務副長官通達

参考 5-19 発掘計画の項目

- 工事計画
- 発掘に伴う構造物の移転計画
- 交通機関の運行計画
- 交通規制計画
- 広報計画
- 警備計画
- 警戒区域設定と避難計画
- 救急・救護計画
- 発掘日までの保安計画
- その他必要な各機関別の行動計画

8-2. 埋没不発弾等の発掘

区分	実施内容	担当
1. 埋没不発弾等の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ● 発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。 ● 発掘に当たり住民避難・交通規制等の判断には、自衛隊等専門家の意見収集分析が必要であり、状況に応じて市から自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立会を要請する。 <p>[参考 5-20 自衛隊の相談・要請先]</p>	後方支援 T 救助・消火活動 T

参考 5-20 自衛隊の相談・要請先

対象	連絡先
陸上自衛隊第14旅団司令4部	TEL 0877-62-2311

8-3. 「偶発的発見不発弾」等の処理対策

区分	実施内容	担当
1. 連絡の窓口等	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事現場等から偶発的に発見された不発弾の処理作業に関する対応については、市危機管理課を窓口とする。 ● 相談を受けた市危機管理課は、高知県危機管理部危機管理・防災課及び所轄警察署に連絡する。 [参考 5-21 通報伝達先]	本部活動統制T
2. 処理対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 不発弾等処理の対応について、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、住民の安全対策等の対応を行う。 [参考 5-22 不発弾等の処理の流れ]	救助・消火活動T
3. 関係課調整会議及び不発弾処理調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係課と調整会議を行う。 ● また、関係課調整会議を踏まえ、本市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。 	本部長
4. 自衛隊との協定締結等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不発弾処理調整会議を踏まえ、不発弾等の処理に当たって、市と自衛隊において協定を締結する。 [参考 5-23 自衛隊との主な締結内容]	本部活動統制T

【参照】

昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

参考 5-21 通報伝達先

対象	連絡先
高知県危機管理部危機管理・防災課	TEL 823-9696
南国警察署	TEL 863-0110

参考 5-22 不発弾等の処理の流れ



参考 5-23 自衛隊との主な締結内容

- 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- 本市が行う安全管理の対応処理作業に伴い実施する住民退去等
- 不発弾等処理を実施する期間等
- その他処理に際して必要な事項

8-4. 災害対策本部の実施事項

区分	実施内容	担当
1. 南国市災害対策本部の設置	● 市長を災害対策本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応を始めとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。	本部長
2. 警戒区域の設定	● 不発弾等処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、不発弾等処理対策に従事する者以外の者及び車両等に対して立入の禁止と退去を命ずる。	本部長
3. 避難等の実施	● 事前に策定した避難計画に基づき、避難誘導係の配置、住民等に対する避難広報の実施、避難所の開設と運営を実施するとともに住民等を避難させる。	本部長
4. 情報の受伝達	● 必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。 [参考 5-24 情報の受伝達事項]	本部活動統制T
5. 報道対応等	● 取材報道機関に対し、不発弾等処理に関する状況を随時説明する。	本部活動統制T
6. その他連絡調整	● 国土交通省大阪航空局高知空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。 ● なお、危険空域は、不発弾処理現場の中心から、爆発想定規模に応じ設定される。	本部活動統制T

参考 5-24 情報の受伝達事項

- 不発弾等の処理作業の進行状況
- 避難所における避難者の状況
- 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- 駅等における乗客等の滞留状況
- その他必要な情報

第9節 原子力事故災害対策

9-1. 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

区分	実施内容	担当
1. 原子力事業者からの通報連絡	● 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に規定する特定事象が発生した場合は、県を通じて情報の入手に努める。	本部活動統制T
2. 県における情報収集	● 県で収集される以下の情報の入手に努める。 ・ 愛媛県の災害対策本部等に派遣する情報連絡要員からの情報 ・ 国、原子力事業者に対して派遣要請する専門職員等からの情報	本部活動統制T
3. 情報伝達	● 住民に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達する。 ● 把握した情報を、関係する防災関係機関等に対して速やかに連絡し、必要に応じて応急対策活動への協力を要請する。	本部活動統制T

(2) 防護活動

区分	実施内容	担当
1. 屋内退避と避難	● 県から住民への避難要請があった場合、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先、その他必要事項について県と調整を行い、住民への屋内退避等の指示を行う。	本部活動統制T
2. 安定ヨウ素剤の配布と服用	● 県の住民への安定ヨウ素剤の配布、服用の指示の実施について協力して行う。	医療救護所運営T
3. 防災関係機関との協力	● 県及び他市町村と連携し、住民の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、防災関係機関との調整を図る。	本部活動統制T
4. 要配慮者への配慮	● 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、その他要配慮者について十分配慮した応急対策活動の実施に努める。	要配慮者支援T

(3) 広域的な避難対策と支援

区分	実施内容	担当
1. 他県からの避難者の受入れ	● 他県から避難者受入れの要請があった場合、調整の上、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行う。	避難者支援 T
2. 生活支援と情報提供	● 住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、県及び他市町村と調整の上必要な支援を行う。	本部活動統制 T

(4) 広報活動

区分	実施内容	担当
1. 住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等に対する広報を迅速かつ的確に行うよう、広報に当たっては窓口を一元化して情報の不統一を避けるとともに、情報入手から広報活動への円滑な実施に努める。 ● 放射性物質又は放射線の測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等さまざまな広報媒体、報道機関を通じて公表する。 	本部活動統制 T
2. 県の相談専用窓口との連携	● 県の相談専用窓口との連絡を密にして報の一元化を図る。	本部活動統制 T

9-2. 復旧対策

区分	実施内容	担当
1. 緊急時のモニタリング	● 県により実施される放射性物質又は放射線の放出に関するモニタリング情報を収集し、住民等に周知を行う。	本部活動統制 T
2. 他市町村への支援	● 他市町村への支援に関し、必要な物資の提供、避難者の受入れ、避難者の搬送や物資の輸送にかかる移動手段の提供、職員の派遣等、必要な支援を継続する。	後方支援 T
3. 避難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び他市町村と協力して、市域を越えた避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行う。 ● 県外への避難者に対しては、県を通じて、困り事や要望等を把握し、必要な支援を継続する。 	保健活動 T
4. 避難の解除	● 拡散した放射性物質による積算線量や空間放射線量率、除染活動の実施状況等を踏まえ、県より避難の解除要請があった場合、避難の解除を行う。	本部活動統制 T
5. 風評被害への対策	● 県から発信される安全宣言等の情報の収集に努め、風評被害に対する適切な対応をとる。	本部活動統制 T

第10節 その他の災害対策

区分	実施内容	担当
1. 健康危機	<ul style="list-style-type: none"> ● 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等の原因により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」を準用し、県と連携した対策を実施する。 ● 健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、関係機関と連携して総合的な対策を実施する。 	保健活動T
2. 予期しない原因による災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 予期しない原因により甚大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、関係機関と連携して総合的な対策を実施する。 	本部活動統制T

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2章 計画に盛り込むべき事項

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において市計画で盛り込むべきとされる事項については、「南国市地域防災計画 本編」、「南国市地域防災計画 基本マニュアル編」、「南国市地域防災計画 資料編」の各編に記載されている。

第3章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報

1-1. 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は南海トラフの想定震源域及びその周辺で、大規模地震や地殻変動等の異常な現象が観測された場合に、国の評価検討会の検討を経て、気象庁より発表される情報である。発表される情報には以下の4つがある。

種類	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生し、南海トラフ地震との関連について調査を開始する場合 ● 想定震源域内のプレート境界通常と異なるゆっくりすべり等が発生している可能性がある場合など、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内で、モーメントマグニチュード※7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ● 想定震源域内でのプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none"> ● （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※モーメントマグニチュードとは、断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

1-2. 臨時情報に対する基本的な考え方

臨時情報発表に対する防災対応の方針は以下のとおりとする。

- 臨時情報は「事前避難」に資するものとして取り扱う
- 市民自らがより安全な防災行動を選択できる対応を目指す
- 本計画による対応をあらかじめ住民に促すことにより、住民の防災意識の向上を目指す

第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する備え

区分	実施内容	担当
1. 住民への周知	● 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。	本部活動統制T
2. 地域住民等の避難行動等	● 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。 ● 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。	本部活動統制T
3. 交通対策	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。	本部活動統制T
4. 滞留旅客等に対する措置	● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。	本部活動統制T

第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応

3-1. 住民事前避難対象地域

住民事前避難対象地域（以下、「事前避難対象地域」という。）は以下の3つとする。

- 平成24年12月公表の高知県津波浸水予測により津波浸水が想定される区域
- 高知県の指定する土砂災害特別警戒区域のうち土石流及び急傾斜地に係るもの
- 耐震性のない住居

3-2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、災害対策本部を設置し、迅速な対応を図ることができる体制を整える。

3-3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、以下の対応を取る。

区分	実施内容
1. 災害対策本部の設置	● 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表を確認した場合は速やかに災害対策本部を立ち上げる。
2. 避難情報の発令	● 「事前避難対象地域」に対して避難指示（緊急）、「事前避難対象地域」以外の地域に高齢者等避難を発令する。
3. 市立小学校・中学校及保育所について	● 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表を確認した場合は、速やかに休校及び休園措置を取る。その場合、立地条件に応じて施設内での安全確保又は立ち退き避難を行う。
4. 対応期間	● 原則、発表から1週間を対応期間とし、以降の1週間については、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に切り替える。

3-4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、以下の対応を取る。

区分	実施内容
1. 災害対策本部の設置	● 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表を確認した場合は速やかに災害対策本部を立ち上げる。
2. 避難情報の発令	● 南国市全域に高齢者等避難を発令する。
3. 市立小学校・中学校及保育所について	● 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表を確認した場合は、速やかに休校及び休園措置を取る。その場合、立地条件に応じて施設内での安全確保又は立ち退き避難を行う。
4. 対応期間	● 原則、発表から1週間を対応期間とする。

《臨時情報発表時の対応》

種類	対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	● 災害対策本部を立ち上げる
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	● 事前避難対象地域へ避難指示（緊急）を発令 ● 事前避難対象地域以外の地域へ高齢者等避難を発令 ● 市立小中学校及び保育所の休校・休園
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	● 市全域に高齢者等避難を発令 ● 市立小中学校及び保育所の休校・休園